

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節 埼玉県の地震の概要

- 【資料編Ⅱ-1-1-1】 埼玉県の地形・地質
- 【資料編Ⅱ-1-1-2】 地震の基礎知識
- 【資料編Ⅱ-1-1-3】 埼玉県における地震被害

第2節 地震被害想定

第1 概要

県は、平成24～25年度の2か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、本県では今回が5回目の実施となる。

第2 想定条件

1 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○ 季節・時刻3ケース

- ・冬5時－大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬18時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○ 風速2ケース

- ・3m/s－平均的な風速のケース
- ・8m/s－強風のケース

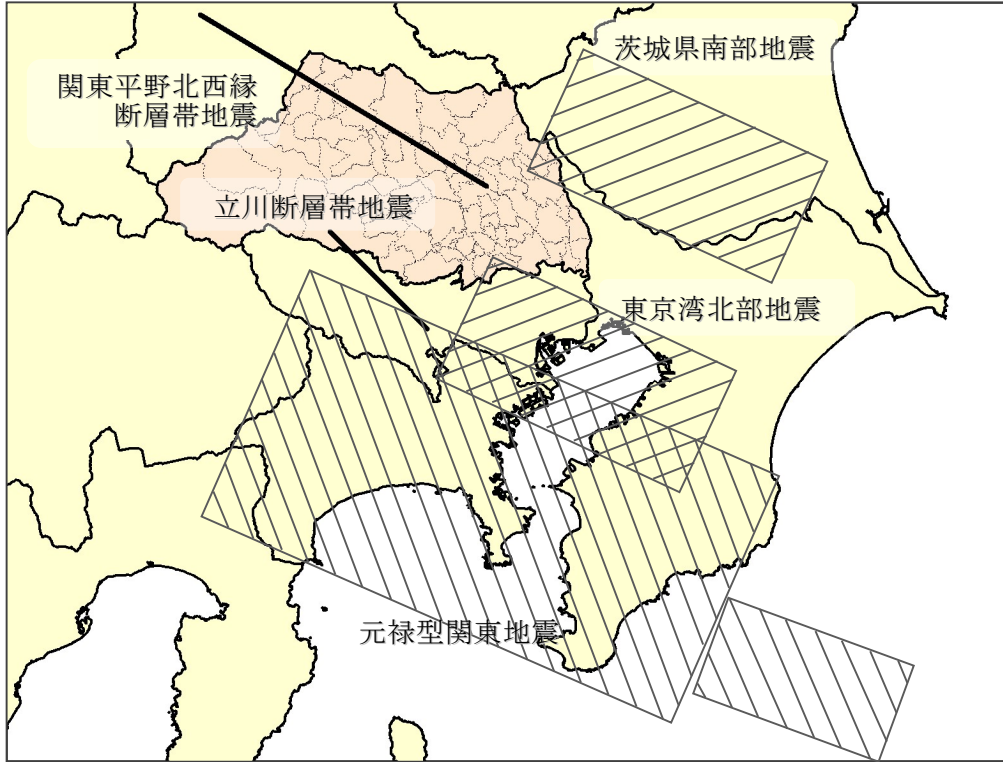
2 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

| 地震のタイプ | 想定地震 | マグニチュード | 説明 |
|--------|--------------|---------|---|
| 海溝型 | 東京湾北部地震 | 7.3 | フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70% |
| | 茨城県南部地震 | 7.3 | |
| | 元禄型関東地震 | 8.2 | 過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0% |
| 活断層型 | 関東平野北西縁断層帯地震 | 8.1 | 深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008% |
| | 立川断層帯地震 | 7.4 | 最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2% |

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

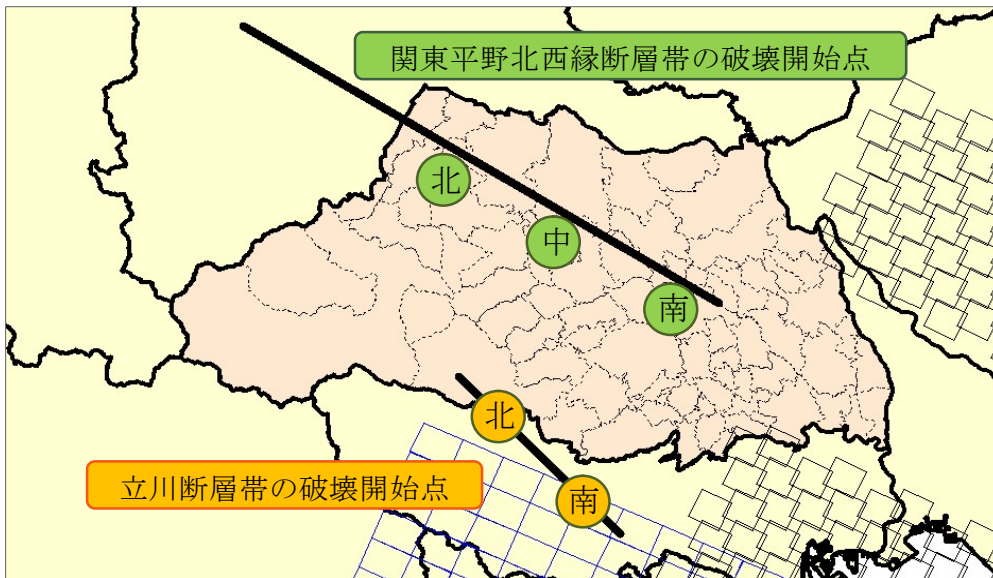
【想定地震の断層位置図】



3 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。



第3 想定結果

1 地震動

○ 東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境から概ね4kmの範囲に集中する。

震度6弱の地域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。

最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に11市区町存在し、震度6強の地域は、南東部県境付近に集中している。

○ 茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。

最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に5市町存在し、震度6強の地域は、中川低地沿いに散在している。

○ 元禄型関東地震（マグニチュード8.2）

最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。

○ 関東平野北西縁断層帯による地震（マグニチュード8.1）

最大震度は7である。最大震度が7となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町（北、南パターン）、17市区町（中央パターン）存在する。また、最大震度が6強以上となる市区町村は、45市区町村（全パターン）存在する。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。

・破壊開始点：北

吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

・破壊開始点：中央

吉見町・川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

・破壊開始点：南

川島町・北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

○ 立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在します。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

・破壊開始点：北

入間市に震度6強が集中して分布し、県境から10km程度に震度6弱が集中して分布する。

・破壊開始点：南

入間市、所沢市に震度6強が集中して分布し、その周囲10km程度に震度6弱が集中して分布する。

2 液状化

○ 東京湾北部地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.6%である。

○ 茨城県南部地震

中川低地の広い範囲に液状化可能性の高いか、やや高い地域が存在する。液状化可能性の高い地域は主に県東部を中心に分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.5%、やや高い面積率は8.8%である。

○ 元禄型関東地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高いか、やや高い地域が点在する。全県で液状化可能性の高い面積率は0.1%、やや高い面積率は2.5%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.8%、やや高い面積率は5.9%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点中央）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.5%である。

○ 関東平野北西縁断層帯（破壊開始点南）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.7%、やや高い面積率は5.6%である。

○ 立川断層帯（破壊開始点北）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高い地域はごくわずかであり、やや高い面積率は0.1%である。

○ 立川断層帯（破壊開始点南）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高いか、やや高い地域はわずかである。

想定地震別被害想定結果集計表

| 項目 | 予測内容 | ケース | 風速 | 東京湾北部 | 茨城県南部 | 元禄型関東 | 関東平野北西縁 | | | 立川断層帯 | | |
|---------------|------------------|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------|---------|
| | | | | | | | (破壊開始点北) | (破壊開始点中央) | (破壊開始点南) | (破壊開始点北) | (破壊開始点南) | |
| 建物 | 全壊数 | — | — | 13,380 | 8,496 | 2,117 | 55,129 | 49,087 | 50,058 | 1,026 | 1,931 | |
| | 半壊数 | — | — | 42,743 | 27,572 | 9,536 | 101,874 | 106,498 | 102,753 | 9,592 | 13,389 | |
| 火災 | 焼失棟数 | 冬5時 | 3m/s | 155 | 185 | 42 | 1,781 | 1,956 | 2,214 | 121 | 222 | |
| | | | 8m/s | 206 | 258 | 52 | 2,088 | 2,202 | 2,515 | 142 | 271 | |
| | | 夏12時 | 3m/s | 411 | 437 | 204 | 2,687 | 2,833 | 3,208 | 324 | 448 | |
| | | | 8m/s | 515 | 573 | 242 | 3,123 | 3,187 | 3,635 | 380 | 536 | |
| | | 冬18時 | 3m/s | 1,286 | 1,318 | 579 | 10,093 | 10,535 | 10,988 | 955 | 1,381 | |
| | | | 8m/s | 1,572 | 1,763 | 694 | 11,669 | 11,822 | 12,372 | 1,117 | 1,642 | |
| 人的被害 | 死者数(人) | 冬5時 | 3m/s | 585 | 143 | 34 | 3,593 | 3,188 | 3,284 | 75 | 141 | |
| | | | 8m/s | 585 | 143 | 34 | 3,599 | 3,192 | 3,292 | 75 | 141 | |
| | | 夏12時 | 3m/s | 361 | 77 | 27 | 1,577 | 1,399 | 1,470 | 43 | 76 | |
| | | | 8m/s | 361 | 77 | 27 | 1,580 | 1,401 | 1,474 | 43 | 76 | |
| | | 冬18時 | 3m/s | 442 | 107 | 31 | 2,498 | 2,207 | 2,340 | 60 | 106 | |
| | | | 8m/s | 442 | 107 | 31 | 2,518 | 2,221 | 2,364 | 60 | 106 | |
| | 負傷者数(人) | 冬5時 | 3m/s | 7,211 | 2,777 | 1,252 | 23,570 | 23,144 | 22,849 | 1,607 | 2,307 | |
| | | | 8m/s | 7,215 | 2,782 | 1,252 | 23,590 | 23,161 | 22,867 | 1,608 | 2,310 | |
| | | 夏12時 | 3m/s | 4,842 | 1,770 | 1,011 | 16,521 | 15,680 | 15,816 | 1,117 | 1,506 | |
| | | | 8m/s | 4,847 | 1,776 | 1,013 | 16,540 | 15,696 | 15,835 | 1,120 | 1,511 | |
| | | 冬18時 | 3m/s | 5,293 | 2,082 | 1,037 | 17,441 | 16,883 | 16,827 | 1,340 | 1,804 | |
| | | | 8m/s | 5,309 | 2,104 | 1,042 | 17,509 | 16,939 | 16,887 | 1,348 | 1,817 | |
| 生活支障 | 避難所避難者数-1日後-(人) | 冬18時 | 3m/s | 42,945 | 26,441 | 7,808 | 115,313 | 109,011 | 113,168 | 6,407 | 10,248 | |
| | | | 8m/s | 43,538 | 27,396 | 8,041 | 117,990 | 111,228 | 115,499 | 6,742 | 10,810 | |
| | 避難所避難者数-1週間後-(人) | 冬18時 | 3m/s | 53,690 | 40,932 | 6,507 | 142,808 | 134,222 | 133,944 | 6,006 | 10,943 | |
| | | | 8m/s | 54,180 | 41,705 | 6,701 | 144,968 | 136,015 | 135,821 | 6,286 | 11,409 | |
| | 避難所避難者数-1ヶ月後-(人) | 冬18時 | 3m/s | 21,472 | 15,577 | 3,904 | 122,102 | 111,525 | 105,847 | 3,203 | 5,124 | |
| | | | 8m/s | 21,769 | 16,052 | 4,020 | 123,342 | 112,563 | 106,932 | 3,371 | 5,405 | |
| 帰宅困難者数(人) | 夏12時 | — | 600,573 ~667,146 | 517,986 ~531,986 | 557,627 ~630,959 | 654,886 ~759,074 | 654,517 ~759,020 | 608,602 ~713,098 | 467,590 ~522,786 | 342,580 ~356,211 | | |
| ライフライン | 電力 | 冬18時 | 電柱被害数(本) | 3m/s | 1,462 | 1,153 | 348 | 9,740 | 8,917 | 9,356 | 409 | 625 |
| | | | 8m/s | 1,546 | 1,292 | 382 | 10,244 | 9,336 | 9,816 | 456 | 704 | |
| | | | 停電世帯数-1日後-(世帯) | 3m/s | 52,576 | 33,791 | 8,757 | 207,158 | 188,702 | 190,331 | 5,126 | 9,116 |
| | | | 8m/s | 52,970 | 34,311 | 8,905 | 208,350 | 189,772 | 191,344 | 5,337 | 9,456 | |
| | 通信 | 冬18時 | 電柱被害数(本) | 3m/s | 544 | 391 | 125 | 3,757 | 3,468 | 3,585 | 143 | 211 |
| | | | 8m/s | 572 | 433 | 136 | 3,950 | 3,629 | 3,756 | 159 | 237 | |
| | | | 不通回線数-1日後-(回線) | 3m/s | 2,971 | 1,977 | 764 | 12,848 | 12,355 | 13,694 | 1,089 | 1,646 |
| | | | 8m/s | 3,238 | 2,356 | 864 | 14,103 | 13,415 | 14,876 | 1,237 | 1,907 | |
| | 都市ガス | 供給停止件数-直後-(件) | — | — | 775,111 | 581,221 | 397,910 | 757,513 | 730,378 | 742,345 | 71,668 | 91,625 |
| | 上水道 | 配水管被害数(箇所) | — | — | 951 | 1,425 | 46 | 5,577 | 4,730 | 4,403 | 165 | 269 |
| | | 断水人口-1日後-(人) | — | — | 549,693 | 579,491 | 21,807 | 1,409,266 | 1,305,614 | 1,208,646 | 81,393 | 128,799 |
| | 下水道 | 管渠被災距離(km) | — | — | 3,372 | 2,963 | 2,800 | 3,749 | 3,713 | 3,725 | 2,244 | 1,868 |
| 機能支障人口-直後-(人) | | — | — | 1,086,792 | 945,427 | 895,205 | 1,168,103 | 1,161,931 | 1,163,996 | 714,508 | 593,219 | |
| その他 | エレベータ閉じこめ(台) | — | — | 1,495 | 782 | 518 | 1,759 | 1,759 | 1,795 | 379 | 387 | |
| | 自力脱出困難者数(人) | 冬5時 | — | 3,207 | 651 | 170 | 12,520 | 11,217 | 11,759 | 327 | 629 | |
| | 災害廃棄物量(万トン) | 冬18時 | 3m/s | 299.7 | 195.7 | 59.2 | 1,081.6 | 992.6 | 1,031.4 | 36.4 | 58.5 | |
| | | | 8m/s | 305.7 | 204.0 | 61.5 | 1,114.4 | 1,019.3 | 1,060.7 | 39.6 | 63.6 | |
| 中高層階支障世帯数(世帯) | 冬18時 | 8m/s | 7,069 | 3,533 | 3,386 | 6,389 | 5,940 | 6,308 | 2,456 | 2,260 | | |

*ケース、風速の欄にある“—”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

<参考：国の被害想定>

中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定（平成25年12月）

1 地震動

「首都直下地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）による。震度分布は次図のとおり。

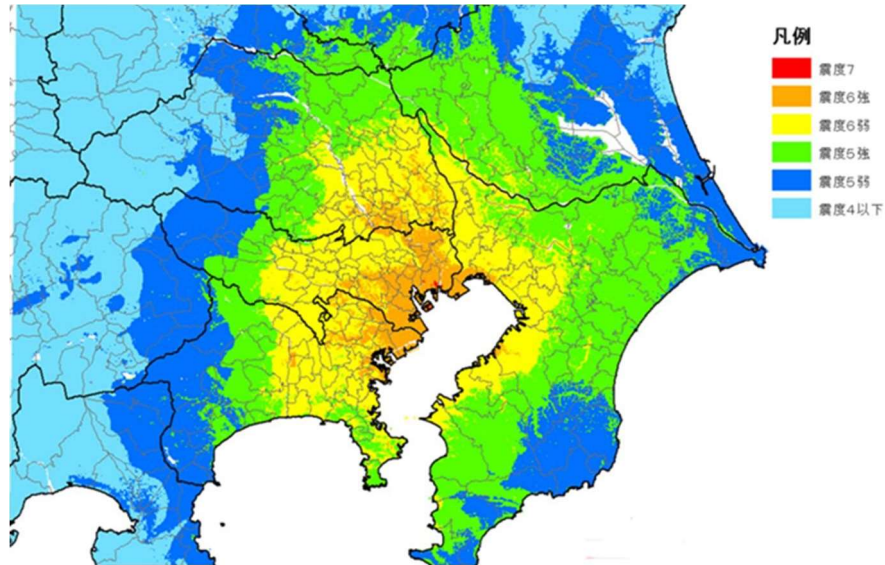


図 震度分布（都心南部直下地震）

2 季節、気象条件等の設定

○ 発災季節・時間帯

- ・ 冬深夜 ・ 夏昼 ・ 冬夕

○ 風速

- ・ 3m/s（日平均風速） ・ 8m/s（日最大風速よりもやや強めの風速）

3 想定結果

(1) 建物等被害 ()は埼玉県内の被害(内数)

| 項目 | | 冬・深夜 | 夏・昼 | 冬・夕 |
|---------------|----------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 揺れによる全壊 | | 約 175,000 棟 (約 21,000 棟) | | |
| 液状化による全壊 | | 約 22,000 棟 (約 4,900 棟) | | |
| 急傾斜地崩壊による全壊 | | 約 1,100 棟 (約 20 棟) | | |
| 地震火災による焼失 | 風速 3 m/s | 約 49,000 棟 (約 3,800 棟) | 約 38,000 棟 (約 2,000 棟) | 約 268,000 棟 (約 42,000 棟) |
| | 風速 8 m/s | 約 90,000 棟 (約 7,700 棟) | 約 75,000 棟 (約 5,800 棟) | 約 412,000 棟 (約 71,000 棟) |
| 全壊及び焼失棟数合計 | 風速 3 m/s | 約 247,000 棟 (約 30,000 棟) | 約 236,000 棟 (約 28,000 棟) | 約 465,000 棟 (約 68,000 棟) |
| | 風速 8 m/s | 約 287,000 棟 (約 34,000 棟) | 約 272,000 棟 (約 32,000 棟) | 約 610,000 棟 (約 97,000 棟) |
| ブロック塀等転倒数 | | 約 80,000 件 | | |
| 自動販売機転倒数 | | 約 15,000 件 | | |
| 屋外落下物が発生する建物数 | | 約 22,000 棟 | | |

全壊の定義：(以降、同じ)

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。なお、建物の構造的な倒壊・崩壊はこの全壊に含まれる。

なお、液状化の場合、外観目視判定により一見して住家全部あるいは一部の階が倒壊している等の場合、あるいは傾斜が 1/20 以上の場合、あるいは住家の床上 1 m まで地盤面下に潜り込んでいる場合が全壊に相当する。液状化による建物全壊等によって人的被害は発生した事例は少ない。

(2) 人的被害 () は埼玉県内の被害(内数)

(人)

| 項目 | | 冬・深夜 | 夏・昼 | 冬・夕 |
|-----------------------------------|----------|--|--|--|
| 建物倒壊等による死者 | | 約 11,000 (約 1,300) | 約 4,400 (約 400) | 約 6,400 (約 700) |
| うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物 | | 約 1,100 (約 200) | 約 500 (約 60) | 約 600 (約 90) |
| 急傾斜地崩壊による死者 | | 約 100 (-) | 約 30 (-) | 約 60 (-) |
| 地震火災による死者 | 風速 3 m/s | 約 2,100 ～約 3,800 約 200 ～約 300 | 約 500 ～約 900 約 20 ～約 40 | 約 5,700 ～約 10,000 約 900 ～約 1,700 |
| | 風速 8 m/s | 約 3,800 ～約 7,000 約 300 ～約 600 | 約 900 ～約 1,700 約 70 ～約 100 | 約 8,900 ～約 16,000 約 1,600 ～約 3,000 |
| ブロック塀・自動販売機の 転倒、屋外落下物による死者 | | 約 10 (-) | 約 200 (約 10) | 約 500 (約 20) |
| 死者数合計 | 風速 3 m/s | 約 13,000 ～約 15,000 約 1,500 ～約 1,600 | 約 5,000 ～約 5,400 (約 500) | 約 13,000 ～約 17,000 約 1,700 ～約 2,500 |
| | 風速 8 m/s | 約 15,000 ～約 18,000 約 1,700 ～約 1,900 | 約 5,500 ～約 6,200 約 500 ～約 600 | 約 16,000 ～約 23,000 約 2,400 ～約 3,800 |
| 負傷者数 | | 約 109,000 ～約 113,000 | 約 87,000 ～約 90,000 | 約 112,000 ～約 123,000 |
| 揺れによる建物被害に伴う 要救助者 (自力脱出困難者) | | 約 72,000 | 約 54,000 | 約 58,000 |

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、本県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

第4節 災害対応の方針

第1 想定結果を受けた対応

埼玉県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施したところである。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査したところ、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。

しかし、今後30年以内の地震発生確率は、ほぼ0%～0.008%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。（第4編 複合災害対策編）

一方、東京湾北部地震は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、東京湾北部地震によって大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受ける恐れもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じる。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとする。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、東京湾北部地震への対応に包含される。

また、東京湾北部地震については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や県民と共有するため、第6章において対策の方向性を示すこととする。

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定通りの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。したがって、対策については、目標を明確にするために東京湾北部地震を対象としながらも、最大の地震である関東平野北西縁断層帯地震や、さいたま市直下地震などを意識外に置くことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

また、被害量が前回調査より減少した要因の一つである「初期消火の向上」は、県、市町村、県民が今まで防災対策の取組を推進してきた成果である。本計画では、さらに安心・安全な埼玉県を実現させるため、引き続き県、市町村、防災関係機関、事業者及び県民が一致団結し、将来の災害に備えるため、共通の達成基準としての減災目標を定める。

第6節 施策の体系

| 予防・事前対策 | | 応急対策 | 災害復旧対策 |
|----------------------------------|--------------------------------------|-------------------|--------|
| 第1 自助、共助による防災力の向上 | | | |
| 自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育） | 自助による応急対策の実施 | | |
| 自主防災組織の育成強化 | | | |
| 民間防火組織の育成強化 | 地域による応急対策の実施 | | |
| 消防団の活動体制の充実 | | | |
| 事業所等における防火組織等の整備 | 事業所による応急対策の実施 | | |
| ボランティア等活動支援体制の整備 | ボランティアとの連携 | | |
| 地区防災計画の策定 | 地域の安全確保への協力 | | |
| 適切な避難行動に関する普及啓発 | | | |
| 第2 災害に強いまちづくりの推進 | | | |
| 防災都市づくり | 公共施設等の応急対策 | 迅速な災害復旧 | |
| 耐震化と安全対策の推進 | | | |
| 空き家対策 | | | |
| 不燃化等の促進 | | | |
| オープンスペース等の確保 | | | |
| 地盤災害の予防 | | | |
| 宅地等の安全対策 | | | |
| 土砂災害の予防 | | | |
| 河川・ダム等の予防対策 | | | |
| 地震火災等の予防 | | | |
| 被災建築物応急危険度判定体制等の整備 | | | |
| 孤立化地域対策 | | | |
| 第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保 | | | |
| 交通関連施設の安全確保 | 道路ネットワークの確保 | | |
| 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 | 交通規制 | | |
| | 交通施設の応急対策 | | |
| ライフラインの確保 | ライフライン施設の応急対策 | ライフライン施設の早期復旧 | |
| エネルギーの確保 | 発災時のエネルギー供給機能の確保 | | |
| 第4 応急対応力の強化 | | | |
| 応急活動体制の整備 | 災害発生直前の未然防止活動 | | |
| 防災活動拠点の整備 | 応急活動体制の施行 | | |
| | 防災活動拠点の開設・運営 | | |
| | 応急措置 | | |
| 警備体制の整備 | 警備活動 | | |
| 消防力の充実強化 | 消防活動 | | |
| 救急救助体制の整備 | 自衛隊災害派遣 | | |
| 相互応援の体制整備等 | 応援要請 | | |
| | 応援の受入れ | | |
| | ヘリコプター運航調整 | | |
| 第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 | | | |
| 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 | 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達 広聴広報活動 | | |
| 第6 医療救護等対策 | | | |
| 医療救護体制の整備 | 初動医療体制 | 防疫活動 | |
| 埋・火葬のための資材、火葬場の確保 | 遺体の取扱い | 遺体の埋・火葬 | |
| 第7 帰宅困難者対策 | | | |
| 帰宅困難者支援体制の整備 | 帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設の開設・運営 | 帰宅支援 | |
| 第8 避難対策 | | | |
| 避難体制の整備 | 避難の実施 避難所の開設・運営 広域避難 広域一時滞在 | 他県（さらに遠県）への避難（移送） | |

第9 災害時の要配慮者対策

| | |
|-----------------|-----------------|
| 避難行動要支援者の安全対策 | 避難行動要支援者等の避難支援 |
| 要配慮者全般の安全対策 | 避難生活における要配慮者支援 |
| 社会福祉施設入所者等の安全対策 | 社会福祉施設入所者等の安全確保 |
| | 外国人の安全確保 |

第10 物資供給・輸送対策

| | |
|---------------------------------------|-------------------------|
| 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 | 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 緊急輸送体制の整備 | 緊急輸送 |

第11 県民生活の早期再建

| | | |
|---------------|-------------------|----------|
| 罹災証明書の発行体制の整備 | 災害救助法の適用 | 生活再建等の支援 |
| 応急住宅対策 | 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 | |
| 動物愛護 | がれき処理等廃棄物対策 | |
| 文教対策 | 食品衛生監視 | |
| がれき処理等廃棄物対策 | 動物愛護 | |
| 被災中小企業支援 | 応急住宅対策 | |
| | 文教対策 | |

第2章 施策ごとの具体的計画

第1 自助、共助による防災力の向上

基本方針

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合っ
て取り組む「共助」の考え方である。県や市町村は、各々の公助の役割を効果的に
果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等（※）
の整備を促進する必要がある。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域
を守るため、県民や事業所等が、県や市町村、防災関係機関と連携して災害対策に取り
組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、県民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい
防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研
修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、県民の自発的な防災学
習を推進する環境整備を進める。

現況

- 家具の固定率 69.9%（令和4年度県政サポーター調査）
- 自主防災組織の組織率 92.2%（令和4年4月1日現在）
- 自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合 48.6%
（令和3年度末）
- 消防団員数 13,934人（令和2年4月1日現在）
- 埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録数 5,369団体
（令和5年4月1日現在）

○ 防災教育

・ 埼玉県防災学習センター「そな一え」

埼玉県防災学習センターを設置し、家族や学校の生徒など広く県民が体験や展示を通じて、防災の基礎知識等を学習できる環境整備を行っている。



・ 防災知識の普及啓発

9月1日を中心とする防災週間に、県広報紙（彩の国だより）やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用パンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。

また、東日本大震災等の過去の災害の教訓を踏まえ、防災意識の高揚と災害の備えを充実・強化するため、県民や自主防災組織などに家庭や地域での防災総点検の実施を呼びかけている。

ジェンダー主流化の視点からの防災対策に係る研修などの取組を実施している。

※ 自主防災組織や事業所等における防災組織等

【自主防災組織】

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うために結成する団体（組織）を指す。主に町内会や自治会などを単位に結成される。

【事業所等における防災組織等】

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所において、消防法又はその他の法令により設置が義務付けられている自衛消防組織を指す。

その他の事業所については、防災活動のために、自主的に設置した防災組織を指す。

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|--------------------------------|
| 1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育) |
| 2 自主防災組織の育成強化 |
| 3 民間防火組織の育成強化 |
| 4 消防団の活動体制の充実 |
| 5 事業所等における防災組織等の整備 |
| 6 ボランティア等の活動支援体制の整備 |
| 7 地区防災計画の策定 |
| 8 適切な避難行動に関する普及啓発 |

1 自助、共助による県民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)

(1) 取組方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。県及び市町村は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------|---|
| 県（危機管理防災部、関係部局） | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会・出前講座の開催 ・防災に関する広報の実施 ・埼玉県防災学習センターの運営 ・緊急地震速報についての普及・啓発 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発 ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進 |
| 熊谷地方气象台 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する広報の実施 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・地震情報の普及・啓発 |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報についての普及・啓発 |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の実施 ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の災害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） ・自主防災組織への参加 ・県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 |

（3）具体的な取組内容

ア 災害に関する各種資料の収集・提供 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

【資料編Ⅱ-2-1-1】自然災害伝承碑一覧

イ 県民向けの普及・啓発 【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

○ 埼玉県防災学習センター等の活用

県及び市町村は、常設の防災教育拠点である埼玉県防災学習センター等を活用し、広く県民に対して普及・啓発を行う。

また、他の防災活動拠点（「第4 応急対応力の強化 現況」参照）や防災航空センターについても機能を紹介するなど県民の自発的な防災学習に活用する。

○ 普及・啓発パンフレット等の作成配布

県及び市町村は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く県民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。

○ 防災教育用設備、教材の貸出

県、市町村は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。

○ 講演会・研修会・出前講座の実施

防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。

また、**ジェンダー主流化**の視点からの防災対策についても講演会・研修会・出前講座を開催する。

○ マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。

○ 広報紙等の活用

県及び市町村が発行する広報紙やホームページ等に、防災に関する情報を掲載する。

○ 地震情報、防災気象情報等の普及・啓発

気象庁、熊谷地方气象台、埼玉県及び市町村は、地震や気象に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

○ 緊急地震速報の普及・啓発

緊急地震速報が発表されてから強い揺れがくるまではわずかな時間しかないことから、熊谷地方气象台及び県、市町村は、緊急地震速報の普及・啓発に努める

とともに、緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動について周知するものとする。

また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

【緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動】

| 入手場所 | とるべき行動の具体例 |
|---------------|--|
| 自宅など屋内 | 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。 |
| 駅やデパートなどの集客施設 | 館内放送や係員の指示がある場合は落ち着いてその指示に従い行動する、 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。 |
| 街など屋外 | ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。 |
| 車の運転中 | 後続の車が状況を察知していないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすようなことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキを踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。 |

○ 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 自助の強化 【県（危機管理防災部）、市町村、県民】

○ 実践的な訓練の導入

県及び市町村は、県民を対象とする訓練に災害図上訓練（DIG（※1））や避難所開設・運営訓練（HUG（※2））を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

※1 DIG (Disaster Imagination Game)

大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。

※2 HUG (Hinanzyo Unei Game)

避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

○ 防災意識の向上

県民は、県その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

○ 家庭内の三つの取組の普及

県民は、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- 1 家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- 2 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板、NTT 災害用伝言板 web171 をそれぞれ体験し、発災に備える。
- 3 家庭内で備蓄を行う（最低3日間（推奨1週間）分を目標とする）。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄（推奨1週間分）を行う。

県及び市町村は、三つの取組を中心に、県民が日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

○ 防災総点検

県民の防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、県、市町村、県民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

【主な点検例】

| 各主体 | 点検事項 |
|-----|---|
| 家庭 | ・家具や家電製品などの転倒防止対策 ・「災害用伝言ダイヤル171」等の利用方法の確認 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・住居の耐震性の確認と必要な補強等 ・家族の非常時の連絡方法の話合い |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や安全な避難経路の確認 ・消火器の設置場所、操作方法の確認 |
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の防災体制の整備 ・職場の安全対策（備品などの転倒防止対策） ・建物の耐震診断、必要な補強等 ・備蓄品・非常持ち出し品の点検 ・従業員等との非常時の連絡方法等の整備 ・消火器、発電機など防災資機材の点検 ・危険物等関連施設の安全点検 |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の危険性の把握 ・高齢者・障害者等の避難行動要支援者の支援の確認 ・地域住民への連絡系統の確認 ・防災備蓄の点検(防災資機材、備蓄品) ・消防水利や施設の点検・確認 ・危険な場所や避難経路、避難所の確認・点検 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の防災体制の整備状況 ・教職員への研修 ・児童・生徒を含めた避難訓練の実施状況 ・学校の防災体制の確認 ・学校施設・設備の安全点検 ・危険物・化学薬品等の管理点検 ・避難所としての取組状況 |

2 自主防災組織の育成強化

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、**ジェンダー主流化**の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

| | |
|-----|---|
| 平常時 | <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベント・講習会の実施、各種資料の回覧・配布) ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材(軽可搬ポンプ、消火器) 救助用資機材(ジャッキ、バール、のこぎり) 救護用資機材(救急医療セット、リヤカー) ・地域の把握(例 危険箇所の把握、要配慮者) |
| 発災時 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施(特に避難行動要支援者の安全確保に留意) ・避難所の運営活動の実施(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認) |

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------------------|--|
| 県(危機管理防災部、県民生活部) | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成に係る市町村支援 ・地域における防災リーダーの育成支援 ・自主防犯組織の育成に係る市町村支援 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の育成(新規結成及び活動の強化) ・地域における防災リーダーの育成 ・自主防犯組織の育成(新規結成及び活動の強化) |
| 消防機関、民間防災関係団体(婦人防火クラブ等) | <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村と連携した自主防災組織の育成 |

(3) 具体的な取組内容

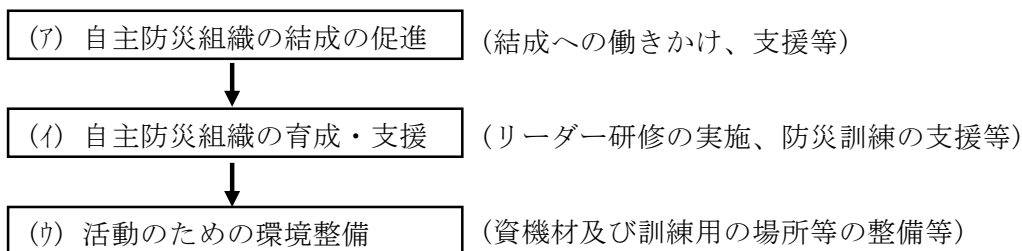
ア 自主防災組織等の組織化の推進 【市町村】

自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。自主防災組織の編成に当たっては、以下の点に留意するとともに、各市町村の地域の実情に応じて最も有効と考えられる単位で組織編成を行う。

- ・既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする必要がある。(特に、都市部においてはマンション居住者による自治会等への参加が必要不可欠である。)
- ・昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。

イ 活動の充実・強化 【県(危機管理防災部)、市町村】

- 市町村は、以下に示すような自主防災組織の指導・育成を図る。



- 県は、市町村が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。1組織に複数のリーダーを置くことを目指し、女性のリーダーの育成にも努める。

3 民間防火組織の育成強化

(1) 取組方針

地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、地域に密着した民間の防火組織の育成を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県婦人防火クラブ連絡協議会等の支援 ・ 民間防火組織の活動促進や県内組織相互間の交流の推進 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化 |

4 消防団の活動体制の充実

(1) 取組方針

県及び市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団に関する普及啓発 ・ 市町村の消防団員募集の取組への支援 |

| | |
|-----|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防団の設置 ・消防団員の募集 ・消防団活性化総合計画の策定 |
|-----|---|

(3) 具体的な取組内容

ア 消防団の活性化と育成 【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

県は、市町村による消防団活性化総合計画の策定を促進する。

イ 公務員の消防団員との兼職 【県、市町村】

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

ウ 消防団の広域応援活動 【県（危機管理防災部）、市町村】

大規模災害が発生した場合には、被災市町村の消防団のみでは災害対応が困難なため、他の市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

5 事業所等における防災組織等の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、県内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。特に県南地域においては、自主防災組織の構成員である地域住民が昼間県外へ通勤して不在のケースも多い。

県及び市町村は、県内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

(2) 役割

○ 事業所等

| 機関名等 | 役割 |
|------------|---|
| 県（危機管理防災部） | ・市町村が企業等に対して行う取組への支援 |
| 県（産業労働部） | <ul style="list-style-type: none"> ・企業の事業継続に向けた取組への支援 ・企業活動のバックアップ拠点の立地促進 |

| | |
|---------------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する指導・助言の実施 ・事業継続力強化支援計画の策定 |
| 商工会・商工会議所 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化支援計画の策定 |
| 企業、社会福祉施設、病院等 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定 ・事業継続マネジメント（BCM）の推進 ・防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、各計画の点検・見直し等の実施 ・コンピュータシステムやデータのバックアップ対策の実施 |

○ 危険物等関連施設

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------------|---|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導の実施 |
| 市町村（一部の高圧ガス等は県（危機管理防災部）） | <ul style="list-style-type: none"> ・危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規程等の制定や防災組織の活動等の助言・指導の実施 |

○ 集客施設等（学校、病院その他）

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--|
| 県（福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の防災対策、業務継続に向けた取組の支援 |
| 県（保健医療部） | <ul style="list-style-type: none"> ・病院等の防災対策、業務継続に向けた取組支援 |
| 県（総務部、教育局） | <ul style="list-style-type: none"> ・学校に対する防災対策、業務継続、防災教育の取組支援 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対する指導・助言の実施 |
| 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画及び業務継続計画の策定 |

○ 高層建築物

| 機関名等 | 役割 |
|------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対する防災組織の活動等についての助言・指導の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 企業等における防災教育 【県（危機管理防災部）、市町村】

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施して

いくことが必要である。

県及び市町村は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

イ 企業等における防災体制の充実

【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村、商工会・商工会議所】

県は、企業が災害後速やかに事業継続できるように事業継続計画（BCP）策定の取組を積極的に支援するとともに、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般社員に至る社員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組を推進し、市町村とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また市町村が、一般企業に対し防災意識の向上を図るための事業の実施などを行う場合は、組織整備の支援・指導及び助成等を行っていく。

市町村は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業活動のバックアップ拠点の立地促進 【県（産業労働部）】

県は、企業誘致活動を通じ、企業活動のバックアップ拠点（工場やオフィス）の立地を促進する。

エ 危険物等関連施設の防災対策 【県（危機管理防災部）、市町村、事業者】

市町村（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、県は高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

オ 学校等の防災計画 【県（教育局、総務部）、学校管理者】

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

<公立学校>

○ 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市町村並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

・ 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

・ 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○ 防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を

中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

・学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

さらに、学校における消防団・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

・教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

・教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

<私立学校>

上記「公立学校」に準じた措置を講じるものとする。

6 ボランティア等の活動支援体制の整備

(1) 取組方針

大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------------|---|
| 県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村 | ・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 ・ボランティア関係機関等との情報共有 |
| 県（危機管理防災部） | ・「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の運用 |

| | |
|----------|--|
| 県（県土整備部） | ・彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動の支援 |
| 県（都市整備部） | ・ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録 |
| 県（保健医療部） | ・災害時動物救護活動ボランティアによる被災動物の適正な飼養管理の支援 |

（3）具体的な取組内容

ア 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村はNPOやボランティア団体の支援に取り組むとともに、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

また、災害時に、県及び市町村は、彩の国会議、社会福祉協議会等関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

イ ボランティア関係機関等との情報共有

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

ウ 登録ボランティア

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、保健医療部）】

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

（ア）砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

【砂防ボランティアの活動内容】

- ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- ・ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ・ 土砂災害時の被災者の援助活動

（イ）被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

（ウ）災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。

【災害時動物救護活動ボランティアの活動内容】

- ・避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- ・飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- ・被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス
- ・支援物資の運搬

(エ) 埼玉県地域防災サポート企業・事業所

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

【埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度の概要】

- ・県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
- ・県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- ・県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
- ・県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- ・登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- ・登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- ・登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
- ・この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

7 地区防災計画の策定

(1) 取組方針

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|-----------------------------------|
| 県（危機管理防災部） | ・地区防災計画の策定に係る情報提供等 |
| 市町村 | ・地区居住者等に対し、提案手続等の周知 ・地区防災計画の策定 |

8 適切な避難行動に関する普及啓発

(1) 取組方針

避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過小評価する傾向）等を理解し、適切な避難を行うための普及啓発を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------|----------------------------|
| 県（危機管理防災部）、市町村 | ・正常性バイアス等に関する普及啓発 |
| 県民 | ・正常性バイアス等の正しい理解と適切な避難行動の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 県民向けの普及啓発 【県（危機管理防災部）、市町村】

県民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、県及び市町村は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

<応急対策>

| |
|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 |
| 3 事業所による応急対策の実施 |
| 4 ボランティアとの連携 |
| 5 地域の安全確保への協力 |

1 自助による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------|---|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める ・自主防災活動への参加、協力 ・避難所でのゆずりあい ・県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 ・風評に乗らず、風評を広めない |

2 地域による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

地域における避難対策及び要配慮者対策は、「第8 避難対策（第2編－194ページ）」及び「第9 災害時の要配慮者対策（第2編－211ページ）」を参照する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------|---|
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達の実施 ・被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・集団避難の実施（特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する。） ・避難所の運営活動の実施（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認） |
| 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ・消火、救助活動の実施 |

3 事業所による応急対策の実施

(1) 取組方針

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------|---|
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止 |

4 ボランティアとの連携

(1) 取組方針

大規模災害時に、被災地内外からボランティアの応援を円滑に受け入れるため、関係機関が連携して対応する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--|
| 県（県民安全部） | <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有会議の設置 ・彩の国会議やNPOなどの団体ボランティアの調整 |
| 県（救援福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターの運営支援 |
| 県社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア支援センターの設置、運営及び災害ボランティアセンターの設置・運営の支援等 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援 |
| 市町村社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置・運営（市町村の状況による） ・ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなど |

(3) 具体的な取組内容

ア 情報共有会議の設置 【県（県民安全部）】

災害時に、県は、必要に応じて情報共有会議（構成：県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、彩の国会議等）を設置し、最新の被災地の状況や各自の支援活動、支援ニーズ等を積極的に共有し、地域のニーズに即した支援活動を行うものとする。

イ 彩の国会議やNPOなどの団体のボランティアの調整 【県（県民安全部）】

彩の国会議やNPOなどの団体からのボランティア活動の申入れについて、県災害ボランティア支援センターと連絡調整を行うとともに、必要とされる情報を「NPO情報ステーション」等にて提供する。

ウ 市町村災害ボランティアセンターの設置 【市町村、市町村社会福祉協議会】

市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

エ 県災害ボランティア支援センターの設置 【県（救援福祉部）、県社会福祉協議会】

県災害ボランティア支援センターは、埼玉県社会福祉協議会に設置し、ボランティア団体などの協力の下に主体的に運営する。県は、災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

5 地域の安全確保への協力

（1）取組方針

自主防犯組織は、地域の安全の確保のため市町村及び警察の活動に可能な範囲で協力する。

（2）役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------|------------------------|
| 自主防犯組織 | ・地域の安全確保に向けた市町村、警察への協力 |

第2 災害に強いまちづくりの推進

基本方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【資料編 II-2-2-1】埼玉県震災予防のまちづくり条例

現況

- 防災拠点となる施設等の耐震化率 97.2% (令和4年10月1日現在)
- 住宅の耐震化率 94.2% (令和5年3月末現在)
- 地震時等に著しく危険な密集市街地
埼玉県 2地区 54ha
(平成24年10月 国土交通省発表)
- 防火地域又は準防火地域の指定状況 (令和5年4月1日現在)
防火地域 815.4ha、準防火地域 9,697.6ha
- 土地区画整理事業の実施 24,677ha (令和5年3月末現在)
- 被災建築物応急危険度判定士登録者数 6,326人 (令和5年3月末)
- 被災宅地危険度判定士登録者数 2,214人 (令和5年4月1日現在)
- 屋根不燃化区域
県及び建築主事を置く市町村は、防火地域又は準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を指定している。
- 地震防火対策
 - ・ 県は、防災研修会の開催や婦人防火クラブへの支援などを通じて、防火意識の向上を図っている。
 - ・ 県は市町村と連携して自主防災組織の育成を図っており、市町村の支援として、自主防災組織の活動活性化を主な目的とした地域防災に係る取組の補助を行っている。
 - ・ 高圧ガス施設については、過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により本県の被害想定調査結果を踏まえた指導を行っている。

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|-----------------------|
| 1 防災都市づくり |
| 2 耐震化と安全対策の推進 |
| 3 空き家対策 |
| 4 不燃化等の促進 |
| 5 オープンスペース等の確保 |
| 6 地盤災害の予防 |
| 7 宅地等の安全対策 |
| 8 土砂災害の予防 |
| 9 河川・ダム等の予防対策 |
| 10 地震火災等の予防 |
| 11 被災建築物応急危険度判定体制等の整備 |
| 12 孤立化地域対策 |

1 防災都市づくり

(1) 取組方針

地震による人的・物的被害を最小限にするため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針及び耐震改修促進計画等に、防災再開発促進地区や安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置づけ、都市計画及び「都市における震災予防に関する基本的な方針」等に基づき総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

【都市における震災の予防に関する基本的な方針】

1 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

2 基本の方針

(1) 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

(2) 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

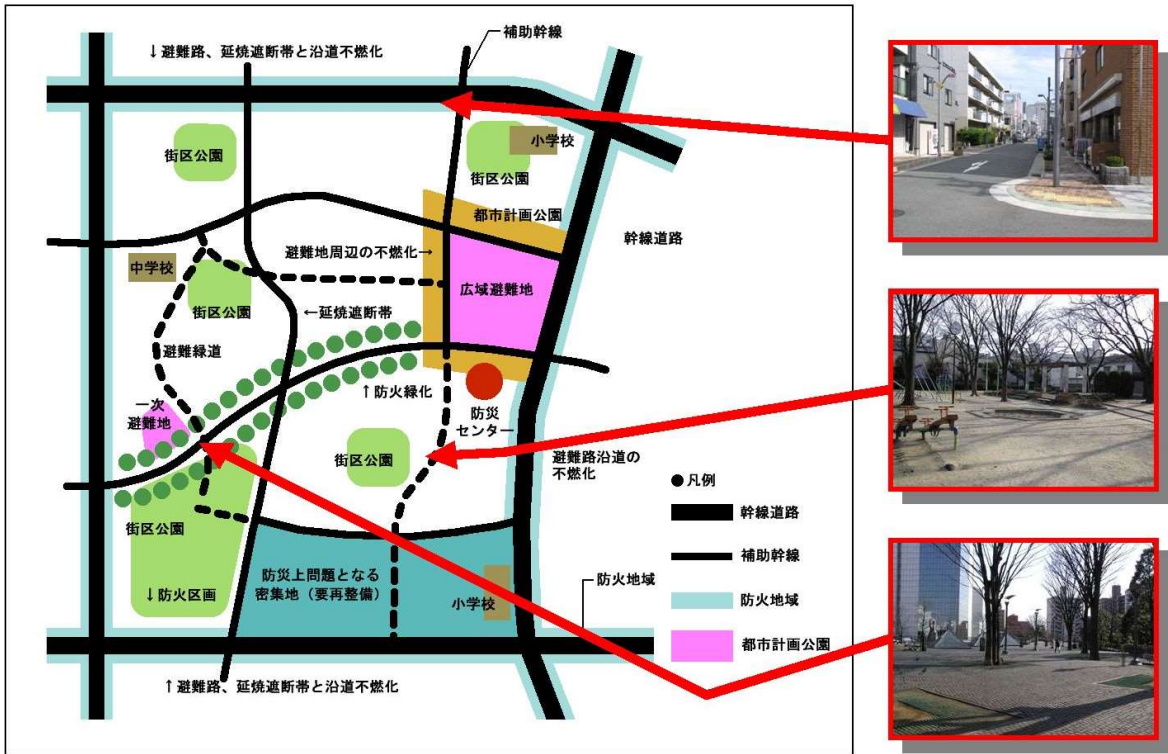
(3) 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

(4) 県と市町村の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市町村との連携、協力及び市町村に対する必要な支援を行う。

市町村は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。



(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--|--|
| 県（企画財政部、危機管理防災部、環境部、農林部、県土整備部、都市整備部、教育局） | <ul style="list-style-type: none"> ・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・計画的な市街地整備の推進 ・市町村の「都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）」の策定支援 ・公共土木施設の耐震補強の推進 ・社会資本の老朽化対策の推進 ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進 ・防災活動のための公共用地の有効活用 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市における震災の予防に関する計画（防災都市づくり計画）の策定 ・防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進 ・計画的な市街地整備の推進 ・都市レベル、地区レベルでの災害危険度の公表 ・「都市における震災の予防に関する計画」に基づく、各種事業の総合的展開 ・社会資本の長寿命化計画の策定・実施 ・地震防災緊急事業五箇年計画の作成及び事業の推進 ・防災活動のための公共用地の有効活用 |

(3) 具体的な取組内容

ア 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

【県（企画財政部、都市整備部）、市町村】

○ 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づく埼玉県国土利用計画や埼玉県土地利用基本計画等を踏ま

え、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全な県土づくりを進める。

【関連する計画】

- ・国土利用計画
- ・土地利用基本計画
- ・都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等）
- ・農業振興計画
- ・環境基本計画
- ・住生活基本計画

○ **土地情報の整備**

適正な土地利用を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の情報を整備する。

イ 市街地の整備等

【県（都市整備部、企画財政部）、市町村】

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、各種都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

○ **土地区画整理事業**

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業を促進する。

○ **市街地再開発事業**

密集市街地や既存不適格建築物について、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。

○ **都市防災総合推進事業**

市街地の防災性の向上等を図るため、様々な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

○ **密集市街地の改善及び拡大の防止**

密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

○ **地区計画等の活用**

地区計画等により、壁面の位置の制限、**垣**又は**柵**の構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを推進する。

○ 地籍調査の推進

災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、土地の所有者や境界等を明確にする地籍調査を引き続き推進する。

- 【資料編Ⅱ-2-2-2】土地区画整理事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-3】市街地再開発事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-4】都市防災総合推進事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-5】優良建築物等整備事業の実施状況
- 【資料編Ⅱ-2-2-6】住宅市街地総合整備事業の実施状況

ウ 公共土木施設の耐震補強の推進 【県（県土整備部）、市町村】

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路の橋梁や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先的に実施する。

エ 社会資本の老朽化対策の推進

【県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村】

県及び市町村は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

オ 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、教育局）、市町村】

県は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、市町村とともに地震防災事業の着実な実施を図る。

カ 防災活動のための公共用地の有効活用 【県（各部局）、市町村】

県及び市町村は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

2 耐震化と安全対策の推進

（1）基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、建築物等の耐震性の向上を図る。

（2）役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------------------|---|
| 県（危機管理防災部、都市整備部、県土整備部、関係部局）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修促進計画の策定 ・耐震診断及び耐震改修の促進 ・高層建築物の防災対策の推進 ・窓ガラス等の落下・脱落防止対策の推進 ・ブロック塀倒壊防止対策の推進 ・自動販売機転倒防止対策の推進 ・エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進 |
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震診断及び耐震改修の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物等

【県（関係部局）、市町村、防災関係機関】

○ 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準^{注1)}（以下、この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

また、これらの施設が、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保し、ライフライン系統の不測の事態にも継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

注1)：昭和56年新耐震基準

○ 市町村有建築物等

市町村は、耐震改修促進計画を策定し、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

○ 防災関係機関の建築物等

防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

イ 一般建築物等

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、県及び建築主事を置く市町村は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

○ 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保のため、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行う。

○ 高層建築物等の防災対策

県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により届出を義務づけている高層建築物等の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の内容について必要な指導又は助言を行う。

また、建築主事を行う市町村は、県に準じて高層建築物等の防災対策について必要な指導又は助言を行う。

○ 耐震化対策

県及び市町村は、一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発するとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

・耐震化に特に配慮すべき施設

県及び市町村は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関

わる一定規模以上の社会福祉施設や、医療施設等について耐震性の確保に特に配慮する。

・ **耐震化に関する相談窓口の設置**

建築物の耐震診断、改修等に関する相談窓口を設置する。

・ **耐震診断を行う技術者の養成**

建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成する。

・ **耐震性に関する知識の普及・啓発**

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関する情報の提供、説明会の開催等を通じ、県民への知識の普及・啓発に努める。

・ **緊急輸送道路沿道閉塞建築物の実態把握**

県は、市町村と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

・ **緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化の支援等**

県は、特定行政庁となる市と連携し、震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要であると認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

○ **窓ガラス等の落下・脱落防止対策**

県及び建築主事を置く市町村は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため以下の対策を講じる。

・ **落下防止対策の実施**

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導する。

・ **落下防止に関する普及・啓発**

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発する。

・ **改修等の指導**

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

・ **緊急輸送道路沿道等における落下対象物の実態把握**

県は、市町村と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性に関する実態の把握に努める。

・ **緊急輸送道路沿道等における落下防止の指導等**

県及び建築主事を置く市町村は、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

○ **ブロック塀の倒壊防止対策**

県及び市町村は、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の地震による倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

・市街地内のブロック塀の実態調査

避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所を把握する。

・ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広く県民に対し啓発するとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についての知識の普及を図る。

・ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

ブロック塀を設置している者に対し、点検を行うよう指導するとともに、上記の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修や生け垣化等を奨励する。

また、市町村は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

○ 自動販売機の転倒防止対策

県及び市町村は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

○ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

県及び市町村は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

3 空き家対策

(1) 取組方針

市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|-------------------|
| 県（都市整備部） | ・空き家対策に関する市町村の支援等 |
| 市町村 | ・空き家の実態把握及び措置 |

(3) 具体的な取組内容

ア 空き家の実態把握及び措置

【県（都市整備部）、市町村】

市町村は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

4 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|---|
| 県（都市整備部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定の促進 ・建築物の防火の推進 |

(3) 具体的な取組内容

ア 防火地域又は準防火地域の指定 【市町村、県（都市整備部）】

市町村は、比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して防火地域を定める。

また、準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

イ 建築物の防火の推進 【県（都市整備部）、市町村】

県及び建築主事を置く市町村は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

【資料編Ⅱ-2-2-7】防火地域又は準防火地域内の建築規制

5 オープンスペース等の確保

(1) 取組方針

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペース（防災空間）を確保する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------------|--|
| 県（環境部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園の整備 ・緑地・農地の保全 ・広幅員道路の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 公園の整備 【県（都市整備部）、市町村】

県及び市町村は、震災時における県民の生命、財産を守るため、**広域避難場所**、

一時避難場所等となる防災公園や、地域の中核的な災害対応の機能を有する防災活動拠点、県内外の自治体や警察、消防、自衛隊等応援部隊が活動、物資の集積・中継を行う広域防災拠点となる都市公園について、耐震性貯水槽、災害用井戸、夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難場所、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を推進する。

【資料編Ⅱ-2-2-8】都市公園の整備状況

イ 緑地・農地の保全

【県（環境部、農林部）、市町村】

都市内の緑地及び市街化区域内農地（生産緑地）は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、県及び市町村は緑地等の保全を推進する。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

【資料編Ⅱ-2-2-9】緑地の取得状況

【資料編Ⅱ-2-2-10】生産緑地地区の指定状況

ウ 広幅員道路の整備

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

県及び市町村は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

【資料編Ⅱ-2-2-11】広幅員道路の整備状況

6 地盤災害の予防

(1) 取組方針

土地の自然特性や災害特性等に適した土地利用を推進するとともに、地震による液状化等の地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------------|--|
| 県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・液状化危険度分布予測をはじめとする調査研究の実施及び公表 ・液状化対策工法の普及 ・耐震診断及び耐震強化対策の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 液状化対策

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

○ 調査研究の実施及び公表

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、市町村のハザードマップ等を通じて、その結果を公表する。

○ **液状化対策工法**

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。

○ **液状化対策の実施等**

液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発を行う。

7 宅地等の安全対策

(1) **取組方針**

県及び市町村は、造成地に発生する災害の防止対策を講じる。

(2) **役割**

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|--------------------|
| 県（都市整備部）、市町村 | ・ 宅地造成地における防災対策の推進 |

(3) **具体的な取組内容**

ア 宅地造成地の防災対策 【県(都市整備部)、市町村】

○ **災害防止に関する指導等**

県及び市町村は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。

また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

○ **指導基準**

・ **災害危険度の高い区域**

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

・ **人工崖面の安全措置**

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずるよう指導する。

・ **軟弱地盤の改良**

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

・ **盛土地盤の安定措置**

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

○ 大規模盛土造成地マップの作成・公表

県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

【大規模盛土造成地】

・面積 3,000 m²以上の谷埋め盛土、または原地盤の勾配が 20 度以上かつ盛土高 5 m 以上の腹付け盛土がなされた造成地

8 土砂災害の予防

(1) 取組方針

土砂災害警戒区域、山腹崩壊地等における防災対策を推進する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|----------------------------|-------------------|
| 県（県土整備部、農林部）、関東地方整備局、関東農政局 | ・土砂災害警戒区域の防災対策の推進 |

(3) 具体的な取組内容

ア 土石流の防災対策

【県（県土整備部）】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—13 ページ）」を準用する。

イ 急傾斜地の防災対策

【県（県土整備部）、市町村】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—13 ページ）」を準用する。

ウ 地すべりの防災対策

【県（県土整備部、農林部）】

「第3編 風水害対策編—第2章—第2 災害に強いまちづくりの推進（第3編—13 ページ）」を準用する。

エ 山腹崩壊地など

【県（農林部）、市町村】

| 実施機関 | 震災予防対策 |
|------------|---|
| 県（農林部）、市町村 | 1 現況 県の治山事業は、県面積の37%にあたる八高線以西の山地、丘陵地を対象として集中的に実施している。 2 全体計画 大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、治山ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。 |

山腹崩壊地や荒廃溪流については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、施設の老化、損傷等が生じているものについて、補修・更新等を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

治山事業等は、災害発生危険度の高い地区から逐次実施し、既設工作物についても亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し避難行動など自主的な防災活動が行えるよう普及啓発を行う。

【資料編Ⅱ-2-2-19】山腹崩壊危険地区一覧表

【資料編Ⅱ-2-2-20】崩壊土砂流出危険地区一覧表

9 河川・ダム等の予防対策

(1) 取組方針

県及び市町村は、地震災害発生時に河川やダム、ため池が安全に保たれるよう、予防対策を推進する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------|-------------------|
| 県（県土整備部） | ・河川の震災予防対策の推進 |
| 県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村 | ・ダム、ため池の震災予防対策の推進 |

(3) 具体的な取組内容 【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】

ア 河川 【県（県土整備部）】

| 実施機関 | 震災予防対策 |
|--------------|---|
| 県（県土整備部）、市町村 | <p>1 現状</p> <p>県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。</p> <p>県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。</p> <p>このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。</p> <p>耐震点検については実施している。河道改修率は、約62.3%（令和4年度末時点の県管理河川の改修率）である。</p> <p>2 全体計画</p> <p>県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。</p> <p>また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。</p> |
|--|---|

イ ダム、ため池

【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】

| 実施機関 | 震災予防対策 |
|-----------------------------|--|
| <p>県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村</p> | <p>1 ダム 県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。 ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p> |

【資料編Ⅱ-2-2-21】防災重点農業用ため池一覧表

10 地震火災等の予防

(1) 取組方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって甚大な被害をもたらすことから、日頃から出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------------------------|---|
| <p>県（危機管理防災部、保健医療部）、市町村、各消防本部</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止対策の推進 ・ 初期消火体制の充実 ・ 危険物取扱施設の安全化 |

(3) 具体的な取組内容

ア 地震に伴う住宅からの出火防止

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

(ア) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止

- 県及び市町村、各消防本部は、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- 対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- 電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を図る。
- 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

(イ) 化学薬品からの出火防止

- 県及び市町村は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を行う。
- 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

イ 初期消火体制の充実強化

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

県及び市町村は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

○ 事業所の初期消火力の強化

県及び市町村は、震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

○ 地域住民と事業所の連携

県及び市町村は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

ウ 危険物等関連施設の安全化

【県（危機管理防災部、保健医療部）、市町村、各消防本部】

県及び市町村は、危険物等関連施設の安全性の確保のため、各種法令に基づく規制の遵守を徹底するとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の高揚を図る。

(ア) 危険物施設【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 2 危険物 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(イ) 毒物劇物取扱施設【県（保健医療部）、市町村】

県は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険

物等災害予防 5 毒物・劇物 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(ウ) 高圧ガス施設【県（危機管理防災部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 3 高圧ガス (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

(エ) 火薬類施設【県（危機管理防災部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害予防 4 銃砲・火薬類 (2) 予防対策」の予防対策を講ずるよう指導する。

1.1 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

(1) 取組方針

県及び市町村は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。

(2) 役割

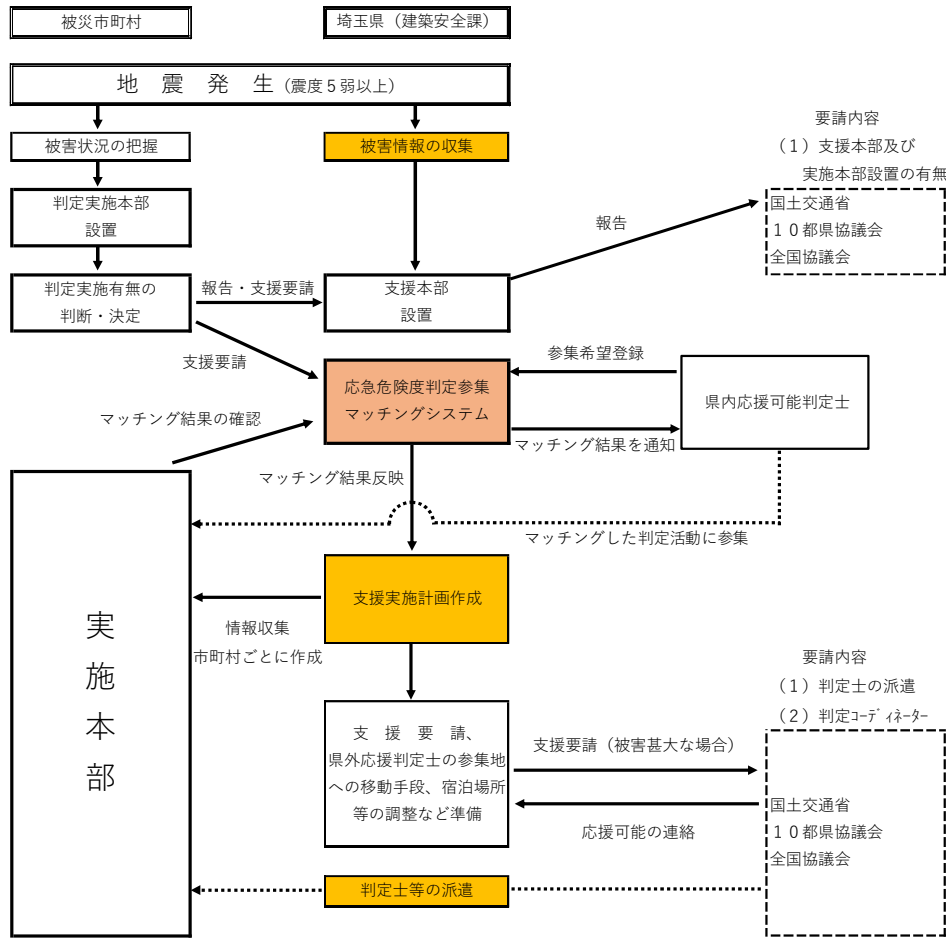
| 機関名等 | 役割 |
|--------------|---------------------|
| 県（都市整備部）、市町村 | ・被災建築物応急危険度判定体制等の整備 |

(3) 具体的な取組内容 【県（都市整備部）、市町村】

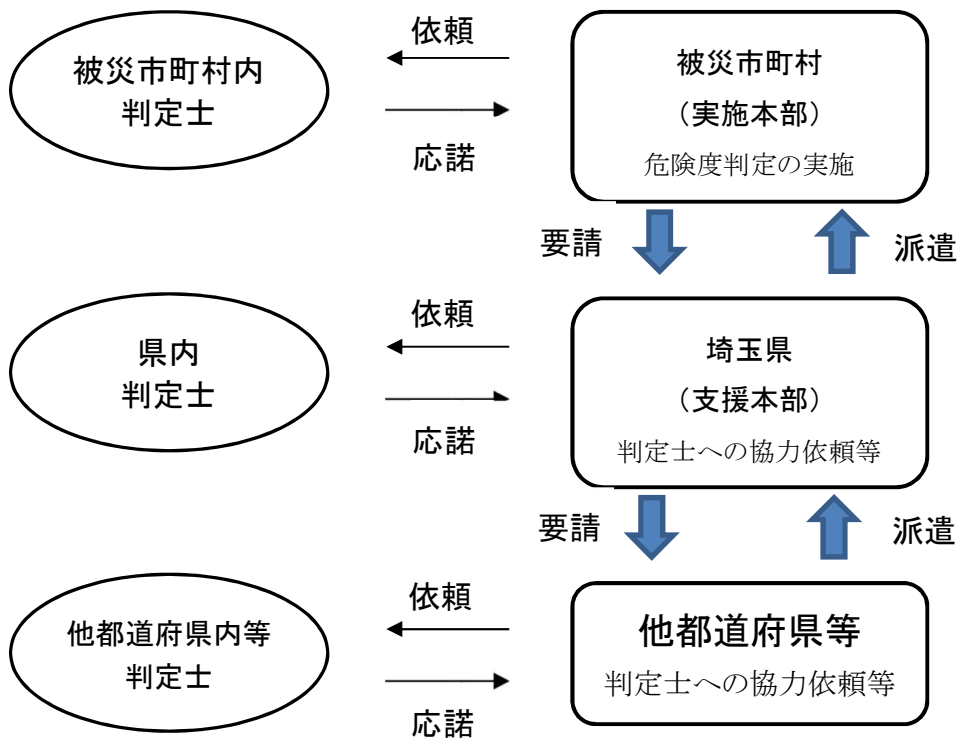
県及び市町村は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

県は、地震発生後に市町村の判定活動が円滑に実施できるように、各市町村ごとに判定士ネットワークの構築など体制整備を促進する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



1.2 孤立化地域対策

(1) 取組方針

市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。

県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|-------------------------------------|
| 市町村 | ・ 孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄 |
| 県（県土整備部、農林部） | ・ 県道等のがけ崩れによる閉塞の未然防止対策の推進 |
| 県（県土整備部） | ・ 道路閉塞した路線に代わり、代替え機能を有する道路の整備推進 |

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策

1 公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

県及び市町村は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------------------|-------------------|
| 県（各部）、市町村、防災関係機関 | ・公共建築物の応急対策の実施 |
| 県（農林対策部）、市町村 | ・畜産施設等の応急対策の実施 |
| 県（医療救急部、住宅対策部）、市町村、動物園 | ・動物園施設等の応急対策の実施 |
| 県（医療救急部）、市町村、医療機関 | ・医療救護活動施設の応急対策の実施 |
| 県（救援福祉部）、市町村、社会福祉施設 | ・社会福祉施設の応急対策の実施 |
| 県（統括部）、市町村、消防機関 | ・危険物取扱施設の応急対策の実施 |
| 県（医療救急部）、市町村 | ・毒物劇物等の施設の応急対策の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 公共建築物 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

○ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

| | |
|------------|---|
| 県（各部） | 各施設管理者からの被害状況報告に基づき、建築物及び宅地の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止を図るとともに、建築物及び宅地の使用可能性について判断する。この場合、必要に応じて住宅対策部に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。 |
| 市町村、防災関係機関 | 市町村及び防災関係機関が所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断する。 |

○ 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

| | |
|-----------|--|
| 県（各部）、市町村 | 各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。 |
|-----------|--|

○ 応急措置

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 県（各部）、市町村、防災関係機関 | 被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。 |
|------------------|--------------------------------|

イ その他公共施設等

(ア) 不特定多数の人が利用する公共施設 【県（各部）、市町村】

- 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(イ) 畜産施設等 【県（農林対策部）、市町村】

○ 県の対応

地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各家畜保健衛生所からの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。

・ 防疫対策

各家畜保健衛生所は、被害地区の畜産施設並びに病畜及びへい獣畜に対し、薬剤散布を実施する。また、へい獣畜等の処理等衛生対策を指導する。

・ 飼料対策

被害地域における飼料を確保するため、飼料会社等への出荷要請を行う。

○ 市町村の対応

市町村長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり家畜保健衛生所に報告する。

| | |
|-------------------|-----------|
| ・北足立郡 南埼玉郡 北葛飾郡 | 中央家畜保健衛生所 |
| ・入間郡 比企郡 | 川越家畜保健衛生所 |
| ・大里郡 児玉郡 秩父郡 北埼玉郡 | 熊谷家畜保健衛生所 |

(ウ) 動物園施設等 【県（医療救急部、住宅対策部）、市町村】

- 入園者の避難誘導にあたっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理するなど、応急措置を行う。
- 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理

する。

- 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼす恐れある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

(エ) 医療救護活動施設 【県（医療救急部）、市町村、医療機関】

- 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置を取り万全を期するものとする。

(オ) 社会福祉施設 【県（救援福祉部）、市町村、社会福祉施設】

- 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ 危険物等関連施設

(ア) 危険物施設【県（統括部）、市町村、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第2 危険物等災害応急対策 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(イ) 毒物・劇物災害応急対策計画【県（医療救急部）、消防機関】

県は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第5 毒物・劇物災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(ウ) 高圧ガス施設【県（統括部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第3 高圧ガス災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

(エ) 火薬類施設【県（統括部）、消防機関】

県及び消防機関は、「第6編 事故災害対策編 第2節 危険物等災害対策計画 第4 火薬類災害応急対策計画 2 応急措置」の応急措置を講ずるよう指導する。

<復旧対策>

1 迅速な災害復旧

1 迅速な災害復旧

(1) 取組方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実現を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（各部） | ・災害復旧計画の作成・実施 |
| 県（渉外財政部） | ・災害復旧事業の財政面での調整や助言の実施 |
| 市町村 | ・災害復旧計画の作成 ・災害復旧事業の実施 ・県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査への協力 |
| 防災関係機関 | ・被災施設の復旧事業計画の作成 |
| 関東財務局 | ・災害査定の立会い ・災害復旧に必要な資金の確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害復旧事業計画の作成 【県（各部）、市町村】

県（各部）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

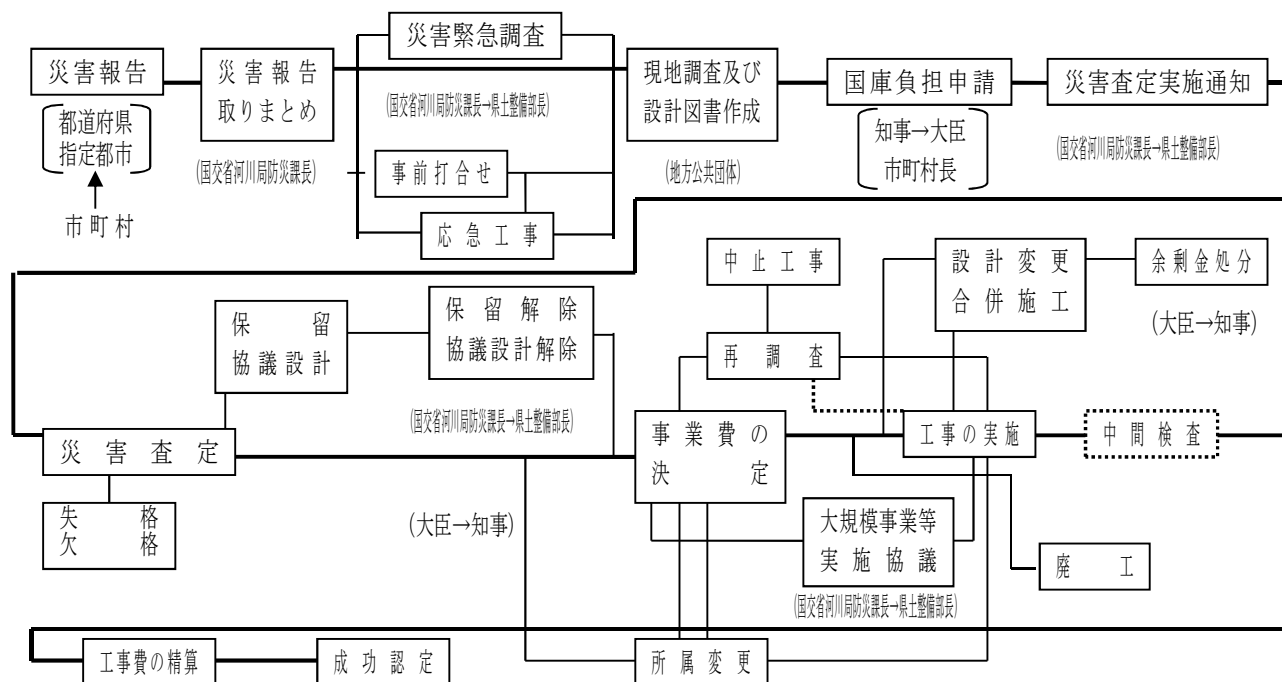
復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、県（渉外財政部）は、各部が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

【災害復旧事業計画の種類】

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1 | 公共土木施設災害復旧事業計画 |
| 第2 | 農林水産業施設災害復旧事業計画 |
| 第3 | 都市災害復旧事業計画 |
| 第4 | 上下水道災害復旧事業計画 |
| 第5 | 住宅災害復旧事業計画 |
| 第6 | 社会福祉施設災害復旧事業計画 |
| 第7 | 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 |
| 第8 | 学校教育施設災害復旧事業計画 |
| 第9 | 社会教育施設災害復旧事業計画 |
| 第10 | 復旧上必要な金融その他の資金計画 |
| 第11 | その他の計画 |

○ 公共土木施設災害復旧取扱手続



イ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【県（各部）、市町村、関東財務局】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、県（渉外財政部（企画財政部））は、各部が実施する個別の財政援助及び助成計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整、助言を行う。

○ 法律に基づく財政援助措置

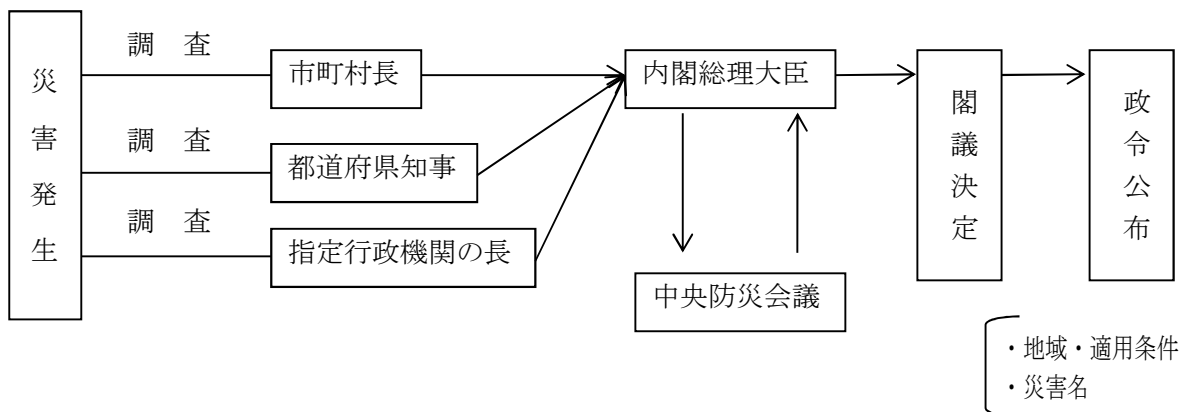
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・ 公立学校施設災害復旧等国庫負担法
- ・ 公営住宅法
- ・ 土地区画整理法
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 予防接種法
- ・ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・ 水道法

○ 激甚災害に係る財政援助措置

県及び市町村は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



○ 財政援助措置の対象

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- ・ 公共土木施設災害復旧事業
- ・ 公共土木施設復旧事業関連事業
- ・ 公立学校施設災害復旧事業
- ・ 公営住宅災害復旧事業
- ・ 生活保護施設災害復旧事業
- ・ 児童福祉施設災害復旧事業
- ・ 老人福祉施設災害復旧事業
- ・ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ・ 婦人保護施設災害復旧事業
- ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・ 感染症予防事業
- ・ 堆積土砂排除事業
- ・ たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助

【中小企業に関する特別の助成】

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例

・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 日本私学振興財団の業務の特例
- ・ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・ 水防資材費の補助の特例
- ・ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- ・ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

○ 激甚災害に関する調査

| | |
|-------|---|
| 県（各部） | 市町村の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。 |
| 市町村 | 市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。 |

○ 激甚災害指定の促進

知事は激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

○ 災害復旧資金計画

| | |
|-------|--|
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ① 災害復旧経費の資金需要額の把握 ② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。 ③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。 ④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。 |
| 関東財務局 | <ul style="list-style-type: none"> ① 県・市町村等の災害つなぎ資金（災害発生に伴う緊急な資金需要）を把握し、その確保の措置を講じる。 ② 県・市町村等を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として起こす地方債の額を把握する。 |

ウ 災害復旧事業の実施 【県（各部）、市町村、防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な監督指導等を行う。

第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針

災害による人的被害を最小化及び迅速な復旧には、道路及び鉄道等の交通ネットワーク・ライフライン等の確保が不可欠である。そのため、予防、応急、復旧の対策に万全を講じる。

現況

○ 道路施設の現況

(令和4年4月現在)

| 実施機関 | 県内管理道路延長 | 道路施設等の現況 |
|--------------|------------|---|
| 東日本高速道路(株) | 214.3km | 関越自動車道、東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道、圏央道 |
| 首都高速道路(株) | 29.1km | 高速5号池袋線、高速6号三郷線、高速川口線、高速埼玉大宮線、高速埼玉新都心線 |
| 国土交通省関東地方整備局 | 296.1km | 一般国道(国管理) : 5路線 |
| 県国土整備部 | 2,775.2km | 一般国道(県管理) : 9路線 主要地方道 : 89路線 一般県道 : 234路線 |
| 県農林部 | 374.5km | 森林管理道 |
| 市町村 | 43,777.2km | |
| 計 | 47,466.4km | |

○ 県が指定する緊急輸送道路の現況

【資料編Ⅱ-2-3-1】埼玉県緊急輸送道路網図

【資料編Ⅱ-2-3-2】緊急輸送道路の一覧表

- 各道路管理者において、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進めている。耐震補強工事にあたっては、緊急輸送道路の橋梁、鉄道を跨ぐ橋梁(跨線橋)、高速道路等を跨ぐ橋梁(跨道橋)の耐震化を優先的に実施している。
- 県では、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、マンホールの浮上防止対策を進めている。
- 県では、被災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、必要と認めるときは、閉塞建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修にかかる費用の一部を補助するとともに、地震に対する安全性に関して指導、助言又は勧告を行っている。

○ 電気施設の現況

県内の荒川水系に、東京発電（株）の発電所が10か所あり、発電した電気は、東京電力エナジーパートナー（株）等小売電気事業者へ販売している。

○ 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場5か所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所5か所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は777kmである。

○ 下水道施設の状況（県管理）

【下水道施設 9か所】

- | | |
|--------------|----------------|
| ①荒川水循環センター | ②元荒川水循環センター |
| ③新河岸川水循環センター | ④新河岸川上流水循環センター |
| ⑤中川水循環センター | ⑥古利根水循環センター |
| ⑦荒川上流水循環センター | ⑧市野川水循環センター |
| ⑨小山川水循環センター | |

【中継ポンプ場 22か所】

- | | |
|------------------|------------------|
| ①日進中継ポンプ場 | ②鴨川中継ポンプ場 |
| ③南部中継ポンプ場 | ④荒川中継ポンプ場 |
| ⑤三崎中継ポンプ場 | ⑥芝中継ポンプ場 |
| ⑦指扇中継ポンプ場 | ⑧元荒川中継ポンプ場 |
| ⑨桶川中継ポンプ場 | ⑩新河岸川中継ポンプ場 |
| ⑪吉見中継ポンプ場 | ⑫川島北中継ポンプ場 |
| ⑬川島南中継ポンプ場 | ⑭春日部中継ポンプ場 |
| ⑮栗橋大利根幹線第1中継ポンプ場 | ⑯栗橋大利根幹線第2中継ポンプ場 |
| ⑰鷺宮幹線中継ポンプ場 | ⑱菖蒲1幹線第1中継ポンプ場 |
| ⑲菖蒲1幹線第2中継ポンプ場 | ⑳菖蒲第2幹線中継ポンプ場 |
| ㉑寄居中継ポンプ場 | ㉒小川中継ポンプ場 |

【幹線管渠の延長】 約438km

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|---------------------|
| 1 交通関連施設の安全確保 |
| 2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備 |
| 3 ライフラインの確保 |
| 4 エネルギーの確保 |

1 交通関連施設の安全確保

(1) 取組方針

交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保、道路、鉄道施設の耐震性向上を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|--|
| 県（企画財政部） | ・ 交通事業者の取組に対する支援 |
| 道路管理者 | ・ 道路整備の推進 ・ 橋梁の耐震化の推進 |
| 交通事業者 | ・ 交通関連施設の耐震化の推進 ・ 交通関連施設における安全確保対策の強化 |

(3) 具体的な取組内容

ア 道路整備の推進

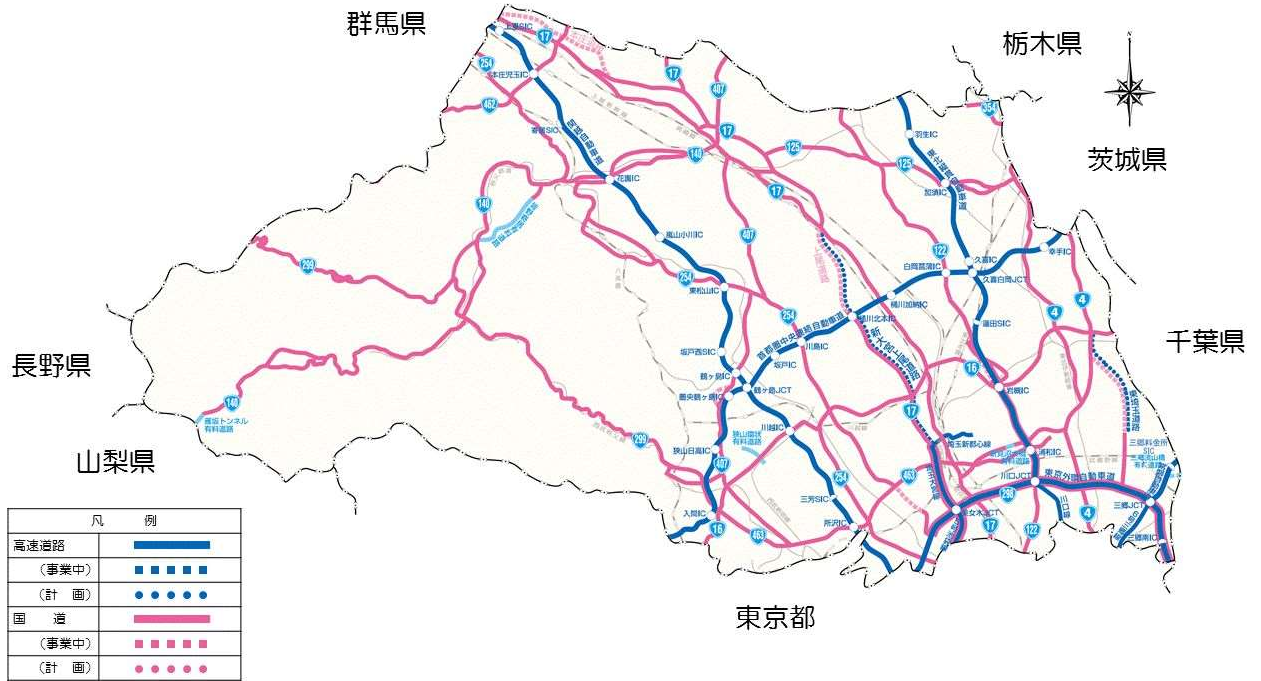
【県（県土整備部）、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】

災害時の人員、物資等の輸送に資する高速道路、主要幹線道路の早期整備を進める。

【早期整備を推進する道路】

| 名称 | 概要 |
|------------------------------|--|
| 圏央道 （首都圏中央連絡自動車道） | ・ 都心から半径およそ40～60kmの環状道路（自動車専用道路） ・ 延長 約300km（うち約270kmは供用中） ・ 埼玉県内 延長58km |
| 外環道 （東京外かく環状道路） | ・ 都心から半径およそ約15kmの環状道路（自動車専用道路） ・ 延長 約85km（うち約50kmは供用中） ・ 埼玉県内 延長35km |
| 新大宮上尾道路 （都市計画道路 高速埼玉中央道路） | ・ さいたま市中央区から鴻巣市に至る自動車専用道路 ・ 区間 さいたま市中央区円阿弥～鴻巣市箕田 ・ 延長 約25km（与野～上尾南間 約8km事業中） |
| 上尾道路 （一般国道17号） | ・ 新大宮上尾道路に並行する一般道路 ・ 区間 さいたま市西区宮前町～鴻巣市箕田 ・ 延長 約20km（うち約11kmは暫定供用中） |
| 本庄道路 （一般国道17号） | ・ 区間 深谷市岡～群馬県高崎市新町 ・ 延長 約13km（うち約1.4kmは暫定供用中） |

| | |
|----------------------------------|--|
| <p>東埼玉道路 (一般国道4号)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・区間 八潮市八條(外環道)～春日部市下柳(国道16号) ・延長 約18km (自動車専用部 八潮市八條～松伏町田島間 約9.5km 事業中) (一般部 約6kmは供用中。吉川市川藤～春日部市水角間 約8.7km 事業中) |
|----------------------------------|--|



イ 道路の震災予防対策

【道路管理者】

| 実施機関 | 震災予防対策 |
|------------|--|
| 東日本高速道路(株) | <ol style="list-style-type: none"> ① 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。 ② 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。 ③ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。 ④ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。 ⑤ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。 |

| | |
|---|---|
| <p>首都高速道路 (株)</p> | <p>1 概要 ① 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。 ② 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。</p> <p>2 高架橋の安全性強化 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。なお、橋脚の耐震対策（鋼版巻き立て等で補強）は平成10年度に、地盤の液状化によって生じる地盤流動化対策は平成11年度に完了している。</p> <p>3 災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検</p> <p>4 災害時における利用者の安全確保</p> <p>5 資機材の備蓄等の措置 震災時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機材及び物資の備蓄を行う。</p> <p>6 防災広報の実施</p> <p>7 防災訓練の実施</p> |
| <p>関東地方整備局、 県（県土整備部、 農林部）、市町村</p> | <p>1 概要 各道路管理者は、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、修繕等を推進するとともに既設橋梁の耐震補強を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。</p> <p>2 現況 (1) 橋梁の耐震補強 過去の地震で橋脚、桁が被害を受けたことから、橋脚補強や落橋防止対策を実施している。 * 県では、平成7年1月の阪神淡路大震災を受けて大きく耐震基準が改正された平成8年より古い基準で建設された橋梁について耐震補強工事を実施（コンクリート・鉄板巻き立て橋脚補強及び落橋防止装置設置）</p> <p>(2) 森林管理道 ア 森林管理道の整備目標延長1,510km イ 森林管理道のうち下記に該当するものを特に防災関連森林管理道として位置づけ、重点的に整備する。 ① 公道と公道を連絡し、バイパス的機能をもつ森林管理道 ② 唯一の生活道となっている森林管理道</p> <p>3 落石等による危険箇所対策 各道路管理者は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図っていく。</p> <p>4 橋梁の耐震補強 古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。 災害時、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁、鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路等を跨ぐ橋梁（跨道橋）の耐震化を優先的に実施する。</p> <p>5 森林管理道の整備 災害時における主要道路の迂回路確保、及び森林整備による防災・減災等のため、埼玉地域森林計画書の「林道（森林管理道）の開</p> |

| | |
|--|---|
| | 設及び拡張に関する計画」に記載されている森林管理道491路線の整備を実施する。 |
|--|---|

ウ 交通関連施設の耐震化の推進 【交通事業者、県（企画財政部）】

駅、バスターミナル等、交通関連施設の耐震化を推進する。県は交通事業者の取組を支援する。

エ 交通関連施設の震災予防対策 【鉄道事業者】

| 実施機関 | 震災予防対策 |
|---------------------------------------|---|
| 東日本旅客鉄道 (株)高崎支社・ 八王子支社・大宮 支社 | 1 施設の現状 ① 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 ② 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。 2 事業計画 ① 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 ② 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。 また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。 |
| 秩父鉄道（株） | 1 計画方針 鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設ごとに、万全の予防措置を講じる。 2 事業計画 ① 日常の巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備える。 ② 橋梁、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。 |
| 西武鉄道（株） | 1 駅施設 ① 2年に1回の定期検査により駅施設の点検を実施する。 ② 建物の位置及び構造については、建築基準法その他関係法令に基づき、耐震性の安全を確保する。 ③ 旧耐震基準建物については、関東運輸局通達による補強対象駅以外の建物についても、順次耐震診断を行い必要に応じて耐震補強を実施していく。 2 その他の構造物 構造物については、定期検査により健全度を調査し、必要に応じ補強を行い機能の強化を図る。 |

| | |
|------------|---|
| 東武鉄道（株） | 1 施設の現況 鉄道構造物等設計基準、建築基準法等、関係法令に基づき設計し安全性を確保している。 2 事業計画 大規模地震被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。 |
| 埼玉新都市交通（株） | 1 駅及び基地施設を除き、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。 2 走行路の橋脚及び橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ、落橋防止については、けた座の縁端が耐震設計になっているほか、けたストッパー、けたの連結等を実施してある。 |
| 埼玉高速鉄道(株) | 1 災害の発生に対処するため、諸施設の機能が外力及び環境の変化に耐えるだけの防災強度を確保するような、施設の整備を図っている。 2 地震発生の情報伝達に必要な通信連絡設備及び観測装置等を整備し、列車の緊急停止手配が速やかにできる体制をとっている。 |

2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

(1) 取組方針

各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図るとともに、災害時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--|--|
| 県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路（株） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の指定 ・ 道路網の整備 ・ 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化 ・ 緊急輸送道路沿線地域の不燃化、緊急輸送道路閉塞建築物の耐震化 ・ 緊急輸送道路にある下水道の管渠とマンホールの耐震化 ・ 応急復旧資機材の整備 |
| 関東地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急河川敷道路の整備 |
| 県（警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制実施の際の車両の運転者の義務等の周知 |

(3) 具体的な取組内容

ア 緊急輸送道路の指定 【県（県土整備部）、市町村】

○ 県による指定

県は、次の基準に従って緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを整備

する。

- ・ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- ・ 上記の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

- ・ 県本庁舎
- ・ 県地域機関庁舎
- ・ 市町村庁舎
- ・ 防災基地
- ・ 県営公園
- ・ 防災拠点校
- ・ 災害拠点病院
- ・ 着岸施設（河川）
- ・ コンテナ取扱駅 等

○ 市町村による指定

市町村は、市町村内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、市町村内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- ・ 市町村庁舎
- ・ 市町村出先庁舎
- ・ 市町村内の関係機関施設
- ・ 防災活動拠点
- ・ 避難所
- ・ 市町村内の備蓄倉庫、輸送拠点
- ・ 臨時ヘリポート
- ・ 着岸施設（河川）

イ 緊急輸送道路及び沿線の整備

【県（県土整備部、都市整備部、下水道局）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

○ 県が指定する緊急輸送道路に対する取組

- ・ 緊急輸送道路の耐震強化

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図る。

- ・ 沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化の促進

県及び市町村は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路を塞ぐおそれのある建築物の発生を少なくするように努めるものとする。

・ 下水道のマンホールの対策

下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

・ 危険箇所の調査、応援体制の整備

緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

○ 市町村が指定する緊急輸送道路に対する取組

市町村は、緊急通行車両等の通行を確保するため、関係機関と協議の上、必要な対策を講じる。

○ 道の駅の防災機能の整備・強化

県内の道の駅を災害時に求められる機能に応じた整備・強化を行う。

ウ 緊急河川敷道路の整備

【関東地方整備局】

災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備する。

【資料編Ⅱ-2-3-3】緊急河川敷道路の一覧表

エ 交通規制実施の際の車両の運転者の義務等の周知

【県（警察本部）】

県は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

オ 応急復旧資機材の整備

【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

○ 県（県土整備部）及び市町村

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（一社）埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

○ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

○ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

発災時の応急復旧活動が円滑に行えるよう、道路管理者間で事前調整を行う。

【資料編Ⅱ-2-3-1】埼玉県緊急輸送道路網図

3 ライフラインの確保

(1) 取組方針

ライフライン関連施設の耐震化や、バックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--|---|
| 県（危機管理防災部） | ・ 高圧ガス防災体制の整備 |
| 県（環境部） | ・ 廃棄物処理施設の耐震性の確保 |
| 県（県土整備部、都市整備部） | ・ ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進 |
| ライフライン事業者（電気事業者、ガス事業者、産業廃棄物処理施設管理者、通信事業者）、県（企業局、下水道局）市町村、水道企業団 | ・ ライフライン関連施設の耐震性の確保 ・ バックアップ機能の確保（系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等） ・ 被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備 ・ 優先復旧順位の事前決定 |
| 市町村（一部事務組合） | ・ ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備推進 ・ 一般廃棄物処理施設の耐震性の確保 |
| 産業廃棄物処理施設管理者 | ・ 産業廃棄物処理施設の耐震性の確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設の震災予防対策

【電気事業者】

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来 of 経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

| 実施主体 | 施設 | 耐震設計基準 |
|------|----|--------|
|------|----|--------|

| | | | |
|----------------|--------|-----|--|
| 東京電力パワーグリッド(株) | 変電設備 | | 機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。 |
| | 送電設備 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | | 地中線 | 終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。 |
| | 配電設備 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | | 地中線 | 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。 |
| 東京発電(株) | 水力発電設備 | | 発電用水力設備の技術基準、河川管理施設等構造令および建築基準法に基づき設計を行っている。 |

イ ガス施設の震災予防対策

【県（危機管理防災部）、ガス事業者】

県は、ガス施設について、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。

(ア) 県

| 施設名 | 震災対策 | |
|--------|------|---|
| 高圧ガス施設 | 長期計画 | 昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。 |
| | 現況 | ① 貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。 ② 配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。 |

| | | |
|------------------|------|--|
| | | <p>③ 防消火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。</p> <p>④ 防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。</p> |
| | 短期計画 | 上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことにより「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。 |
| 一般消費施設 (LPガス) | 長期計画 | <p>液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。</p> <p>① 特定供給設備は「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。</p> <p>② 地震による二次災害を防止するため一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知すること。</p> <p>③ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては一般消費者が使用する液化石油ガス充てん容器が流出しないよう必要な措置を講ずること。</p> |
| | 現 況 | <p>震災等対策として次のとおり指導している。</p> <p>① 充てん容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。</p> <p>② ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。</p> <p>③ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。</p> <p>④ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。</p> <p>⑤ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けすること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p> |
| | 短期計画 | <p>液化石油ガス販売事業者に対して、以下のとおり指導する。</p> <p>① 特定供給設備が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合すること。</p> <p>② 震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進すること。</p> <p>③ 洪水浸水想定区域図で1m以上の浸水が想定される地域においては充てん容器の大きさに応じて1本又は2本のベルト又は鉄鎖によりゆるみなく取り付けすること。もしくは充てん容器を容器収納庫に保管すること。</p> |

(イ) 都市ガス事業者

| | 施設名 | 震 災 対 策 |
|-----|------------|--|
| 現 況 | ガス製造施設 | ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。 |
| | ガス供給設備 | ① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。 ② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感震遮断装置を有するガスメーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。 ③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感震遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。 ④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放散塔を設置する。 |
| | 検知・警備設備 | 災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。 ア 地震センサー（S Iセンサー、液状化センサー） イ ガス漏れ警報装置 ウ 火災報知器 エ 圧力計 オ 流量計 |
| | 設備の緊急停止装置等 | 緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。 |
| | 緊急放散設備等 | 製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。 |
| | 連絡・通信設備 | 災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。 |

| | | |
|--|-----------------|--|
| | ガス工作物の巡視・点検・調査等 | ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。 |
|--|-----------------|--|

ウ 上水道施設の震災予防対策

【県（企業局）、市町村】

(ア) 県

| 施設名 | 震 災 対 策 |
|-----------------|--|
| 取導浄水施設 (浄水場) | ① 取導浄水施設は、「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づき、耐震化対策を行う。 ② 停電時でも受水団体が必要とする水量を送水するため、浄水場等の非常用自家発電設備を設置している。 ③ 塩素ガス施設は、高圧ガス保安法及び県の指導基準による設備基準に準拠して設計強度を保持し、かつ感震器による緊急しや断弁、塩素ガス漏洩検知機、中和装置及び防液堤等が装備されており、塩素ガス漏洩による二次災害を防止している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 |
| 送水施設 (送水管路) | ① 送水管路は、離脱防止機能を備えた耐震継手管を採用することにより、耐震化を図る。 ② 震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送水調整池を拡張整備するとともに、既存施設の耐震化を図る。 ③ 応急給水のための給水栓（給水車用、住民等用）を浄水場、中継ポンプ所に整備している。また、応急給水装置を備蓄している。 ④ 復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 ⑤ 送水管の空気弁に設置可能な応急給水装置を整備している。 |

(イ) 市町村、水道企業団

被害としては、上水道延べ 25,940 kmの配水管路において、約 9,400 箇所 の 損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ 廃棄物処理施設の震災予防対策

【県（環境部）、市町村】

| 実施部局等 | 震 災 対 策 |
|-------|---------|
| | |

| | |
|--------------------------|--|
| 県（環境部）及び市町村、産業廃棄物処理施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。 ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。 ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保すること。 |
|--------------------------|--|

オ 下水道施設の震災予防対策

【県（下水道局）、市町村】

| 実施部局 | 震 災 対 策 |
|--------------|---|
| 県（下水道局）及び市町村 | <ol style="list-style-type: none"> ① 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。 ② 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。 ③ 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。 ④ 管路計画にあたっては、ネットワーク化や二条化などのバックアップ手段を考慮するものとする。 ⑤ 下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムの整備、消防用水として再生水利用について検討を行う。 ⑥ 緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ県・市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておく。 |

カ 通信設備の震災予防対策

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ埼玉支店】

(ア) 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、東日本電信電話（株）の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

| 施設名 | 震 災 対 策 |
|-----|---|
| 建 物 | <ol style="list-style-type: none"> ① 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。 |

| | |
|-------|--|
| 建物内設備 | <p>① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。</p> <p>② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。</p> |
| 建物外設備 | <p>① 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。</p> <p>② 橋りょう添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。</p> <p>③ 架空ケーブル 隣接構造物に対する防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。</p> <p>④ NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、多ルート化を進める。</p> <p>⑤ 公共機関等、重要加入者の要請に応じて、協議のうえ加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を行う。</p> <p>⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。</p> <p>⑦ 市町村指定の避難所等へ特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。</p> |
| 移動用無線 | <p>① 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。</p> <p>② その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。</p> <p>③ 衛星携帯電話等の市町村役場等への貸出しによる通信確保の準備。</p> |
| 非常用電源 | <p>重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。</p> |

(イ) 平時の取組

- 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
- 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防などの防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時初動立ち上げ訓練 ・ 気象に関する情報伝達訓練 ・ 災害時における通信疎通訓練 ・ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練 |
|--|

- ・消防及び水防の訓練
- ・避難及び救助訓練

- 171(災害用伝言ダイヤル)・web171(災害用伝言板) (※1)、災害用伝言板(※2)のPRに努める。
 - ※1 東日本電信電話(株)提供
 - ※2 携帯電話事業者提供

キ ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定 【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物(災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設)に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

ク 高圧ガス防災体制の整備 【県(危機管理防災部)】

県は、高圧ガス防災訓練への参加等を通じ消防、警察その他関係機関との協力体制を確立するとともに、高圧ガス製造施設間での相互応援協定の締結を行うよう指導し、発災時にはこれらの協力体制や相互応援協定に基づいて速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 エネルギーの確保

(1) 取組方針

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。

また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化(電気、天然ガス、LPガス、水素等)に努める。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|------------|-----------------------|
| 県(危機管理防災部) | ・災害時のエネルギー確保に向けた体制の整備 |
| 県(環境部) | ・再生可能エネルギー等の導入促進 |
| ライフライン事業者 | ・エネルギーの安定供給に向けた取組の推進 |

<応急対策>

| |
|--------------------|
| 1 道路ネットワークの確保 |
| 2 交通規制 |
| 3 交通施設の応急対策 |
| 4 ライフライン施設の応急対策 |
| 5 発災時のエネルギー供給機能の確保 |

1 道路ネットワークの確保

(1) 取組方針

東京湾北部地震の被害を想定した「埼玉県道路啓開計画」に基づき、道路ネットワークの確保を行うものとする。

災害時における交通の混乱を防止し、警察、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することは極めて重要である。関係各機関は、被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして的確に対処する。

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、道路の被害情報を的確に把握し、応急復旧を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--|--|
| 県（警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急交通路等の被害の把握及び伝達 ・ 交通信号施設の応急対策の実施 |
| 道路管理者（県（応急復旧部、農林対策部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路等の被害状況の把握及び伝達 ・ 応急復旧順位の決定・作業の実施（道路啓開を含む） ・ 道路施設の応急対策の実施 ・ 緊急輸送道路の復旧作業のための事前協議の実施 ・ 放置車両対策の実施 |
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路等の被害状況の集約及び伝達 ・ 「道路・ライフライン調整チーム」による優先啓開ルート案の検討及び決定 |
| （一社）埼玉県建設業協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援 |

(3) 具体的な取組内容

ア 道路被害状況の把握及び伝達

【道路管理者、県（危機管理防災部、警察本部）】

- 道路管理者及び警察本部は、災害が発生した場合、道路の被害状況や障害物の状況を速やかに調査する。調査を行う際は、緊急輸送道路、緊急交通路及び避難路に指定されている路線から優先的に調査を行うものとする。
- 調査の結果、通行上の支障箇所を発見したときは、その路線名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被災の状況等を速やかに県（統括部）に報告するものとする。
- 県（統括部）は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、災害オペレーション支援システム等により各関係機関へ伝達する。

| 実施機関 | 道路被害状況の把握方法等 |
|------------------------------|---|
| 県（応急復旧部、農林対策部） | 所管する緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。 |
| 市町村 | 行政区域内の緊急輸送道路等の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。 |
| 関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株） | 所管の緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等から道路情報を収集する。 |
| 県（警察本部） | 現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路指定予定路線等の被害の状況を迅速に把握し、県（応急復旧部）に報告する。 |
| （一社）埼玉県建設業協会 | 協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする。 |

イ 道路施設の応急対策 【道路管理者】

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合、次のとおり応急対策を実施する。

（ア）関東地方整備局、県（応急復旧部、農林対策部）

関東地方整備局及び県は、避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。

ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

また、国（国土交通省）及び県（応急復旧部）は、著しく異常かつ激甚な災害

が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

（イ）市町村

県の措置に準じ、応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるものとする。

（ウ）東日本高速道路（株）

二次災害の防止を図るとともに緊急輸送や災害応急対策活動のための道路機能の回復を図る。

- ・ 高速道路は、必要に応じ災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路に指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が規制されることから、会社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者へ広報する。
- ・ 道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。

（エ）首都高速道路（株）

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- ・ 高速道路は、必要に応じ災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路に指定され、緊急通行車両等以外の車両の通行が規制されることから、会社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者へ広報する。
- ・ 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。
- ・ 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ復旧に努める。
- ・ 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

<各道路管理者による応急対策の方法>

- 道路の破損、流失、埋没並びに橋梁の損傷、トンネルの一部損壊、埋没等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補修、崩落土等の除去、橋梁の応急修繕、トンネルの修繕等、必要な措置を講じ、交通の確保を

- 図るものとする。
- 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、一時的な付替道路の開設や、適当な代替道路を選定し交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図るものとする。
 - 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
 - 被災の状況、地域の状況等を考慮して、災害復旧用応急組立橋による復旧を検討する。
 - 大雪時における主要道路については、早急に除雪し、交通の確保を図るものとする。

【資料編Ⅱ-2-3-4】交通施設の状況

ウ 緊急輸送道路の応急復旧作業

【道路管理者、県（警察本部）、（一社）埼玉県建設業協会】

各道路管理者は、次のとおり緊急輸送道路の応急復旧作業を実施するものとする。

○ **事前協議の実施**

緊急輸送道路の効率的な応急復旧のために、警察本部、（一社）埼玉県建設業協会と次の事項について事前協議を行う。

- ・ 復旧路線、区間
- ・ 復旧車線数
- ・ 復旧作業の相互応援
- ・ 協力建設会社との連携

○ **作業順位の決定**

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（統括部、警察本部）と調整の上、応急復旧順位を決定する。

○ **応急復旧作業**

県、市町村及び道路管理者は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。

| 実施機関 | 作業内容 |
|----------|---|
| 県（応急復旧部） | 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得ながら、（一社）埼玉県建設業協会と連携して行き交通確保に努める。道路上に乗り捨てられた車両等の移動は、災害時応援協定に基づき、レッカー協会の協力を得て行うほか、レッカー車が到着できない場合は他の方法により移動させる。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に |

| | |
|------------------------------------|---|
| | 車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。 |
| 市町村 | 所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。 |
| 関東地方整備局 東日本高速道路（株） 首都高速道路（株） | 災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。 |

○ 放置車両対策

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

県は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行う。

エ 交通信号応急対策 【県（警察本部）】

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- 国道17号、122号（さいたま市岩槻区以南）及び16号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を優先して復旧する。
- 前記の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、警察本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

オ 応急復旧、交通規制状況の広報

【道路管理者、県（統括部、応急復旧部、農業対策部）】

各道路管理者及び県は、応急復旧、交通規制、交通量などに関する情報伝達窓口を設置し、問い合わせ等に対する的確な情報伝達を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、交通規制の状況等を広報する。

【資料編Ⅱ-2-3-1】埼玉県緊急輸送道路網図

【資料編Ⅱ-2-3-2】緊急輸送道路の一覧表

2 交通規制

(1) 取組方針

災害発生後、必要に応じ、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認められるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両等以外の車両に対する交通規制を行う。また、被災地内の安全な交通を確保するため、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、交通規制を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|-------------|
| 警察本部、道路管理者 | ・ 交通規制措置の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制 【警察本部】

- 埼玉県公安委員会は、埼玉県又は埼玉県に近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要性があると認めるときは、災対法第76条の規定に基づき、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。
- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとする場合は、災対法施行令第32条により禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）を記載した標示を当該区間の前面及び区間内の必要な地点に設置して行う。

【資料編Ⅱ-2-3-5】 緊急通行車両等以外の車両通行止標示

- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象区間、期間（期間を定めないときは禁止又は制限の始期）及び理由を通知するものとする。また、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限したときは、関係都県の公安委員会に対しても禁止又は制限の対象、区域等及び期間及び理由を通知するものとする。なお、道路管理者及び関係都県への通知の方法は原則として電話によるものとする。
- 通行禁止区域等において、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対しては、警察官等は災対法第76条の3に基づき、必要な措置をとることを命令し、

又は自らその措置をとるものとする。

- 埼玉県公安委員会は、当該禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定め
ないときは禁止又は制限の始期）を県の広報に登載するとともに、報道機関に発
表するほか立看板等により一般に周知させるよう努めるものとする。
- 埼玉県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要
があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の
指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 大地震発生時の交通規制

（ア）第1次交通規制（高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警 察署長の命により行う交通規制）

緊急交通路を確保し、大地震発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施
するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

【資料編Ⅱ-2-3-6】緊急通行車両等の確認事務処理要領

○ 緊急交通路の確保

- ・ 高速隊長は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路のうち被災状況
により必要のある路線を緊急交通路として確保する。

- ・ 常磐自動車道
- ・ 東北自動車道
- ・ 関越自動車道
- ・ 東京外環自動車道
- ・ 首都圏中央連絡自動車道
- ・ 首都高速池袋線
- ・ 首都高速川口線
- ・ 首都高速三郷線
- ・ 首都高速埼玉大宮線
- ・ 首都高速埼玉新都心線

- ・ 次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間のうち被災状況
により必要のある区間を緊急交通路として確保する。

- ・ 国道4号都県境谷塚陸橋から下間久里陸橋までの間
- ・ 国道4号バイパス下間久里陸橋から茨城県境までの間
- ・ 国道17号都県境戸田橋から箕田交差点までの間
- ・ 国道17号熊谷バイパス箕田交差点から代交差点までの間
- ・ 国道17号深谷バイパス代交差点から四拾坂下交差点までの間

- ・ 国道17号四拾坂下交差点から群馬県境までの間
- ・ 国道17号新大宮バイパス都県境笹目橋から吉野町インターまでの間
- ・ 国道17号上尾道路宮前インターから桶川北本インターまでの間
- ・ 国道254号都県境新東埼玉橋から志賀交差点までの間
- ・ 国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点までの間
- ・ 国道254号金勝山交差点から群馬県境までの間
- ・ 国道122号都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- ・ 国道122号蓮田岩槻バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間
- ・ 国道122号閩戸交差点から群馬県境までの間

○ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

（イ）第2次交通規制（警察本部長の命による交通規制）

警察本部長は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じ、新たに交通規制の実施又は既に実施している交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めるときは、次により第2次交通規制を実施する。

○ 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制及び警察本部長において必要と認められた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

○ 緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した緊急交通路以外の路線において、災害応急対策上、更に緊急交通路を確保する必要があると認められたときは、必要な路線の交通規制を実施する。

（ウ）都県境規制

県内及び隣接都県の被災状況等に対応した交通対策を実施するため、県境直近の交差点において、県内又は隣接都県への流出入規制を実施する。

（エ）交通検問所の設置及び緊急通行車両の確認事務

緊急通行車両の確認事務は、各警察署及び次に掲げる高速道路料金所等のうち被災状況等を勘案して交通検問所を設置して実施する。

【資料編Ⅱ-2-3-6】緊急通行車両等の確認事務処理要領

【高速道路等】

- ・ 関越自動車道 所沢料金所、花園料金所

- ・東北自動車道 浦和本線料金所、岩槻料金所、加須料金所
- ・東京外環自動車道 美女木ジャンクション
- ・首都圏中央連絡自動車道 桶川加納料金所

【一般道路】

- ・国道4号谷塚仲町交差点
- ・国道17号川岸一丁目交差点
- ・国道254号和光陸橋交差点

○ **その他の道路の交通検問所**

緊急交通路指定予定路線以外の路線を緊急交通路として指定する場合は、警察本部長の指示により交通検問所を設置する。

ウ 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。

エ 埼玉県想定地震発生時の交通対策

埼玉県想定地震が発生した場合の交通対策は、「イ 大地震発生時の交通規制」に準じるほか想定される地震ごとに路線等を指定して実施する。

オ 被災地内の交通規制 【警察本部、道路管理者】

被災地内において、安全な交通を確保するため、また、渋滞を緩和するため、以下のとおり交通規制を行うものとする。

○ **交通規制を行う者**

| 実施主体 | 実施根拠 |
|-------|------------|
| 公安委員会 | 道路交通法第4条 |
| 警察署長 | 道路交通法第5条 |
| 警察官 | 道路交通法第6条 |
| 道路管理者 | 道路法第46条第1項 |

○ **県公安委員会が行う交通規制**

・ **道路交通法第4条に基づく交通規制**

県公安委員会は県内の道路について、災害により道路の決壊等危険な状態が発生し又はその他の状況により必要であると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

○ **警察署長が行う交通規制**

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害による道路の決壊、その他

交通上危険な状態が発生し、交通規制をする必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ただし警察署長が行うこれらの措置は、通行の禁止又は制限をすべき区間が2以上の警察署長の管轄にわたらず、またその期間が1ヶ月を超えない場合に限り行うものとする。

○ 警察官が行う交通規制

・ 道路交通法第6条第2項及び第3項に基づく交通規制

警察官は災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるときは、その現場の混雑を緩和するため、車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置を行うほかやむを得ないときは、災害のため混雑する現場にある車両等の運転者に対し、後退させることを命じ、又は道路交通法に定めた方法と異なる通行方法を命ずるものとする。

警察官は、上記の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないときは、その現場の関係者に対して必要な指示をするものとする。

・ 道路交通法第6条第4項に基づく交通規制

警察官は、災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があると認めるときは、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

警察官は、前項の措置をとるときは、災害の影響を受けない安全なまわり道を指示して一般通行の事故防止と交通の円滑化に努めるものとする。

○ 道路管理者の行う交通規制

【関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、県（県土整備部）、市町村】

・ 道路管理者は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

・ 道路管理者は、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限しようとする場合には、あらかじめ当該区域を管轄する警察署長及び市町村長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を警察、行政機関と相互に連絡を取り合い確認する。

あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。

・ 道路管理者は、降雪等による交通規制の状況を利用者に周知するものとする。

道路管理者及び県公安委員会は、交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。県（統括部）は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

キ 交通規制に関する県民等への広報

道路管理者及び県公安委員会は、交通規制を行ったときは、次の要領により広報に努め、一般交通の確保を図るものとする。

- ・ 関係道路の主要交差点への標示
- ・ 関係機関への連絡
- ・ 一般住民に対する広報

3 交通施設の応急対策

(1) 取組方針

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------|----------------|
| 鉄道事業者 | ・ 鉄道施設の応急対策の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 鉄道施設の応急対策

【鉄道事業者】

各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。
応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

- ・ 東日本旅客鉄道（株）（大宮支社）
- ・ 西武鉄道（株）
- ・ 東武鉄道（株）
- ・ 埼玉新都市交通（株）
- ・ 秩父鉄道（株）
- ・ 埼玉高速鉄道（株）
- ・ 首都圏新都市鉄道（株）

【資料編Ⅱ-2-3-7】鉄道事業者の応急対策要領

4 ライフライン施設の応急対策

(1) 取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------------------|---|
| 県（統括部） | ・ 高圧ガス製造施設応急対策の実施 |
| 県（給水部） | ・ 水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整の実施 |
| ライフライン事業者、県（給水部、下水道対策部、関係部局）、市町村 | ・ ライフライン施設の応急対策の実施（必要に応じ現地作業調整会議を開催） |

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設応急対策

【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○ 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるように下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ・ 非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ・ 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

○ 災害時における広報宣伝

- ・ 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- ・ 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。
- ・ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。
- ・ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・ 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- ・ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- ・ その他事故防止のため留意すべき事項

- ・ 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を

行う。

- ・上記については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

| | |
|-----------|-----------------------|
| ・感電事故防止周知 | 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知する |
| ・復旧周知 | 非常災害対策支店本部→県災害対策本部 |

○ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

イ ガス施設応急対策 【県（統括部）、ガス事業者】

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(ア) 県（統括部）

○ 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

県は、地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる措置を講じるよう指導する。

- ・高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。
- ・災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- ・漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

○ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、消防、警察、防災事業所その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- ・ 県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請するものとする。
- ・ 上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- ・ 上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について県へ報告するものとする。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

(さいたま市浦和区高砂3-4-9太陽生命ビル、TEL048-833-1878)

(イ) 都市ガス事業者

○ 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

- ・ 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）
- ・ 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）
- ・ その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

○ 情報の集約

被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。

○ 広報活動

テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。

○ 対策要員の確保

○ 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

○ 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

○ 地震発生時の供給停止

○ 応急工事

○ その他必要な対策

ウ 上水道施設応急対策

【県（給水部）、市町村】

(ア) 県（給水部）

○ 被害状況の把握

水道等施設の被害発生状況を各計器の表示又は住民等からの通報により把握するとともに、点検を実施する。

○ 緊急処置

二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、当該施設の運転を停止する。なお、塩素ガス配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩

規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

○ 水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化するとともに、必要に応じて取水河川の上流調査を行う。

(イ) 県（給水部）

水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整等を行う。

(ウ) 市町村・水道企業団

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。

エ 下水道施設応急対策

【県（下水道対策部）、市町村】

(ア) 県（下水道対策部）

- 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の緊急点検を実施し被害状況を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の2次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。
- 非常災害時に備えて応急資材と応急機材を以下の箇所に備蓄するものとする。
- 下水道施設の応急復旧等のため、下水道公社、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

【資料編Ⅱ-2-3-8】下水道応急資材・器具備蓄場所

(イ) 市町村

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話（株）埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。

○ 災害時の活動体制

- ・災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

・ **情報連絡**

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

○ **応急措置**

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

・ **重要回線の確保**

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

・ **通信の利用制限**

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

・ **災害用伝言ダイヤル等の提供**

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生する恐れがある場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

○ **応急復旧対策**

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

- ・ 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- ・ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
- ・ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

○ **災害時の広報**

- ・ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。
- ・ 通信のそ通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ・ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ・ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力

体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

カ 現地作業調整会議の開催 【県、市町村、ライフライン事業者等】

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催するものとする。

5 発災時のエネルギー供給機能の確保

(1) 取組方針

応急対策活動に必要なエネルギーを確保する。

(2) 役割分担

| 機関名等 | 役割 |
|---------------|-------------------------------|
| 県（統括部） | ・ 防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整の実施 |
| 石油連盟、石油業協同組合 | ・ 災害応急対策上重要な拠点への石油類の供給 |
| （一社）埼玉県LPガス協会 | ・ 災害応急対策上重要な拠点へのLPガスの供給の確保 |
| 都市ガス事業者 | ・ 社会的重要度の高い施設への優先的な供給の確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害時応援協定及び覚書に基づく石油類燃料の供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（石油類燃料）を確保するため、石油連盟、石油業協同組合に供給を要請する。

石油連盟、石油業協同組合は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

イ 災害時応援協定に基づくガスの供給

県は、災害対策活動に必要なエネルギー（LPガス燃料）を供給するため、（一社）埼玉県LPガス協会等に協力を要請する。

（一社）埼玉県LPガス協会等は、県の要請に基づき防災活動拠点や災害拠点病院等の重要施設への燃料供給に努める。

ウ 社会的重要度の高い施設への優先的な供給

都市ガス事業者は、災害時におけるガス供給の確保のため、移動式ガス発生設備等を用いて、被災した社会的重要度の高い施設（病院・福祉施設等）への優先的な供給に努める。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

1 ライフライン施設の早期復旧

(1) 取組方針

県、市町村、防災機関、ライフライン事業者が協力し、減災目標で設定した期間内の復旧を目指す。

(2) 役割分担

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------|-----------------------------|
| 県（統括部）、市町村、防災機関 | ・ライフラインの復旧作業を円滑に進めるための調整の実施 |
| ライフライン事業者 | ・復旧計画の策定 ・復旧作業の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 電気施設復旧対策

【東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社】

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

○ 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

○ 災害時における復旧資材の確保

・調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ・請負工事会社保管在庫の相互流用
- ・本(支)部相互の流用
- ・本店対策本部に対する応急資材の請求（支店外からの調達を必要とする資材）

・輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

・復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

○ 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

イ ガス施設復旧対策

【都市ガス事業者】

○ 復旧計画の策定

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。

○ 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

○ 復旧活動資機材の確保

・調達

予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- ・取引先・メーカー等からの調達
- ・被災していない他地域からの流用
- ・他ガス事業者等からの融通

・復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

ウ 上水道施設復旧対策

【県（給水部）、市町村】

(ア) 県（給水部）

送水管路の復旧作業は原則として浄水場に近い箇所から進めることとし、順次、送水調整を行って断水区域の縮小を図り、地震発生後、一週間以内の復旧を目標とする。

○ 被害状況の調査

速やかに施設班を編成して被害状況を調査し、その実態を把握して復旧計画を定める。

○ **技術者及び労務者の確保**

災害復旧協定業者へ復旧作業を要請するとともに、建設業者の応援を求め、他都県や業者へ要請する。

○ **宿舎などの手配**

復旧作業に従事する要員の宿舎、食糧及び寝具などの手配を行う。

○ **応急復旧用資機材の確保**

被害状況調査により復旧用資機材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。

○ **施工**

被害状況、作業の難易度及び復旧資機材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施する。

(イ) **県（給水部）**

水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整等を行う。

(ウ) **市町村・水道企業団**

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせるものとする。

エ 下水道施設復旧対策

【県（下水道対策部）、市町村】

(ア) **県（下水道対策部）**

緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。

県外からの支援については、別途定める「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき隣接都県等の支援を受け入れる。

【資料編Ⅱ-2-3-9】「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」（下水道局）

(イ) **市町村**

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

オ 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話(株)埼玉事業部】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

○ 復旧要員計画

- ・被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
- ・被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

○ 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動

○ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

○ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする恐れがある場合は、対地別の規制及び災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の開設の措置を講ずる。

○ 復旧工事

応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 応急対応力の強化

基本方針

各防災機関は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に果たし、応急活動体制に万全を期す。

現況

○ 県の防災活動拠点

県は、防災基地の整備をはじめ、災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災活動拠点として位置づけ、整備している。

【県の防災活動拠点の概要】

| 防災活動拠点 | 救援物資 | | 活動要員 集結機能 | 被災者等 避難機能 | 訓練研修 機能 | 備 考 |
|---------------|----------------|------|--------------|--------------------|------------|-------------------------------|
| | 備蓄機能 | 集配機能 | | | | |
| 危機管理防災センター | | | ○ | | ○ | 災害対策本部 |
| 地方庁舎・ 合同庁舎 | ○ 生活用水 等 | | ○ | | ○ | 災害対策本部支部 現地災害対策本部 |
| 防災基地 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 総合的な防災活動機能 5基地 |
| 県営公園 | ○ 生活用水等 | ○ | ○ | ○ 避難場所、 避難所※ | ○ | 開設22公園 |
| 防災拠点校 | ○ | | | ○ 避難所※ | ○ | 防災拠点校37校、備蓄機能 のみ残した閉校施設1か所 |
| 舟運輸送拠点 | | ○ | | | ○ | 舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ |
| 大規模施設 | ○ | ○ | ○ | ○ 避難所※ | ○ | さいたまスーパーアリーナ |
| | ○ | ○ | ○ | | ○ | 埼玉スタジアム2002公園 |
| 防災学習センター | ○ 飲料水 | | ○ | | ○ | |
| 消防学校 | ○ 活動機材 | | ○ | | ○ | |
| 広域支援拠点 | | | ○ | | | 高速道路インターチェンジ周 辺の民間企業等の所有地 |

| | | | | | | |
|---------------|--|---|--|--|--|--|
| 災害時物流 応援団地 | | ○ | | | | |
|---------------|--|---|--|--|--|--|

- ※ 防災活動拠点の避難場所、避難所等としての指定及び運営は市町村が行う。
- ※ 生活用水等・・・生活用水（トイレ洗浄、清掃、状況により、風呂・シャワー、洗濯水。）、防火・消火用水、散水用水

- 【資料編Ⅱ-2-4-2】防災基地一覧
- 【資料編Ⅱ-2-4-3】県営公園一覧
- 【資料編Ⅱ-2-4-4】防災拠点校一覧
- 【資料編Ⅱ-2-4-5】舟運輸送拠点一覧
- 【資料編Ⅱ-2-4-6】大規模施設一覧
- 【資料編Ⅱ-2-4-7】広域支援拠点・災害時物流応援団地一覧

・危機管理防災センター

県の災害対策の中核として機能する危機管理防災センターを整備し、平成23年3月から運用を開始している。

災害発生時には県の災害対策本部が設置され、同じくセンター内に設置される国の現地災害対策本部や自衛隊、**埼玉県消防応援活動調整本部**とともに、警察本部、DMAT等の**医療チーム**、インフラ機関等と連携を取りながら災害対策に当たる拠点となる。

・地方庁舎、合同庁舎

県内10箇所の庁舎で、災害対策本部支部を設置するとともに、必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

・防災基地

総合的な防災活動拠点として、県内に防災基地を5箇所整備している。
 防災基地が有する機能及び主な施設は、次のとおりである。

| | 予防活動 | 応急及び復旧復興活動 |
|------|--|--|
| 物の拠点 | 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の物資の備蓄拠点としての機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の食料、飲料水、生活必需品、防災資機材及び医薬品等の備蓄放出・集積・配送拠点としての機能 ・調達物資及び県外からの救援物資の受入れ、一時保管及び配送等の機能 |
| 人の拠点 | 防災教育・訓練の拠点としての機能 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の活動要員の集結拠点としての機能 ・県外からの応援要員の受入れ、一時滞在及び配送等の機能 ・災害時の被災者の一時避難（安全確保）及び生活確保のための機能 |

(主な施設) 防災倉庫 臨時ヘリポート ヘリコプターの駐機場
 救援物資等の集積・仕分け場 耐震性貯水槽 自家発電装置

・ 県営公園

22の県営公園に次の施設を必要に応じて整備している。

| | | |
|---------|--------|------|
| 臨時ヘリポート | 夜間照明装置 | 非常電源 |
| 放送施設 | 耐震性貯水槽 | 井戸 |
| 災害用トイレ | かまどベンチ | |

・ 防災拠点校

防災拠点校として37校の県立高校に次の施設を整備している。

緊急宿泊所（体育館、武道場、食堂兼合宿所を利用し、要配慮者の収容も可能）
備蓄倉庫（食料、生活必需品等）
太陽光発電、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置
このほか、備蓄機能のみを残した閉校施設が1か所ある。

・ 舟運輸送拠点

芝川マリーナ 大場川マリーナ
緊急用船着場（川口、朝霞、あきがせ、戸田、三郷）

・ 大規模施設

埼玉スタジアム2002公園、さいたまスーパーアリーナ

・ 広域支援拠点

高速道路のインターチェンジ等から近い（概ね5km圏内）民間企業の所有地7か所を、部隊の宿营地や救援物資の集積地として活用する。

・ 災害時物流応援団地

民間の卸売団地4か所において、在庫商品を救援物資として供給を受けるとともに広域物資拠点として活用する。

○ 防災ヘリコプター

県は、防災ヘリコプターを3機（あらかわ2、あらかわ3、あらかわ4）体制で運用している。

緊急搬送、山岳救助等災害対応、市町村等からの要請を受けての出場等多くの活動を実施しているほか、近隣都県と協定を締結し、相互応援を図っている。

防災ヘリコプターは、県が運用、機体の操縦・整備・格納は民間に委託、隊員は消防本部から派遣を受けて運営している。

【資料編Ⅱ-2-4-8】埼玉県防災航空隊総合運航規程

【資料編Ⅱ-2-4-9】埼玉県防災ヘリコプター応援協定

○ 常備消防の状況

令和3年4月1日現在、27消防本部（13市1町13組合）がある。

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|--------------|
| 1 応急活動体制の整備 |
| 2 防災活動拠点の整備 |
| 3 警備体制の整備 |
| 4 消防力の充実強化 |
| 5 救急救助体制の整備 |
| 6 相互応援の体制整備等 |

1 応急活動体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------------------|---|
| 県（危機管理防災部）、市町村 | ・災害対策本部体制の整備 |
| 県（各部局）、市町村、防災関係機関、ライフライン事業者 | ・業務継続計画（BCP）の策定及び推進 ・災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底 ・電源、非常用通信手段等の確保 ・情報システムやデータのバックアップ対策 ・応急対応、復旧復興のための人材の確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害対策本部体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村】

県、市町村は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の体制を整備するほか、災害の規模に応じ段階的に引き上げる防災対応の体制（県では「情報収集体制」「警戒体制」）を整備する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 第2章 第2節 第1 県の体制」を参照。

イ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定しておく。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結

果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。

ウ 電源、非常用通信手段等の確保

【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】

県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

エ 情報システムやデータのバックアップ対策

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、各種情報システムについて、大規模災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、情報システムに関する業務継続計画等に基づき、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

オ 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底.

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等により周知徹底を図る。

カ 防災行動計画（タイムライン）の作成

【県（各部局）、市町村】

県、市町村は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 応急対応、復旧復興のための人材の確保

【県（各部局）、市町村、ライフライン事業者】

県、市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県、市町村は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者を含む。）の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 防災活動拠点の整備

(1) 取組方針

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------------|--------------------|
| 県（各部局）、市町村、防災関係機関 | ・ 防災活動拠点の整備 |
| 施設管理者 | ・ 防災拠点施設運営マニュアルの整備 |

3 警備体制の整備

(1) 取組方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体及び財産の保護、交通の秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序の維持に必要な諸対策を実施して、治安の万全を確保するものとする。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------|-----------|
| 県（警察本部） | ・ 警備体制の確立 |

(3) 具体的な取組内容

○ 警備体制の種別

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の警備体制の種別は、次に掲げる区分のとおりとする。

| 区 分 | 説 明 |
|------|--|
| 準備体制 | 災害が発生するおそれはあるが、相当の時間的余裕がある場合にとる体制 |
| 警戒体制 | 洪水、山くずれ、地震、大火災等の災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制 |
| 非常体制 | 大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合にとる体制 |

○ 装備資機材の整備等

警察職員は平素から災害警備実施に必要な装備資機材の点検、整備及び開発、改善等に努めるものとする。

4 消防力の充実強化

(1) 取組方針

常備消防、消防団による消防力の充実強化に取り組む。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|----------------------------|----------------------------|
| 県（危機管理防災部、県土整備部、施設管理者）、市町村 | ・ 消防水利等の整備 |
| 消防機関 | ・ 装備・資機材の充実強化 ・ 消火体制の整備 |
| 県（危機管理防災部）、市町村 | ・ 消防の広域化等の推進 |

(3) 具体的な取組内容

ア 消防資機材の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

- 消防本部は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。
- 消防団は、必要な消防資機材を整備する。
- 県及び市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 消防水利等の整備

【県（危機管理防災部、県土整備部、施設管理者）、市町村】

県及び市町村は、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保

有水の活用、河川やプール等の水利の開発や確保を推進する。

ウ 消防の広域化等の推進 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、自主的な市町村の消防の広域化等に向けた取組を推進するとともに、広域化等実施後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

5 救急救助体制の整備

(1) 取組方針

大規模地震の発生時には、多数の傷病者の発生が予想されるため、救急救助活動の万全を期する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------|-----------------|
| 県（危機管理防災部）、市町村、消防本部 | ・救急救助体制の整備 |
| 県（危機管理防災部、保健医療部） | ・災害時広域医療搬送体制の整備 |
| 消防本部 | ・傷病者搬送体制の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制の整備 【県（危機管理防災部）、市町村、消防本部】

- 市町村及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- 消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。
- 県は、多数の傷病者が発生する災害に対応するため、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の連携強化を図る。

イ 傷病者搬送体制の整備 【消防本部】

○ 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

○ 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

○ 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

○ ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

○ 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備する。

ウ 災害時広域医療搬送体制の整備

【県（危機管理防災部、保健医療部）】

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備する。

6 相互応援の体制整備等

(1) 取組方針

都道府県における相互応援及び国からの応援受入れに関する体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--------------------------------------|
| 県（危機管理防災部） | ・ 都道府県等相互応援体制の整備 |
| 県（関係部局） | ・ 専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・ 応援受入体制の整備 |
| 市町村 | ・ 専門的技術職員による相互応援体制の整備 ・ 応援受入体制の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 都道府県等相互応援体制の整備

【県（危機管理防災部）】

知事等は、県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し応援を求める（災対法第74条）。

県は、相互応援の円滑な実施のため体制を整備する。

【資料編Ⅱ-2-4-10】 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-11】 震災時等の相互応援に関する協定（1都9県）

【資料編Ⅱ-2-4-12】 九都県市災害時相互応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-13】 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-14】 群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-15】 災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料

イ 専門的技術職員による相互応援体制の整備

【県（関係部局）、市町村】

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市町村が連携し、体制を確立する。

○ 応援活動の種類と機関

- ・ 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- ・ 保健医療の広域応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ・ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- ・ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉）

○ 受入体制の整備

- ・ 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- ・ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- ・ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

ウ 応援受入体制の整備

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

【想定される応援（例示）】

- ・ 自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援

- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）、災害時情報集約支援チーム（ISUT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理 等
- ・防災関係機関等による応援…日本赤十字社による救護班、県医師会・県看護協会等による救護班 等
- ・公共的団体による応援
- ・ボランティア

○ 県、市町村が行う対策

- ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。
- ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- ・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ・情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

【資料編Ⅱ-2-4-16】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

【資料編Ⅱ-2-4-17】災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-4-19】緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

<応急対策>

| |
|-----------------|
| 1 災害発生直前の未然防止活動 |
| 2 応急活動体制の施行 |
| 3 防災活動拠点の開設・運営 |
| 4 応急措置 |
| 5 警備活動 |
| 6 消防活動 |
| 7 自衛隊災害派遣 |
| 8 応援要請 |
| 9 応援の受入れ |
| 10 ヘリコプター運航調整 |

1 災害発生直前の未然防止活動

(1) 取組方針

県及び市町村は、必要に応じ、災害を未然に防ぐための応急対策を行うものとする。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|------------------------------|
| 県（関係部局） | ・燃料備蓄状況など重要施設における準備状況の確認 |
| 県（統括部）、市町村 | ・物資備蓄状況、物資拠点の開設手続き・管理者連絡先の確認 |
| 県（統括部）、電気事業者 | ・電源車、発電機の配備状況のリスト化 |

(3) 具体的な取組内容

ア 重要施設における準備状況の確認

【県（関係部局）】

県は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

イ 物資支援の準備

【県（統括部）、市町村】

県、市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるよう、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

ウ 電源車、発電機等配備状況のリスト化 【県（統括部）、電気事業者】

県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

2 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

県及び市町村は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------|--------------------------------------|
| 県（各部、支部） 市町村 | ・ 災害対策本部体制等の施行 ・ 市町村の行政機能の確保状況の把握 |

(3) 具体的な取組内容

ア 県災害対策本部の設置 【県（統括部）】

県は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

県災害対策本部の設置基準は、「第1編 総則 第2章 防災体制 第2節 防災体制 第1 県の体制」を参照。

県災害対策本部は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害応急対策がおおむね完了したときに閉鎖する。

イ 災害対策本部の運営 【県（統括部）】

県は、県及び防災関係機関等が連携して応急業務が実施できるよう、関係者間における情報共有や協議、意思決定が行いやすい執務室内の配置や必要資機材の整備に努める。

運営に当たっては、本部長の意思決定をサポートする「指令室」機能を整備し、部局間及び関係者間の総合調整・指揮業務を強化する。

ウ 市町村災害対策本部の設置等

(ア) 市町村災害対策本部の設置 【市町村】

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害

応急活動体制を施行する。

(イ) 市町村の行政機能の確保状況の報告 【市町村、県（統括部）】

震度6弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。県や国では、把握した情報を基に、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

【資料編Ⅱ-2-4-20】市町村行政機能の確保状況の把握フロー及び報告様式

エ 初動期の人員確保 【県、市町村】

県及び市町村は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

オ 災害対策緊急要員の増員 【県】

県は、本庁と現地地域機関との連絡体制や現場における災害対策業務の強化のため、必要に応じて本庁からの職員（災害対策緊急要員）を派遣する。

3 防災活動拠点の開設・運営

(1) 取組方針

災害発生時に防災活動の拠点となる施設を速やかに開設し、運営体制を確立する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------|----------------|
| 県（統括部、支部、施設管理者）、市町村 | ・ 防災活動拠点の開設・運営 |

(3) 具体的な取組内容

ア 県 【県（統括部、支部、施設管理者）】

県は、原則として非常体制の配備の決定をした場合、防災基地、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002公園及び県立高校（防災拠点校）や県営公園等を、防災活動の拠点施設として開設する。

イ 市町村.

市町村は、速やかに防災活動のための拠点となる施設を開設し、運営体制を整える。

4 応急措置

(1) 取組方針

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------------------|---|
| 県（知事） | ・ 応急措置等の実施 ・ 従事命令等の発出 ・ 応急措置の実施についての市町村長に対する指示 ・ 市町村長が実施すべき応急措置の代行 |
| 市町村 | ・ 応急措置等の実施 ・ 知事の指示に基づく他の市町村の応援 |
| 警察官 | ・ 災害対策基本法に基づく措置の実施 ・ 警察官職務執行法に基づく措置 |
| 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関 | ・ 応急措置等の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 知事等の応急措置.

(ア) 応急措置

知事は、県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努めるものとし、必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関の長又は県の他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請する。（災対法第70条第3項）

(イ) 従事命令等

- 知事は、災害が発生した場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令等を発して応急活動を行うこととする。（災対法第71条）

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 ・ 施設及び設備の応急復旧 ・ 清掃、防疫その他保健衛生 ・ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 ・ 緊急輸送の確保 ・ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止 |
|--|

- 知事は、上記の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋、物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又は職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所、又は保管する場所に立ち入り検査をさせ若しくは物資を保管させた者から必要な報告をとることとする。
- 知事等の従事命令及び協力命令は、次に掲げるところにより執行する。

| 命令対象の作業 | 命令区分 | 根拠法令 | 執行者 |
|---------------------|------|-----------------------|------------------------------|
| 消 防 作 業 水 防 作 業 | 従事命令 | 消防法第29条第5項 水防法第24条 | 消防吏員又は消防団員、水防管理者、水防団長、水防機関の長 |
| 災害救助作業 (救助法適用救助) | 従事命令 | 救助法第7条 | 知 事 |
| | 協力命令 | 救助法第8条 | |
| 災害応急対策作業 (除災害救助) | 従事命令 | 災対法第71条 | 知 事 |
| | 協力命令 | | |
| 災害応急対策作業 (全 般) | 従事命令 | 災対法第65条第1項 | 市 町 村 長 |
| | | 災対法第65条第2項 | 警 察 官 |

従事命令等の対象者は次に掲げる範囲とする。

| 命 令 区 分 | 従 事 対 象 者 |
|---------|--------------------------|
| 消 防 作 業 | 火災の現場付近にある者 |
| 水 防 作 業 | 市町村の区域内の住民、又は水防作業の現場にある者 |

| | |
|-------------------------------|--|
| 災害救助その他の作業（救助法、災対法による知事の従事命令） | (1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及び従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶業者 |
| 災害救助その他の作業（知事の協力命令） | 救助を要する者及びその近隣の者 |
| 災害応急対策全般（災対法による市町村長、警察官の従事命令） | 市町村区域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 災害緊急対策全般（警察官職務執行法） | その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者 |

- 従事命令、協力命令、保管命令、管理命令、使用命令及び収用命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。
 なお、命令を変更し、又は取り消すときも同様とする。

【救助法による場合】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・従事命令、協力命令、取消命令 ・物資の保管命令 ・管理命令 ・使用命令、収用命令 |
|--|

【災対法による場合】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協力命令、変更命令、取消命令 ・物資の保管命令 ・管理命令 ・使用命令、収用命令 |
|--|

- 損害補償
- ・ 県は、保管、管理、使用、収用の処分によって、通常生ずる損失に対しては、補償を行う。（災対法第 82 条第 1 項）
 - ・ 県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対して、その実費を弁償する。（災対法第 82 条第 3 項、同法施行令第 35 条）
 なお、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 5 条の規定に基づき実費を弁償する。（救助法第 7 条第 5 項）
 - ・ 従事命令、又は協力命令によって応急措置の業務に従事し、又は協力した者

が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、条例の定めるところにより、その者、その者の遺族又は被扶養者等がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災対法第84条第2項、同法施行令第36条第2項、救助法第12条）

なお、損害補償の区分は、次のとおりである。

| 基準根拠 | 救助法及び同法施行令(知事の従事命令又は協力命令) | 災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく知事の従事命令又は協力命令) | 災害に際し、応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(災対法に基づく市町村長又は警察官の従事命令又は協力命令) |
|--------|---|---|--|
| 補償等の種類 | 療養扶助金 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃 | 療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃 | 療養補償 休業 〃 障害 〃 遺族 〃 葬祭 〃 打切 〃 |
| 支給額 | 救助法施行令で定める額 | 条例で定める額 | 条例で定める額 |

【資料編Ⅱ-2-4-21】 災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例

(ウ) 市町村長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第1項）

(エ) 市町村長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により市町村長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該市町村長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

- ・警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、立入りを制限し、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること（災対法第63条第1項）
- ・応急措置に必要な他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること（同法第64条第1項）
- ・応急措置に支障のある工作物等の除去（同条第2項）
- ・市町村の区域内の住民又は応急対策を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させること（同法第65条第1項）

イ 警察官の応急措置

(ア) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対

する危険を防止するため特に必要と認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- ・警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（第63条第2項）
- ・区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（第64条第7項）
- ・区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（第65条第2項）

(イ) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- ・その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- ・特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- ・その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

ウ 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置.

- ・ 指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な施策を講ずる。（災対法第77条第1項）
- ・ 前項の場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示する。（災対法第77条第2項）

エ 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置.

- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要な措置を講ずる。（災対法第80条第1項）
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画等の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、又は知事若しくは市町村長に対し、

労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めること。（災対法第80条第2項）

5 警備活動

（1）取組方針

県内に大規模な地震が発生した場合は、警備体制を確立し適切な災害警備活動を行う。

（2）役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------|-------------------------|
| 県（警察本部） | ・警察本部及び警察署における災害警備体制の確立 |

（3）具体的な取組内容

ア 警備措置 【県（警察本部）】

○ 警備体制

県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部及び警察署はそれぞれ所要の警備体制を確立する。

○ 災害警備の実施

国、県、市町村、消防機関その他の関係機関と緊密に連携して、次に掲げる活動を行うものとする。

- ・情報の収集、伝達及び広報
- ・警告及び避難誘導
- ・人命の救助及び負傷者の救護
- ・交通秩序の維持
- ・犯罪の予防検挙
- ・行方不明者の捜索、検視及び死体の調査
- ・漂流物等の処理
- ・その他治安維持に必要な措置

6 消防活動

（1）取組方針

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|---|
| 消防本部 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ ・ 同時多発火災への対応 ・ 火災現場活動 ・ 救急救助 |
| 防災航空センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場 |
| 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止 ・ 消火活動 ・ 救急救助 ・ 避難誘導 ・ 情報の収集 ・ 応援隊の受入準備 |
| 知事（県（統括部）） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援出動の指示 ・ 消防組織法第44条及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づく緊急消防援助隊の要請 |
| 市町村長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防相互応援協定に基づく他の消防機関への応援要請 |

(3) 具体的な取組内容

ア 消防活動

【消防機関】

| 機関 | 活動内容 |
|------|--|
| 消防本部 | <p>① 情報収集及び伝達及び応援隊の受入れ</p> <p>ア 災害状況の把握 119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。</p> <p>イ 把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。</p> <p>ウ 応援隊の受入れ及びその準備</p> <p>② 同時多発火災への対応</p> <p>ア 避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>イ 重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>ウ 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</p> <p>エ 市街地火災消防活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>オ 重要な消防対象物優先の原則 重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p> <p>③ 火災現場活動の原則 ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p> <p>④ 救急救助 要救助者の救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、搬送先を決定する。 詳細については、「第6 医療救護等対策—<応急対策>—1 初期医療体制」を参照。</p> |
| 防災航空センター | 防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場を行う。 |
| 消防団 | <p>① 出火防止 地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p>② 消火活動 地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。 また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>③ 救急救助 消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>④ 避難誘導 避難指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p>⑤ 情報の収集 消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>⑥ 応援隊の受入準備 応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p> |

イ 応援要請

【県（統括部）、市町村、消防機関】

○ 応援要請の手続等

| | |
|-----------------|---|
| 消防相互応援協定による応援要請 | 被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。 |
| 知事による応援出動の指示等 | 被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。 |

| | |
|--------------|--|
| 緊急かつ広域的な応援要請 | 知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認められた時は、消防組織法第44条、緊急消防援助隊運用要綱及び「埼玉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。 |
|--------------|--|

○ 内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ・ 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ・ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ・ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ・ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ・ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

○ 応援隊の受入体制

・ 緊急消防援助隊

被災市町村が二以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織を設置するものとする。調整本部は、緊急消防援助隊の受入体制を整える。

【調整事項】

- ・ 応援消防隊の誘導方法
- ・ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ・ 活動拠点の確保

・ その他応援隊

円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。

【資料編Ⅱ-2-4-19】 緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

7 自衛隊災害派遣

(1) 取組方針

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------------|--|
| 自衛隊 | ・災害派遣活動の実施 |
| 県（統括部） | ・知事による災害派遣要請の実施 ・自衛隊との連絡調整 ・災害派遣部隊の受入体制の確保 |
| 県（警察本部）、 消防機関 | ・災害派遣部隊との相互協力 |
| 市町村 | ・災害派遣部隊の受入体制の確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害派遣活動 【自衛隊】

○ 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- | |
|--|
| <p>1 緊急性の原則 差し迫った必要性があること。</p> <p>2 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。</p> <p>3 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。</p> |
|--|

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・避難者の捜索、救助 ・消防活動 ・診察、防疫、病虫害防除等の支援 ・人員及び物資の緊急輸送 ・救援物資の無償貸付又は贈与 ・危険物の保安及び除去 ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導、輸送 ・水防活動 ・道路又は水路等交通上の障害物の除去 ・通信支援 ・炊事及び給水支援 ・交通規制の支援 ・予防派遣 |
|--|--|

○ 災害派遣実施の判断

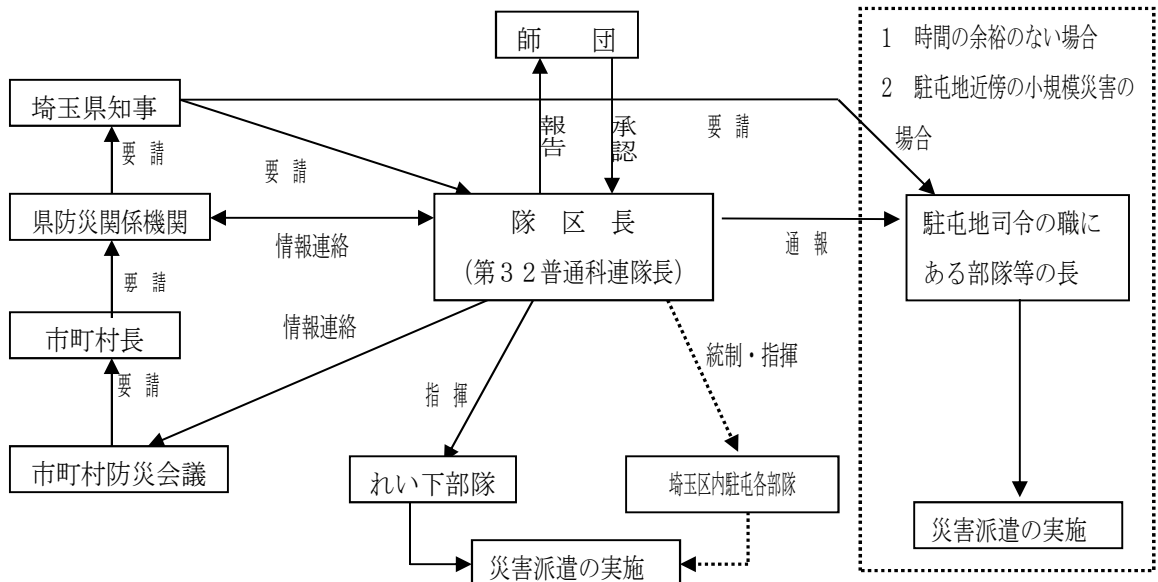
- ・自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- ・自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- ・要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。
- ・自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

イ 災害派遣の要請

【県（統括部）、市町村】

○ 連絡系統

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



○ 県から自衛隊への要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

・一般災害派遣の場合

知事（県（統括部））は、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他、参考となるべき事項

災害派遣の要請は、埼玉隊区長である第32普通科連隊長を窓口として第1師団長へ行う。

この場合、災害の状況等から必要があるときは、航空自衛隊中部航空方面隊司令官、又は海上自衛隊横須賀地方総監にも要請するものとする。

ただし、東海地区に大震災が発生し、第32普通科連隊長が東海地区に派遣されたとき及び突発災害時において人命の救助、財産の保護等のための時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、直接駐屯地司令又は基地指令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨第32普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長に通報する。

・航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにして、第32普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長又は最寄部隊等に電話等で要請し、事後速やかに文書をもって行うものとする。

- 災害一般状況
 - ・災害発生日時、種類、場所、原因
 - ・被害状況（人命に関するものは特に病状、病名を明らかにする。）
- 特別救護要請（情報通報の場合は除く。）
 - ・要請者
 - ・要請内容：事由（目的）、派遣希望時期又は期間
 - ・派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は目的地及び連絡先を明示）
 - ・患者の付添、医者の有無その他参考事項
- 災害発生現場の気象状況

・要請文書の宛先

【資料編Ⅱ-2-4-22】自衛隊に対する要請文書のあて先

・緊急の場合の連絡先

【資料編Ⅱ-2-4-23】緊急の場合の連絡先（自衛隊）

・災害派遣部隊の撤収要請

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復旧に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。

○ 市町村から県に対する災害派遣要請の依頼

- ・知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、市町村長が行うものとする。
- ・市町村長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（統括部）に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

【記載事項】

- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他、参考となるべき事項

ウ 自衛隊との連絡

【県（統括部）】

○ 情報の交換

県（統括部）は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ、第32普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、横須賀地方総監第3幕僚室長と情報を交換するものとする。

なお、第32普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、及び横須賀地方総監第3幕僚室長は、必要に応じ、それぞれ関係部隊に、この情報を提供しておくものとする。

○ 連絡班の派遣依頼

県（統括部）は、災害発生を予想する段階に至った場合又は災害が発生した場合は、第32普通科連隊長に対し県（統括部）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

○ 連絡所の設置

県（統括部）は、自衛隊災害派遣業務の調整を図るため、県（統括部）に自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

エ 災害派遣部隊の受入体制の確保

【県（統括部、警察本部）、市町村、消防機関】

○ 緊密な連絡協力

県、市町村、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

○ 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

県及び市町村は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

○ 作業計画及び資材等の準備

県及び市町村は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- ・ 作業箇所及び作業内容
- ・ 作業の優先順位
- ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

○ 自衛隊との連絡窓口一本化

市町村は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

○ 派遣部隊の受入れ

県及び市町村は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

- ・ 災害対策本部事務室
- ・ 宿舍
- ・ 材料置き場（野外の適当な広さ）
- ・ 駐車場（車一台の基準 3 m × 8 m）
- ・ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

【資料編Ⅱ-2-4-24】 災害応急対策活動拠点一覧

【資料編Ⅱ-2-4-25】 飛行場場外離着陸場一覧表

【資料編Ⅱ-2-4-26】 ヘリコプターの離着陸（発着）場基準及び表示要領

【資料編Ⅱ-2-4-27】 災害派遣用備品等の能力

【資料編Ⅱ-2-4-28】 施設器材等能力基準

才 経費の負担区分

【自衛隊、市町村】

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ・派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ・派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ・その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

8 応援要請

(1) 取組方針

大規模地震等により被害が広範囲に及び、県や市町村などによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他都道府県や各団体に応援の要請を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|--------|--|
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関への応援要請 ・市町村からの応援要請に基づく関係機関への応援要請の実施 ・放送機関に対する放送要請 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村相互応援協力の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 県の応援要請等 【県（統括部）】

○ 自衛隊に対する災害派遣要請

「7 自衛隊災害派遣－（3）具体的な取組内容－イ 災害派遣の要請」による。

○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動要請

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

○ 緊急消防援助隊の出動等要請

「6 消防活動－（3）具体的な取組内容－イ 応援要請」による。

○ 警察災害派遣隊の出動要請

県災害対策本部（警察本部）が、警察庁又は他の都道府県警察に対して行う。

○ 国土交通省への緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣要請

県災害対策本部（応急復旧部）が関東地方整備局へ行う。

○ 気象庁への気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣要請

県災害対策本部（応急復旧部）が熊谷地方気象台へ派遣要請を行う。

○ 海上保安庁の出動要請

海上保安庁は、海上における人命及び財産の保護等の本来業務に支障のない範囲で内陸部の災害に対応することとなり、航空機等を活用し、傷病者、医師、避難者又は物資等の緊急輸送や救助・救急活動等の災害応急対策を実施する。海上保安庁への出動要請は、県災害対策本部（統括部）から第三管区海上保安本部東京海上保安部へ行う。

○ 指定行政機関等に対する要請

知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。

○ 市町村に対する指示

知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村に対し応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村を応援すべきことを指示するものとする（災対法第72条第1項）。

この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 応援すべき市町村名・ 応援の範囲又は区域・ 担当業務・ 応援の方法 |
|--|

○ 放送機関に対する要請

知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、（株）テレビ埼玉、（株）エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）

【資料編Ⅱ-2-4-29】災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-30】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

イ 市町村の応援要請等

【県（統括部）、市町村】

○ 市町村間の相互応援

市町村は、当該市町村の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災対法第67条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ・被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ・他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ・夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、市町村は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

また、市町村は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第39条）

○ 県及び指定地方行政機関等への応援要請

市町村は、県又は指定地方行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県統括部に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

| 要請の内容 | 事 項 | 備 考 |
|-----------------------------|---|----------|
| 県への応援要請 又は応急措置の実 施の要請 | ① 災害の状況 ② 応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の 品名及び数量 ④ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急 措置内容） ⑥ その他必要な事項 | 災対法第68条 |
| 自衛隊災害派遣要請 の要求 | 「7 自衛隊災害派遣」参照 | 自衛隊法第83条 |

| | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合 | ① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項 | 災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17 |
| NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請の要求 | (資料編Ⅱ-2-4-29)「災害時における放送要請に関する協定」参照 (資料編Ⅱ-2-4-30)「災害時における放送要請に関する協定」実施要領参照 | 災対法第57条 |
| 消防庁長官への緊急消防援助隊の要請 | ① 災害の状況(負傷者、要救助者の状況) ② 応援要請を行う消防隊の種別と人員 | 消防組織法第44条 |

【資料編Ⅱ-2-4-31】災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定

○ 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市町村が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

【派遣対象業務】

| | 期 間 | 業 務 ・ 職 種 | |
|-----|-----|--|---|
| 対 象 | 短 期 | 災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等 | |
| 対象外 | 短 期 | 国や関係団体によるルールのある職種 | DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等 |
| | 中長期 | — | |

※派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。

なお、応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めるものとする。

ウ 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請.

【県（統括部）、市町村】

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同制度は、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

<第1段階支援の要請方法>

- ・ 県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

<第2段階支援の要請方法>

- ・ 第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

<内容>

- ・ 総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

<要請方法>

- ・ 被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

9 応援の受入れ

(1) 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受入れを図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------|--|
| 県（関係各部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの応援受入れ ・ 地方公共団体からの応援受入れ ・ ボランティアの応援受入れ ・ 公共的機関からの応援受入れ |
| 県(統括部) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外からの応援受入れ |

(3) 具体的な取組内容

ア 国、地方公共団体等からの応援受入れ.

【県（関係部局）、市町村、消防本部】

○ 県の対応（応援の受入れ）

埼玉県広域受援計画等に基づき、国、地方公共団体等からの人的・物的応援を円滑に受け入れる。

なお、応援団体からのリエゾン（情報連絡員）や応援職員が円滑に活動できるよう配慮する。

<リエゾン等への配慮>

- ・ 活動場所の提供
- ・ 被害状況や受援ニーズ等を情報提供
- ・ 県災害対策本部統括部班長会議等への参加機会の提供
- ・ 仮眠場所の提供
- ・ リエゾン等が自ら宿泊場所を確保できない場合、庁内の会議室等を提供

- ・リエゾン等が自ら携行品（食料、文房具、パソコン等）を準備できない場合、携行品を提供

○ 県の対応（市町村の支援）

県は市町村の受援ニーズ把握のために職員を派遣するなど、市町村が円滑に支援を受けられるよう支援する。

被災市町村に派遣された職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

○ 市町村の対応

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市町村では、応援の受入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を専任する班（「応援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

【資料編Ⅱ-2-4-19】緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

【資料編Ⅱ-2-4-24】災害応急対策活動拠点一覧

イ ボランティアの応援受入れ

【県（県民安全部、救援福祉部、統括部、応急復旧部、住宅対策部）、市町村】
「第1 自助、共助による防災力の向上—<応急対策>—4 ボランティアとの連携」を準用する。

ウ 海外からの応援受入れ

【県（統括部）】

○ 受入体制の確立

海外からの支援の受入れについては、基本的には国において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの応援受入れが予想されるときは、国と予め次のことを行う。

- ・被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡
- ・照会される必要な救援への対応

○ 県が行う対策

- ・救援物資の応援受入れ

(ア) 海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- ・提供申出者及び国籍
- ・品目及び数量（有償・無償の確認）
- ・輸送手段及び輸送ルート
- ・搬入場所及び到着予定日時
- ・関係市町村の確認

(イ) 受け入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。

- ・通関に際し、法令による規制免除
- ・通関料の免除と手続

(ウ) 物資の輸送、通関、及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。

・ 救援隊の受入れ

(ア) 海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- ・協力申出者及び国籍
- ・協力内容及び人数（費用負担の有無）
- ・交通手段及び交通ルート
- ・到着場所及び到着予定日
- ・警察、消防等との確認

(イ) 受け入れる場合、入国に関する規制、及び免除の有無について、関係機関に確認する。

(ウ) 救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。

(エ) 救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。

- ・活動日程表の作成
- ・対応者及び窓口の決定
- ・出迎え日時及び場所の決定
- ・案内及び通訳の手配
- ・宿泊場所の手配
- ・支援活動への同行

(オ) 警察本部及び消防本部に、円滑な協力体制を確保するよう要請する。

10 ヘリコプター運航調整

(1) 取組方針

防災関係機関のヘリコプターの安全かつ効率的な運航を確保するための運航調整及び情報共有を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------|-----------------------|
| 県（統括部） | ・ヘリコプターの運航調整の実施 |
| 県（防災航空センター） | ・他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理 |
| 県（医療救急部） | ・ドクターヘリの運航状況の把握・伝達 |
| 県（警察本部）、 自衛隊 | ・ヘリコプターの運航調整への協力 |

(3) 具体的な取組内容

ア ヘリコプターの運航調整 【県（統括部、医療救急部、警察本部）、自衛隊】

県は防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の運航調整を実施する。

各機関はヘリコプターの運航が安全かつ効率的に行われるよう協力するものとする。

イ 応援ヘリコプターの運航管理 【県（防災航空センター）】

他都県市からの応援ヘリコプターの運航管理は、埼玉県防災航空センターが行うものとする。

第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

基本方針

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備を図る必要がある。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の災害の教訓等を踏まえ、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

また、災害指揮情報のデジタル化を推進し、災害時に効果を上げる総合的な災害オペレーション支援システムを構築する。

さらに、県は、埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画を踏まえ、デジタル技術を災害対応に活用する。

【資料編Ⅱ-2-5-1】埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画（防災ビジョン）

現況

○ 各種情報システムの整備状況

・ 県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。

- ・ 埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・ 震度情報ネットワークシステム
- ・ 防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- ・ 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・ 県土整備部川の防災情報システム
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
- ・ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- ・ 基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）（構築中）

・ 市町村は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、次のような情報収集体制を整備している。

- ・ 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- ・ 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ・ 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- ・ 市町村防災行政無線システム

○ 県の情報通信設備

・ 防災行政無線

＜地上系＞

地上系防災行政無線は246箇所（令和3年4月1日現在）に整備している。

統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか28箇所に、有線端末局を無線局以外の箇所に設置している。

無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。

有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。

その他に全県移動局264局を保有している。

<衛星系>

衛星系防災行政無線は178局(令和3年4月1日現在)を整備しているほか、4台(県庁1台、熊谷防災基地1台、浦和合同庁舎1台、さいたま市消防局1台)の可搬型衛星局を保有している。

<安全対策>

統制局(県庁)を始め、地上系防災行政無線局と衛星系防災行政無線に、停電時にも防災行政無線を運用できるように、無停電電源装置、自家発電設備を整備している。

<多重化>

地上系防災行政無線の無線局については、無線回線及び広域イーサ網により二重化を図る。

また、災害発生直後より緊密な連携を図る必要がある機関については、衛星系防災行政無線を整備することにより、通信回線の多重化を図っている。

衛星系防災行政無線の設置されていない機関については、衛星携帯電話等、災害時に使用可能な通信手段を使用して通信確保を図るほか、移動系防災行政無線を配備する等で通信の多重化を図る。

なお、機器の整備にあたっては国が進める公共安全LTE(PS-LTE)に配慮する。

【資料編Ⅱ-2-5-2】埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

・首都直下地震対応衛星通信設備

本県と内閣府を結ぶ首都直下地震対応衛星通信設備(可搬型通信設備1基)を県庁に配備している。

・衛星携帯電話

6台を県庁に配備している。

○市町村同報系防災行政無線

市町村の同報系防災行政無線設備は、58市町村(令和3年3月31日現在)で設置されている。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

1 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備を推進する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------|--|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 県防災行政無線の強化 震度情報ネットワークの整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定 |
| 県（福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等 |
| 県（各部局） | <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・共有・伝達体制の整備 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 防災行政無線（同報系）の整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等 |
| 防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 情報通信設備の安全対策の推進 災害情報のための電話の指定 |
| 熊谷地方气象台、日本放送協会（NHK） | <ul style="list-style-type: none"> 緊急地震速報の発表等 |
| 協定締結団体等 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の分析・加工体制の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集体制の整備

【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】

○ 県

県は、広域的な被害状況を把握するためのシステムを整備・導入し、平時から運用するほか、災害時における確実な情報収集のための訓練等を実施する。

また、災害現場の状況を把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステム

を整備する。

・緊急・重大情報の伝達体制の確保

県は、気象情報、災害情報及び危機情報について、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす危険性が切迫した場合に、確実かつ迅速に市町村と情報交換するために、県及び市町村幹部等との間で緊急連絡先を交換しておくものとする。

○ 市町村

市町村は、当該地域や施設に関する被害状況等を把握するため、情報収集体制を整備する。

・情報収集体制の整備

被害に関する情報を迅速かつ正確に把握するため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の情報収集体制を整備する。

・情報総括責任者の選任

市町村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

イ 情報の分析・加工体制の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関、協定締結団体等】

○ 災害情報データベースの整備

県、市町村及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を図る。

災害情報のデータベースには、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを整備する。

県は、防災映像情報のデータベースとして、防災映像情報システム内に設けられたNVR（ネットワークビデオレコーダ）等を活用する。

○ 災害情報シミュレーションシステムの整備

県、市町村及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧に関するシミュレーションシステムを整備する。

○ 人材の育成

県、市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家を活用できるよう努める。

○ 情報の分析・加工体制の整備

県は、協定締結団体等と連携し、災害時に県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う体制を構築する。

ウ 情報共有・伝達体制の整備

【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】

県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。

県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（CATVシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、SNS（**X**、フェイスブック、**LINE**）、Lアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。

エ 防災行政無線等の整備

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

○ 県防災行政無線の強化

県は、災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。

県は、災害発生時における被害状況把握に効果的な防災映像情報の収集・伝達設備の整備を進めることで、防災機関との情報共有手段の強化を図る。

また、県に集約した防災映像情報については、防災映像情報システムによりAI分析や情報蓄積を行うことで効率的な活用を図る。

情報連絡員等が、防災機関に派遣された際に、迅速かつ円滑に連絡可能となるよう、防災行政無線の統一した電話番号計画※に基づき整備を進めるとともに、これを維持する。

※防災行政無線の発信特番の原則

| | | | | |
|-----------------|-------|------|-------|------|
| ■防災電話・防災FAXから発信 | （地上系） | 85 | （衛星系） | 89 |
| ■庁舎内線電話から発信 | （地上系） | *985 | （衛星系） | *989 |

※防災電話・防災FAXの番号の原則

防災電話951、防災FAX950

地域衛星通信ネットワークについては、現在、通信回線容量の増強や降雨時の安定性の向上、映像伝送の高画質化等を実現する次世代システムの構築に向けた検討が進められていることから、これを活用した、県・市町村・消防本部等を結ぶネットワークの構築検討を進める。

○ 市町村防災行政無線の整備推進

市町村は、防災行政無線（同報系（戸別受信機を含む。）及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

○ 消防救急無線等の強化

県は、ヘリコプターテレビ映像伝送システムの高画質化を進め、情報伝達収集体制の強化を図る。

○ 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

【資料編Ⅱ-2-5-3】埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

オ 震度情報ネットワークの整備

【県（危機管理防災部）】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により被害を最小限にするため、各市町村の震度を集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図る必要がある。

そのため、全市町村に震度計（もしくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約する。

また、県庁で集約された震度情報を、消防庁や熊谷地方気象台に配信する。

震度情報の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図る。

また、震度情報ネットワークで使用する通信回線については、IP化を進める。

カ 緊急地震速報の発表等

【熊谷地方気象台、日本放送協会（NHK）】

気象庁は、最大震度5弱以上**または長周期地震動階級3以上**の揺れが予想された場合に、震度4以上**または長周期地震動階級3以上**が予想される地域（※緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上**もしくは長周期地震動階級1以上**等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上**または長周期地震動階級4**の揺れが**予想される場合**のものを特別警報に位置付けている。

熊谷地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

日本放送協会（NHK）は、緊急地震速報（警報）をテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知

らせる**情報**である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

| 緊急地震速報で用いる区域の名称 | 市町村名 |
|-----------------|--|
| 埼玉県北部 | 熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町 |
| 埼玉県南部 | さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、宮代町、杉戸町、松伏町 |
| 埼玉県秩父 | 秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町 |

キ 情報通信設備の安全対策

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関は、災害時に情報通信設備が十分機能し活用できる状態に保つため、以下のような安全対策を講じるものとする。

○ **非常用電源の確保**

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー及び可搬型電源装置等を確保する。また、これらの定期的なメンテナンスを行う。

○ **地震動に対する備え**

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を講じる。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

○ **通信回線のバックアップ**

防災行政無線の通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。

バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。

ク 災害情報のための電話の指定

【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、そのふくそうを避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定

電話」という。)を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

【資料編Ⅱ-2-5-4】 災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表

ケ 障害の種類及び程度に応じた情報伝達体制の整備等

【県（福祉部）、市町村】

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

<応急対策>

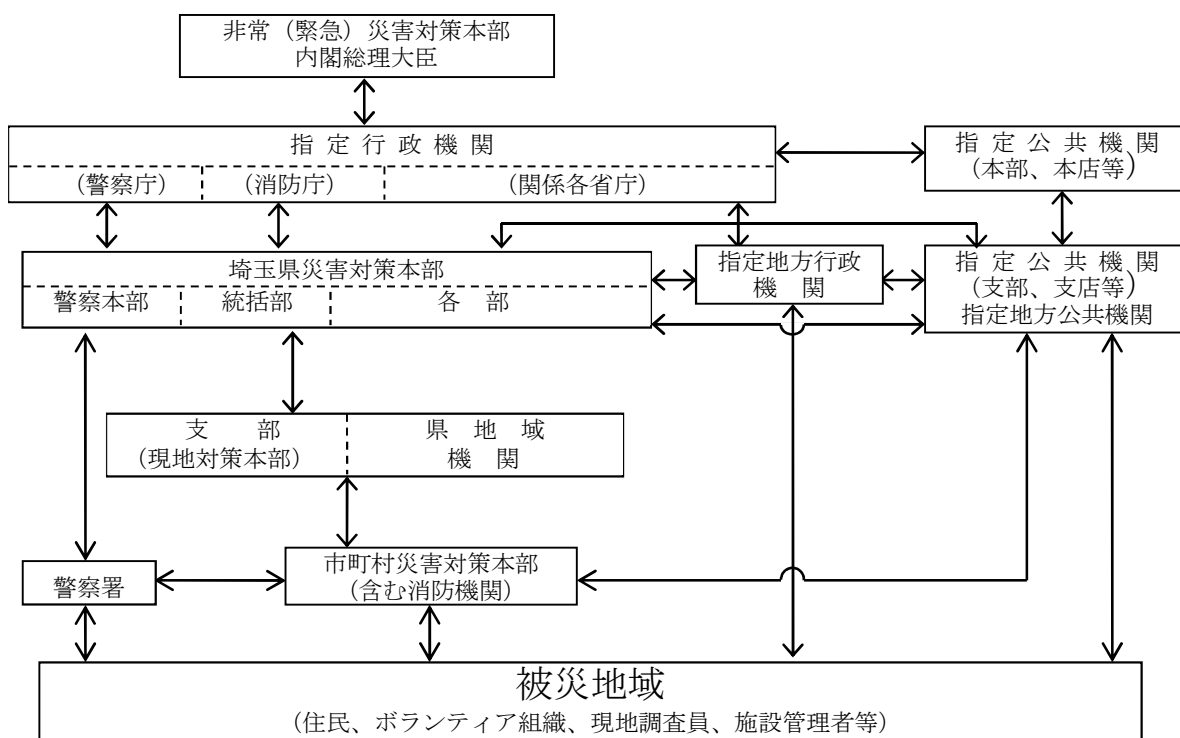
- 1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達
- 2 広聴広報活動

1 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

【通信連絡系統】



(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------------|--|
| 県(統括部) | ・災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達の実施 |
| 県(各部)、市町村、防災関係機関 | ・被害情報等の収集・共有・伝達の実施 ・正確な情報に基づく適切な災害応急対策の実施 |
| 協定締結団体等 | ・災害情報の分析・加工の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 情報収集・共有・伝達体制

【県(各部)、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(ア) 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、有線が途絶、又は途絶する恐れがある場合には、以下により行う。

○ 防災行政無線

国、他都道府県との通信は、消防庁の消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク（衛星系防災行政無線）、内閣府の中央防災無線（地上系、衛星系）を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信のふくそう等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断、及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

○ 非常通信

県、市町村及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

【関東地方非常通信協議会】

○ 構成

無線局の免許人又は承認を受けた者並びに人命の救助、災害の救助、交通通信の確保及び秩序維持に関して特に非常通信に関係の深い機関又は団体をもって構成されている。

○ 任務

- ・非常通信訓練の実施
- ・非常通信の運用計画の策定
- ・非常通信網の整備
- ・アマチュア無線局の育成指導
- ・非常通信活用に関する調査研究
- ・通信機器の取扱指導

【資料編Ⅱ-2-5-5】 関東地方非常通信協議会構成員表（埼玉県内抜粋）

○ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

(イ) 地震情報等の収集・伝達

○ 地震情報の収集・伝達

県は、県内に設置された計測震度計から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により市町村に伝達する。

市町村は、地震情報を収集した場合、市町村防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

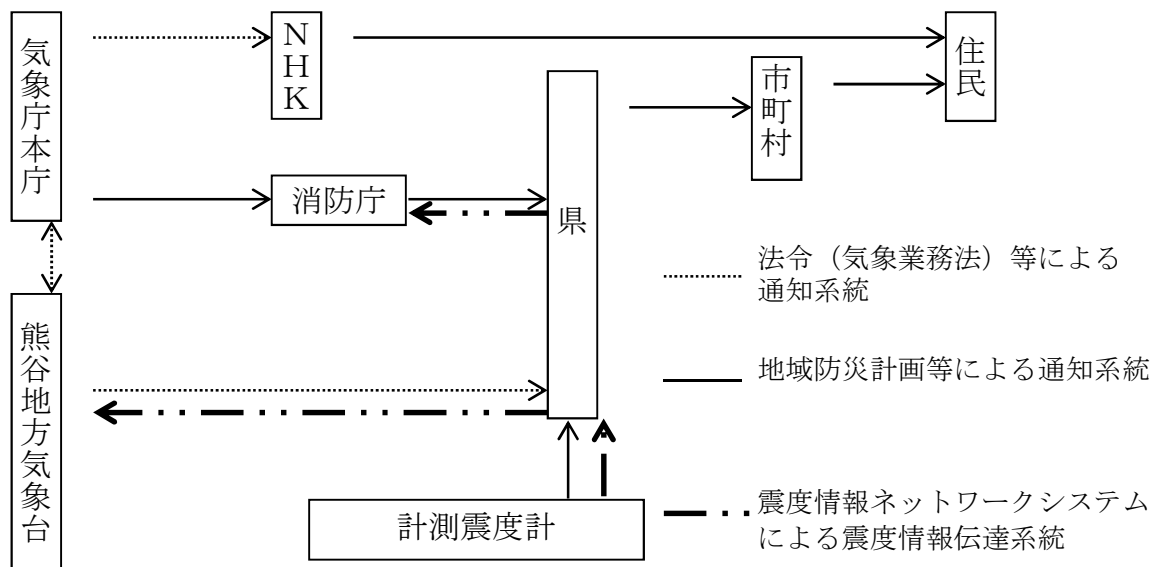
○ 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用し

て熊谷地方気象台に伝達する。

また、各市町村等へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

【地震情報の収集・伝達系統図】



(ウ) 災害時気象支援資料の提供

熊谷地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした気象情報等の提供に努める。

(エ) 緊急地震速報の伝達

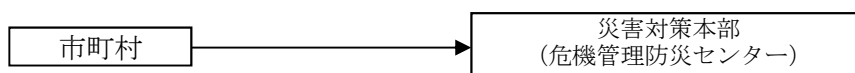
気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

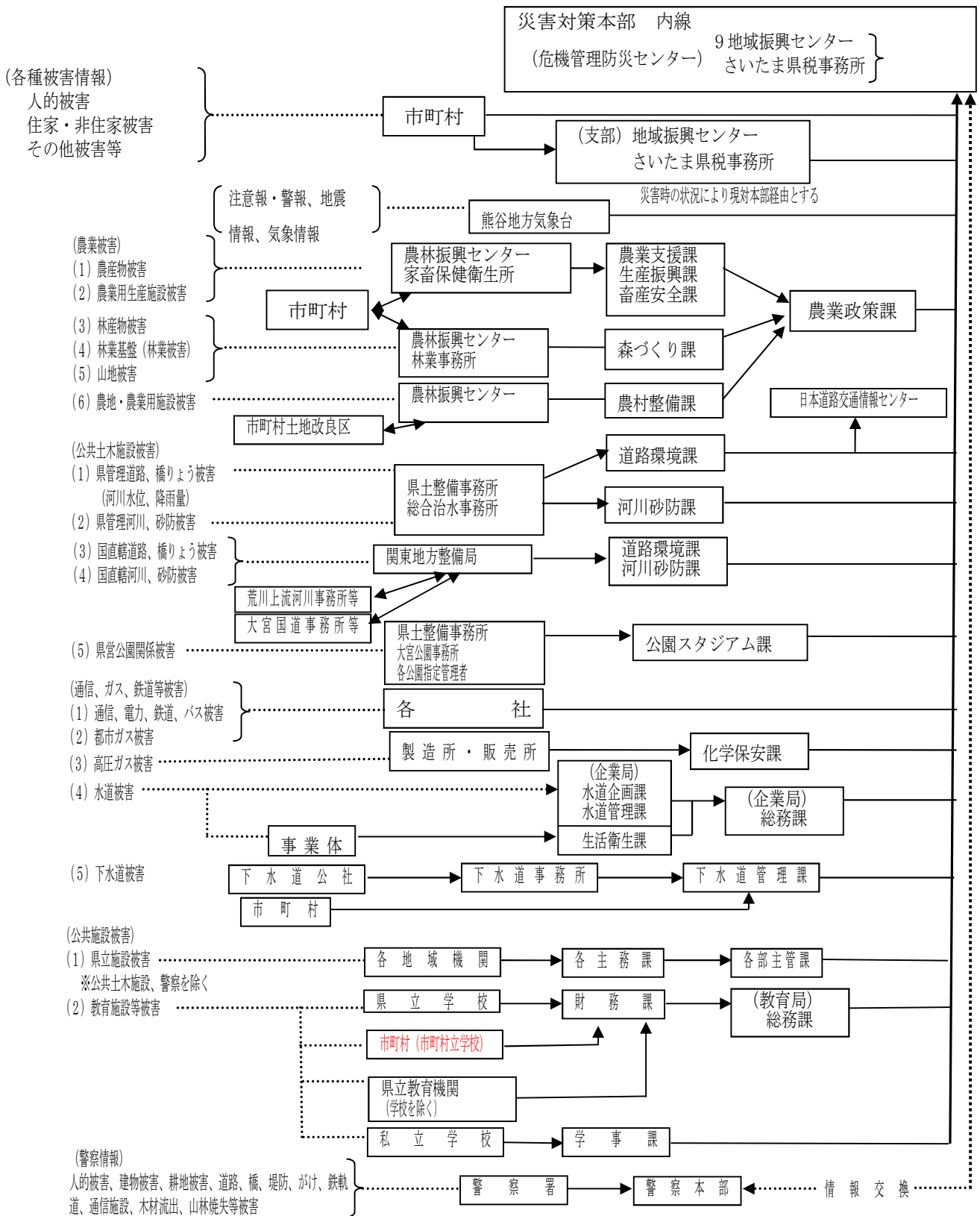
イ 被害情報等の収集・共有・伝達系統

【県（各部）、市町村、防災関係機関】

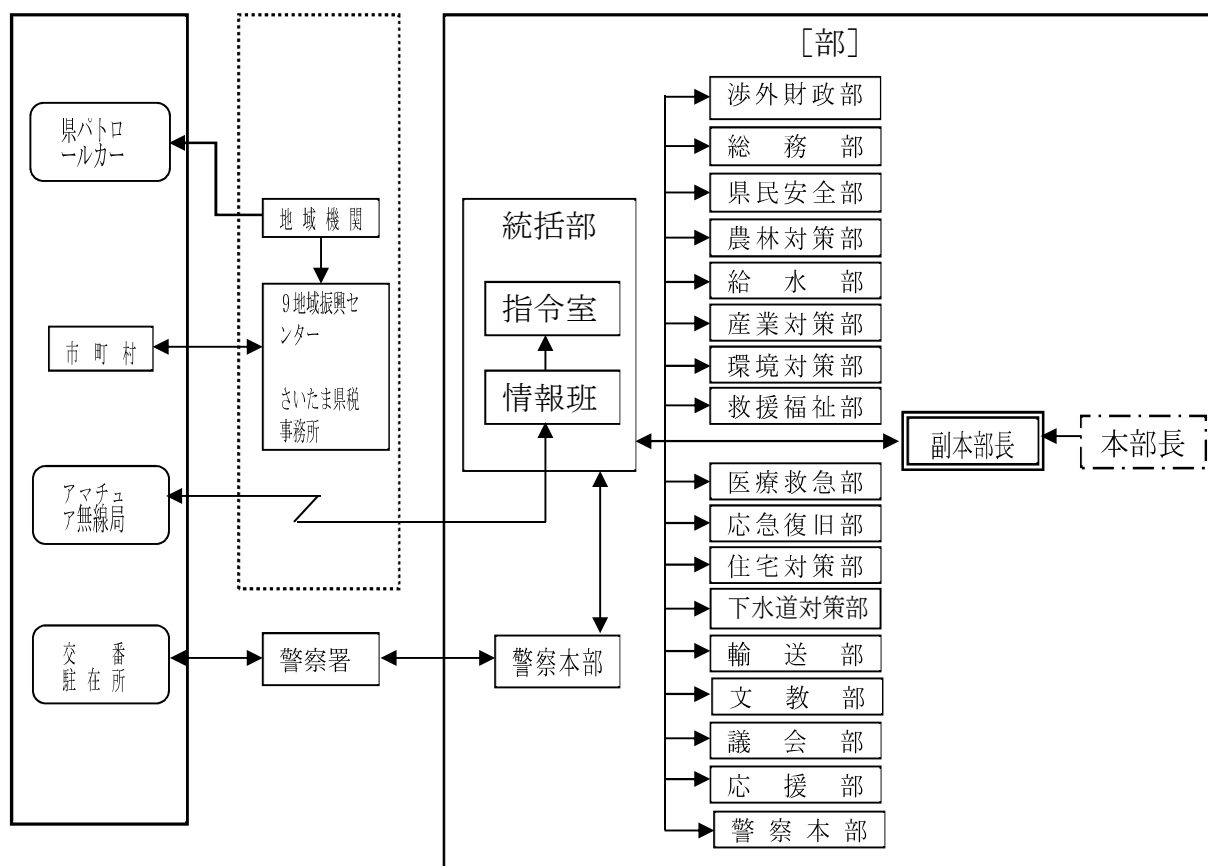
(ア) 災害オペレーション支援システムによる報告



(イ) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(ウ) 無線のみの通信連絡となる場合



ウ 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

(ア) 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、併せて災害応急対策に関する既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。被害状況等の報告は、当該災害に関する応急対策が完了するまで続ける。

○ 情報の収集

- ・市町村は、災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連携するものとする。
- ・被害の程度の調査に当たっては、市町村内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。
- ・被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ・全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、性別、年齢等を速やかに調査するものとする。

- ・特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- ・要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

○ 情報の共有・伝達

市町村は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

被害速報は発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

【報告すべき災害】

- ・災害救助法の適用基準に合致するもの
- ・県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ・災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- ・災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、今後上記の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ・地震が発生し、県内で震度4以上を観測したもの
- ・その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

【発生速報及び被害速報】

・発生速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。

・経過速報

埼玉県災害オペレーション支援システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。

・ 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

【資料編Ⅱ-2-5-6】被害情報の報告様式

【資料編Ⅱ-2-5-7】確定報告記入要領

○ 報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 (発信特番)-200-6-8111

【消防庁への報告先】

| 回線 | | 区分 | | 平日 (9:30~18:15) (消防庁応急対策室) | 左記以外 (消防庁宿直室) |
|--------------|--|----|-------|--|--|
| | | 電話 | F A X | | |
| N T T回線 | | 電話 | F A X | 03-5253-7527 03-5253-7537 | 03-5253-7777 03-5253-7553 |
| 消防防災行政無線 | | 電話 | F A X | TN-90-49013 TN-90-49033 | TN-90-49102 TN-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | | 電話 | F A X | TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 | TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036 |

(注) TN は、回線選択番号を示す。

(イ) 警察本部

警察本部は、関係機関と緊密な連絡を保持するとともに災害警備活動に必要な情報の収集に努めるものとする。

警察本部が収集する情報は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 災害の種別
- ・ 災害の発生日時、場所又は地域
- ・ 気象情報
- ・ 河川水位
- ・ 被害の概要及び主要被害の状況
- ・ 避難者の状況
- ・ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況
- ・ 警察関係の被害状況
- ・ 警察措置
- ・ 治安状況

(ウ) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する連絡窓口を定めて関係機関に通知するとともに、その管理に属する施設について、必要な被害状況を取りまとめて県に連絡するものとする。

(エ) 県

県は、県内に災害が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して被害状況を取りまとめる。

○ 情報の収集

・ 有線電話等による通信連絡が可能な場合

各支部は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに災害対策本部統括部に報告する。

各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部へ報告する。関係部は、災害対策本部統括部に報告する。

・ 無線以外に通信連絡手段がない場合

各支部は、市町村庁舎が被災し、災害に関する情報が報告できなくなった場合は、災害に関する情報を自ら担当区域内の市町村から収集し、取りまとめ、災害対策本部統括部に報告する。

・ 応急通信手段の確保

県は、市町村庁舎が被災し、当該市町村と通信連絡できなくなった場合は、衛星可搬局等を当該市町村庁舎に設営することで、応急通信手段の確保を図る。

・ 市町村情報連絡係からの報告

被害が相当規模な場合、支部から市町村情報連絡係（第1編28ページ参照）を担当区域内の市町村庁舎へ派遣し、市町村による災害情報の収集及び災害対策本部統括部への報告を支援する。

・ 市町村情報連絡員からの報告

市町村情報連絡員（第1編28ページ参照）は、市町村の災害情報を災害オペレーション支援システムや有線電話等により災害対策本部統括部に報告する。

・ ヘリコプター等による被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機を活用し情報収集を行うものとする。

・ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部及び支部の職員を現地調査に当たらせるものとする。

特に、庁舎等の被災により市町村の行政機能が著しく低下し、被災状況の把握や報告に支障をきたしていると予測した場合は、速やかに現地調査班を派遣す

る。

・ **写真の撮影**

状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するものとする。

・ **タブレット端末の積極活用**

各支部はタブレット端末を積極的に活用し、被災地での的確な情報収集を実施するとともに、同端末から災害オペレーション支援システムにより被害情報等を報告することにより災害対策本部や関係機関と被害情報等について情報共有を図る。

・ **SNS情報の収集・分析**

大規模災害時に県民等により発信されるSNS情報を収集・分析し、災害対応に活用する。

○ **情報の分析・加工**

県は、協定締結団体等と連携し、県や市町村、防災関係機関等が収集した情報から、人命救助やライフラインの復旧対応等に必要な情報を抽出し、災害対応が必要となる地点を分析し、地図情報等に加工を行う。

加工した情報については、各種情報システム及び情報通信設備等により関係機関で共有し、迅速な災害対応に活用する。

○ **情報の共有・伝達**

県は、市町村等からの災害情報を取りまとめ、消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、関係機関に対し報告又は通報する。

・ **報告の頻度**

被害の発生速報はその概要について発生直後に行い、経過速報は、特に指示する場合のほかは、2時間ごとに行う。

なお、災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要の確定報告は応急措置が終了した後、20日以内に被害の確定報告を行う。

・ **関係各省庁への報告**

県各部局はそれぞれの所管事務に関連する被害状況をとりまとめ、関係各省庁に報告する。

・ **県の対応の市町村へのフィードバック**

県は市町村に対して、災害オペレーション支援システム及び支部、市町村情報連絡員等を通じて、県の災害対応の状況を定期的にフィードバックする。

エ 死者、行方不明者の数について.

死者、行方不明者の数については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。県は、関係機関が把握している数を積極的に収集し、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精

査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

オ 安否不明者等の氏名等公表

【県(統括部、県民安全部、警察本部)、市町村、各消防本部】

県や市町村、救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

【資料編Ⅱ-2-5-8】災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

カ 孤立集落に関する状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び被災市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び被災市町村に連絡するものとする。また、県及び被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

キ 災害通信計画

(ア) 非常電報及び緊急電報の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常電報及び緊急電報を活用するものとする。

(イ) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市町村が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

○ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲

- ・警察機関
- ・消防機関
- ・水防機関
- ・航空保安機関
- ・気象業務機関
- ・鉄道事業者
- ・電気事業者

- ・ 鉱業事業者
- ・ 自衛隊

○ 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

- ・ 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ・ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

○ 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

- ・ 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。
- ・ 県及び市町村が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議するものとする。

(ウ) 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

○ 非常通信の運用方法

・ 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ・ 人命の救助に関すること
- ・ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること
- ・ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること
- ・ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること
- ・ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること
- ・ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること
- ・ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること
- ・ 遭難者救援に関すること
- ・ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること
- ・ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること

と

- ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること
- ・災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること
- ・人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

・非常無線通信文の要領

- ・電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。
- ・片仮名又は通常の文書体で記入する。
- ・簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。
- ・宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- ・余白に「非常」と記入する。

・非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

・非常通信の取扱料

原則として無料である。

○ 非常通信に関する照会先

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03-6238-1776 (直通)

F A X 03-6238-1769

(エ) 警察通信

- 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長から災対法第57条の規定により、警察通信等の利用について要請があった場合は、協議の上、協力するものとする。

2 広聴広報活動

(1) 取組方針

県、市町村は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、県、市町村は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|---|
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> ・災害広報資料の収集 ・広報センターの設置 ・報道機関への発表 ・広報の実施 ・帰宅困難者・要配慮者への広報 |
| 県（県民安全部） | <ul style="list-style-type: none"> ・広報ホームページ（埼玉県震災コーナー）の開設 ・災害情報相談センターの設置 ・被災者の安否情報の提供 ・震災相談連絡会議の開催 |
| 県（各部） | <ul style="list-style-type: none"> ・報道機関への発表 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報の提供 |
| 市町村、防災関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害広報資料の収集 【県（統括部）】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又関係機関等の協力を得て収集する。

- ・広報班の撮影記録係を派遣して撮影した写真、ビデオ映像
- ・県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ映像
- ・報道機関等による災害現地の航空写真
- ・水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他
- ・市町村長等が実施した避難に関する情報
- ・交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報
- ・医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等）
- ・被災者生活再建支援に関する情報
- ・犯罪、流言飛語の防止に関する情報

イ 住民への広報 【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。広報の際には、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮して行うものとする。

被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

| | 広報活動の実施 | 広報内容 |
|--------|---|---|
| 県（統括部） | <p>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。</p> <p>市町村及び県各部から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。</p> <p>① 広報車 ② ヘリコプター ③ 活字媒体（広報紙の号外・一般新聞など） ④ 放送媒体（ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局） ⑤ インターネット（県ホームページ・九都県市ホームページ、県公式スマートフォンアプリ、登録制メール、SNS等） ⑥ 民間の電光掲示板等</p> | <p>① 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報 ② 火災及び水害等の防止に関する情報 ③ 市町村長等が実施した避難に関する情報 ④ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報 ⑤ 医療情報（医療機関の稼働状況、救護所の設置状況等） ⑥ 被災者生活再建支援に関する情報 ⑦ その他の応急対策活動の状況に関する情報 ⑧ 犯罪防止に関する情報 ⑨ 流言飛語の防止に関する情報 ⑩ その他必要と認められる情報</p> |
| 市町村 | <p>市町村は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティFMやローカルCATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。</p> <p>① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク ④ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）</p> | <p>① 地域の被害状況に関する情報 ② 当該市町村における避難に関する情報 ・避難指示等に関すること ・避難施設に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ 被災者生活再建支援に関する情報 ⑤ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等</p> |

| | |
|--------|--|
| 防災関係機関 | 防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。 |
|--------|--|

ウ 報道機関への発表

【県（各部）、防災関係機関】

県は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

(ア) 発表方法

| | 実施主体 | 内 容 |
|----------|--------------------|---|
| 発表内容の検討 | 県（統括部） | 県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づき、報道機関に発表する内容を検討する。 発表内容については県及び市町村、他の機関の活動内容も盛り込むよう調整する。 |
| 発表の実施 | 県（統括部） | 県は、原則として発表者が統括部報道班長立会のもとに、危機管理防災センター記者会見室において報道機関への発表を行う。 なお、発表又はブリーフィングは定期的に行うこととする。 必要に応じ、他の場所で発表を実施する場合は、あらかじめ統括部報道班長に発表事項及び発表場所について協議するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に報告するものとする。 |
| 発表の実施 | 指定公共機関 指定地方公共機関 | 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として統括部報道班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に連絡するものとする。 |
| 発表内容の伝達 | 県（統括部） | 統括部報道班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部の必要と認められる各部及び関係機関に送付するものとする。 |
| 取材に対する対応 | 県（各部） | 県は、情報の一元化を図るため、各部局内にマスコミ担当を置き、取材対応を行う。 |

(イ) 発表の対象となる報道機関

| | |
|---------------------|---------------------|
| ① 朝日新聞社さいたま総局 | ② 共同通信社さいたま支局 |
| ③ 埼玉新聞社 | ④ 産経新聞社さいたま総局 |
| ⑤ 東京新聞さいたま支局 | ⑥ 日刊工業新聞社さいたま総局 |
| ⑦ 日本経済新聞社さいたま支局 | ⑧ NHKさいたま放送局 |
| ⑨ 毎日新聞社さいたま支局 | ⑩ 読売新聞東京本社さいたま支局 |
| ⑪ 時事通信社さいたま支局 | ⑫ フジテレビジョン報道局さいたま支局 |
| ⑬ 日本テレビ放送網報道局さいたま支局 | ⑭ TBSテレビ報道局さいたま支局 |
| ⑮ テレビ埼玉 | ⑯ テレビ朝日報道局さいたま支局 |

| | |
|---------------|---------------|
| ⑰ エフエムナックファイブ | ⑱ 埼玉ケーブルテレビ連盟 |
| ⑲ ニッポン放送 | |

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

【資料編Ⅱ-2-4-29】災害時における放送要請に関する協定

【資料編Ⅱ-2-4-30】「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

(相手方：NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ)

【資料編Ⅱ-2-5-9】災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBS テレビ、テレビ朝日)

【資料編Ⅱ-2-5-10】災害時等における報道要請に関する協定

(相手方：埼玉ケーブルテレビ連盟)

【資料編Ⅱ-2-5-11】災害時等における相互協力に関する協定

(相手方：エフエムナックファイブ、ニッポン放送)

エ 帰宅困難者・要配慮者への広報

【県（統括部）、市町村、防災関係機関】

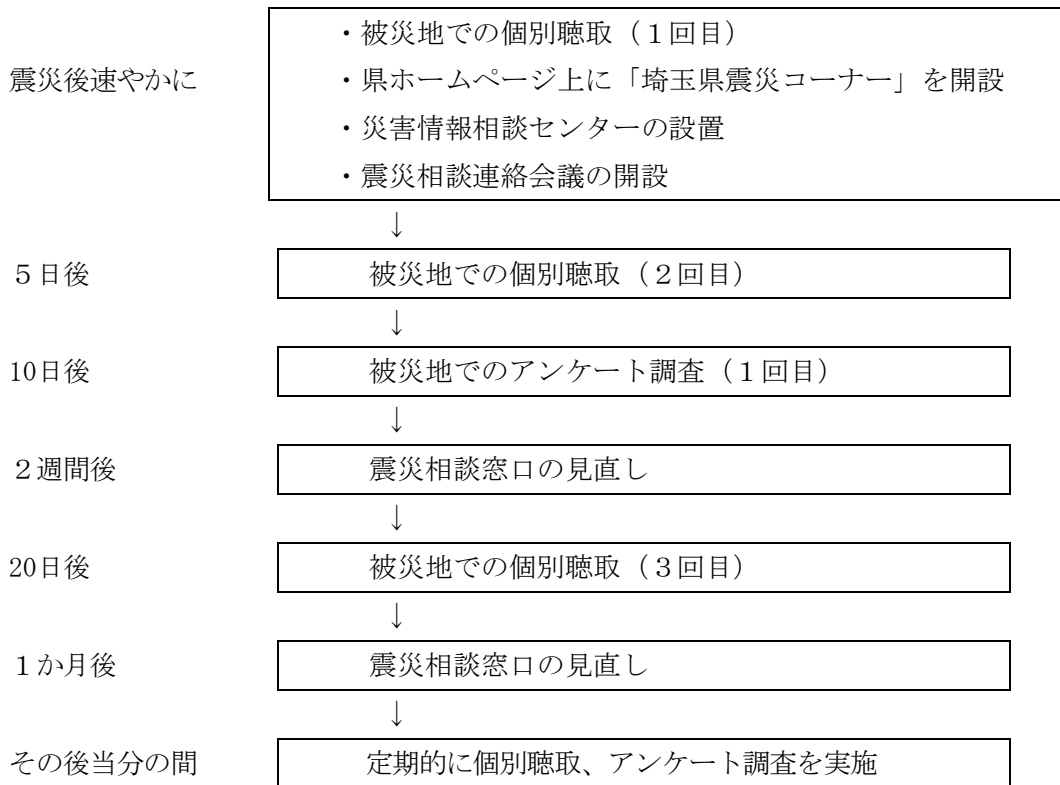
| | 実施主体 | 内 容 |
|------------------|------|--|
| 東京都内通勤通学者への広報 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリ等による情報提供 |
| 県内主要駅での帰宅困難者への広報 | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報 ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報 ・県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起 |
| 要配慮者を考慮した広報 | 県市町村 | <p>県及び市町村は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。</p> |

オ 広聴活動

(ア) 被災者に対する広聴活動の実施 【県（各部）、市町村】

| | |
|-----------------|--|
| 県災害対策本部 (各部) | 被災状況によって必要であると認められる場合、又は市町村から要請があった場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、市町村や他の防災関係機関と連携を図りながら被災者の要望、苦情等の収集を行う。 |
| 市町村 | 個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。 |

(イ) 活動手順



* 被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

(ウ) ホームページの開設 【県（県民安全部）】

県は、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。

(エ) 災害情報相談センターの設置 【県（県民安全部）、市町村】

県は災害情報相談センターを設置する。電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜日、日曜日を含め相談員を確保し、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り被災者の安否情報の提供等に

対応する。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、災害情報相談センターは、震災直後（3日間程度）、1週間以内を重点に、2週間後、1か月後に、それぞれ時期に応じての重点的な相談窓口改編するものとする。

市町村は、情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

（オ）女性を対象とした相談窓口の設置 【県（県民安全部）】

県は、大規模災害時に女性を対象とした相談窓口を設置する。

（カ）県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

【県（県民安全部、支部）、市町村】

県、市町村及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

また、支部においても、管内の市町村への情報伝達と連携体制の強化を図っていくものとする。

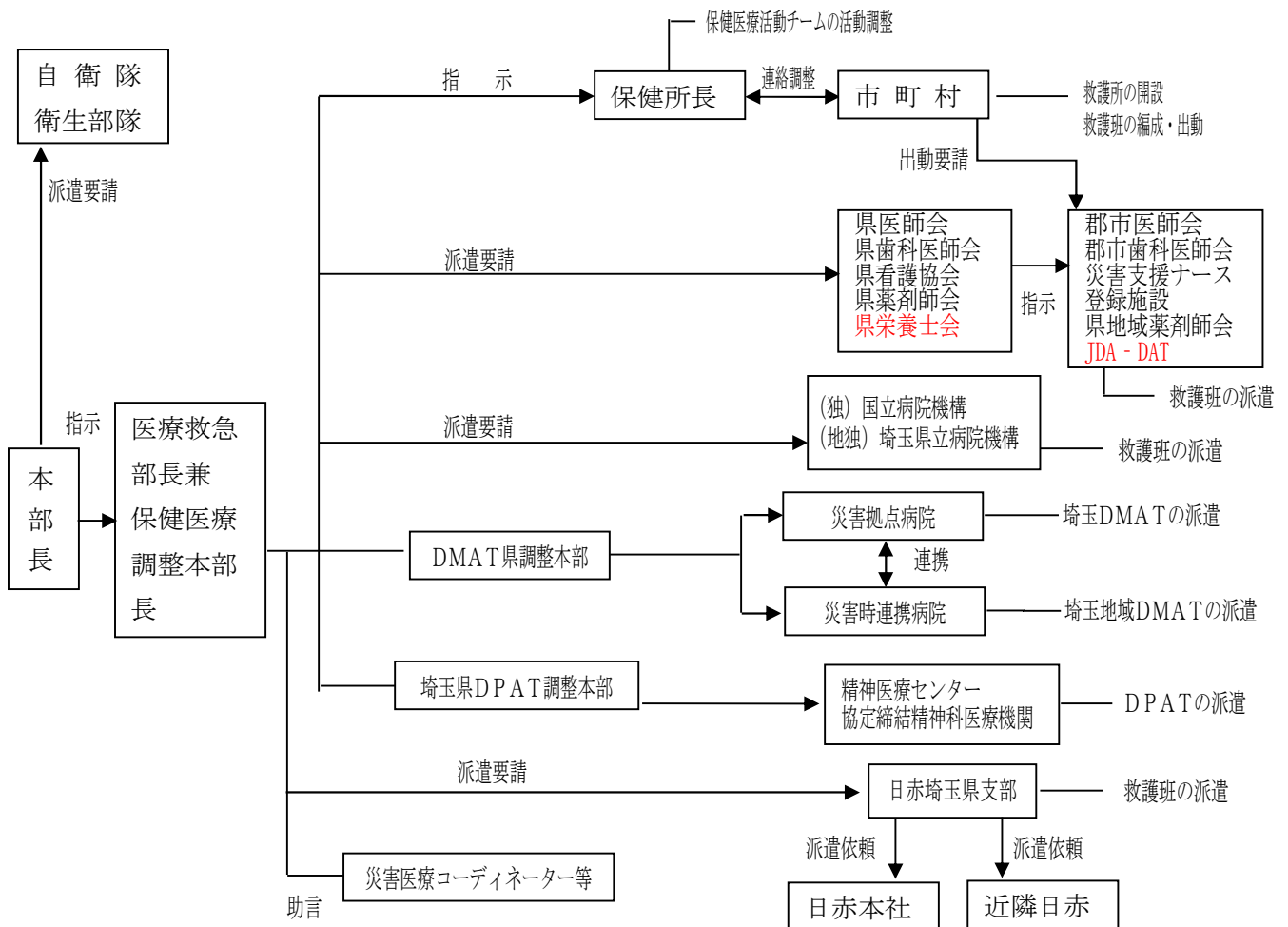
第6 医療救護等対策

基本方針

医療救護体制の確立に努める。また、防疫対策、遺体の埋・火葬等、復旧対策に取り組む。

現況

○ 災害時の医療活動の実施主体と役割



○ 日本赤十字社との委託契約

県は日赤埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。

委託事務の種類は避難所の設置、医療、助産、死体の処理である。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-1】救護装備等の整備状況（日本赤十字社）

○ 救急医療機関の指定

令和5年4月現在、県内には救急病院が180、救急診療所が16の合計196機関が救急医療機関として指定されている。

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

○ 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）

埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、災害時に救助・救急活動等を行う消防機関、24時間運航体制をとる県防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMATの3機関で編成され、県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故などの災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う。

具体的取組

<予防・事前対策>

- 1 医療救護体制の整備
- 2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

1 医療救護体制の整備

(1) 取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------------|---|
| 県（保健医療部） | <ul style="list-style-type: none"> ・初期医療体制の整備 ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、見直し ・災害拠点病院の指定 ・災害時連携病院の指定 ・医薬品等の供給体制の整備（「第10 物資供給・輸送対策」を参照） ・相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ・ヘリコプター搬送計画の立案 ・災害時広域医療搬送体制の整備 |
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター搬送計画の立案（防災ヘリコプターの調整） |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・初期医療体制の整備 ・自主防災組織等による救護班支援計画の策定 ・自主防災組織等の応急救護力の強化 |
| 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療活動実施体制の整備（救護班編成等） |
| 救急医療機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応力の強化（ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定） |
| 自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主救護活動の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 初期医療体制の整備

- 初期医療体制の整備

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

【初期医療体制に係る計画の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 救護所の設置・ 救護班の編成・ 救護班の出動・ 自主防災組織等による自主救護体制の整備・ 医薬品等の備蓄 |
|--|

・ **県医師会**

埼玉県医師会医療救護活動マニュアルに基づき、県医師会にあつては県医師会災害対策本部を、郡市医師会にあつては郡市医師会災害対策本部を設置することとしている。

・ **県歯科医師会**

埼玉県歯科医師会防災対策委員会規程に基づき、県歯科医師会にあつては災害対策本部を、郡市歯科医師会にあつては郡市災害対策支部を設置し、県民の救護と歯科治療に当たることとしている。

また、身元不明者の確認業務に警察協力医を中心に会員を派遣することとしている。

・ **県薬剤師会**

埼玉県薬剤師会策定「災害支援薬剤師のための手引き」に基づき、県薬剤師会にあつては災害医療支援本部を設置することとしている。

・ **県看護協会**

埼玉県看護協会策定「災害対策マニュアル」に基づき、県看護協会にあつては災害対策本部を設置し、災害支援ナース登録施設に対して、災害支援ナースの派遣を要請することとしている。

○ **自主防災組織等による自主救護体制の整備**

市町村は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

○ **自主防災組織等の応急救護能力の強化**

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AED等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

○ **救急医療機関の災害時の対応力の強化**

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

【資料編Ⅱ-2-6-3】埼玉県医師会救護隊規程

【資料編Ⅱ-2-6-4】災害時の医療救護に関する協定書（埼玉県医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-5】災害時の歯科医療救護に関する協定書（埼玉県歯科医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-8】災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（埼玉県看護協会）

【資料編Ⅱ-2-6-9】災害時の助産師医療救護活動に関する協定書（埼玉県助産師会）

【資料編Ⅱ-2-6-10】災害時の医療救援活動に関する協定書（埼玉県薬剤師会）

【資料編Ⅱ-2-6-00】災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（埼玉県栄養士会）

イ 透析患者等への対応

【県（保健医療部）】

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備、見直しを進める。

ウ 後方医療機関等

【県（保健医療部）、医師会、医療機関】

○ 後方医療機関の確保

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行う医療機関を後方医療機関と位置付ける。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、（地独）埼玉県立病院機構の病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

【後方医療機関の主な機能】

- ・既存入院患者などの治療の継続
- ・災害による傷病者の受入れ
- ・救護班の派遣

後方医療機関となるべき医療機関は、災害時に医療機能を確保するため、主に以下の措置をとる。

- ・医療施設等の耐震化及び不燃化
- ・医薬品等の備蓄及び配備
- ・水、食糧の備蓄及び整備
- ・自家発電装置等の備蓄及び配備
- ・医療要員の非常参集体制の整備
- ・救護班の編成
- ・傷病者の円滑な受入体制の整備

○ 災害拠点病院の指定

県は、災害時の医療を確保するため、次の医療機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院を必要に応じ指定する。

【災害拠点病院の医療機能】

- ・多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ・患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ・自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能
- ・地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能

○ 災害時連携病院の指定

県は、災害拠点病院と連携して災害時に中等症患者や容態が安定した重症患者の受入れができる災害時連携病院を指定する。

併せて、災害時連携病院に所属し県内で活動する埼玉地域DMATを養成・整備する。

○ 情報連絡体制

- ・現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市町村消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。
- ・情報連絡体制の整備の一環として、（地独）埼玉県立病院機構の病院に県防災行政無線の端末局を設置する。

○ 医薬品等の備蓄

- ・市町村は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。
- ・県は、市町村備蓄を補完するために必要な量を備蓄する。

エ 医療保健応援体制の整備.

【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】

○ 相互応援協定

・ 県の相互応援協定

県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および斡旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

・ 県医師会の相互応援協定

県医師会は、関東ブロックの他都県との間に「大規模災害発生時における医療救護活動等の確保に関する協定書」を締結し、災害時における医師会活動に付随する業務支援と被災地域の医療支援を相互に実施するよう取り決めている。

・ 県看護協会の相互応援協定

県看護協会は、日本看護協会との間に「災害時の看護支援ネットワーク」を締

結し、看護師等の派遣を相互に実施するように取り決めている。

・ **県歯科医師会の相互応援協定**

県歯科医師会は、関東地区歯科医師会を構成する他都県との間に「関東地区歯科医師会災害時相互応援に関する協定」を締結し、歯科医師の派遣などの支援を相互に実施するように取り決めている。

○ **広域的医療協力体制の確立**

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

○ **応援要請のための情報連絡体制の整備**

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整及び整備を図る。

○ **ヘリコプター搬送計画の立案**

防災ヘリコプター、ドクターヘリ及び他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

○ **災害時広域医療搬送体制の整備**

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する体制を整備する。

2 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

(1) **取組方針**

災害発生時には、埋・火葬資材が不足する場合や、火葬場の能力を超える場合が考えられるため、事前に関係業者又は他の自治体と連携した対策を進める。

(2) **役割**

| 機関名等 | 役割 |
|------|---------------------------|
| 市町村 | ・ 遺体収容所の選定 ・ 埋・火葬資材の確保 |

| | |
|----------|---|
| 県（保健医療部） | <ul style="list-style-type: none">・ 遺体収容所の選定に係る衛生管理運営等の指導・ 埋火葬資材の確保に係る市町村への支援・ 遺体の火葬に関する広域連携体制の構築 |
|----------|---|

（3）具体的な取組内容

ア 遺体収容所の選定 【市町村】

市町村は、死者への尊厳や遺族感情に配慮するとともに、効率的な検視・検案・死体調査・身元確認の実施に資する条件を備えた施設を選定し、事前に遺体収容所として指定するよう努める。

イ 埋・火葬のための資材、火葬場の確保 【県（保健医療部）、市町村】

（1）市町村

市町村は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

（2）県

市町村で震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め市町村と、関係業者あるいは市町村間で協定を締結しておくよう指導、助言及び情報提供を行う。

また、県は、市町村を補完する立場で県と関係業者あるいは他都県との協定の締結についても検討していく。

<応急対策>

1 初動医療体制

2 遺体の取扱い

1 初動医療体制

(1) 取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------------------|---|
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動の指示又は要請の実施 ・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 ・搬送用車両の手配・配車 |
| 県（救援福祉部、医療救急部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・搬送用車両の手配・配車 ・医薬品等の調達、供給 ・医療救護班の編成 |
| 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動の実施 |
| 消防機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・救急救助の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 救急救助体制

【県（統括部）、消防機関】

(ア) 救急救助における出動

○ 出動における連携

救急救助の必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。

○ **出動における基本的考え方**

救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

○ **埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）**

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの人的被害が多発である災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

（イ）救急救助における活動

- 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

（ウ）応援要請

次の事項は、「第4 応急対応力の強化—<応急対策>—6 消防活動—（3）—ア 消防活動」を準用する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 消防相互応援協定による応援要請・ 知事による応援出動の指示・ 緊急かつ広域的な応援要請 |
|---|

イ 傷病者搬送

【県（統括部、医療救急部）、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○ **傷病者搬送の判定**

医療救護班、又は、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

○ **傷病者搬送の要請**

- ・ 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。
- ・ 県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。
- ・ 災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、災害対策本部において行う。

- ・ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。

○ 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

ウ 医療救護

(ア) 初期医療体制 【県（医療救急部）、市町村、医師会、看護協会、医療機関】

○ 救急病院等の災害時の対応

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材や医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

○ 救護班の編成

(地独) 埼玉県立病院機構、(独) 国立病院機構、日赤埼玉県支部、医師会は医療救護班を編成し、派遣する。

○ DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

・埼玉DMAT

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院等に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等が発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や消防機関と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

・DMAT県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

(イ) 救護活動 【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】

○ 医療・助産救護活動

・市町村

市町村は、必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でないと認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

【医療救護班の業務内容】

- ・傷病者に対する応急処置
- ・トリアージの実施
- ・搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- ・軽症者に対する医療
- ・カルテの作成
- ・医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- ・助産救護
- ・死亡の確認
- ・遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

・県（医療救急部兼保健医療調整本部）

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

・日赤埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

・ 県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

JMAT : Japan Medical Association Team

災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が、郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する。

活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援（災害前からの医療の継続）である。さらに、医療の提供という直接的な活動にとどまらず、避難所の公衆衛生、被災者の栄養状態や派遣先地域の医療ニーズの把握と対処から、被災地の医療機関への円滑な引き継ぎまで、多様かつ広範囲に及ぶ。

被災地では、都道府県医師会や郡市区医師会が医療関係者の代表として各保健医療調整本部等に参画し、被災地のコーディネート機能の中心となる。JMATは、そのコーディネート機能の下で活動することを原則とする。

・被災地JMAT…被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事するJMAT

・支援JMAT…被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣するJMAT

・チーム構成例：医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）

・ 県薬剤師会・地域薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

・ **埼玉県看護協会・看護協会各支部**

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

・ **後方医療機関における救護活動**

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

○ **帳簿等の整備**

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

【資料編Ⅱ-2-4-18】日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

【資料編Ⅱ-2-6-2】県内医療機関一覧

【資料編Ⅱ-2-6-3】埼玉県医師会救護隊規程

【資料編Ⅱ-2-6-4】災害時の医療救護に関する協定書（埼玉県医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-5】災害時の歯科医療救護に関する協定書（埼玉県歯科医師会）

【資料編Ⅱ-2-6-8】災害時の看護職医療救護活動に関する協定書（埼玉県看護協会）

【資料編Ⅱ-2-6-9】災害時の助産師医療救護活動に関する協定書（埼玉県助産師会）

【資料編Ⅱ-2-6-10】災害時の医療救援活動に関する協定書（埼玉県薬剤師会）

(ウ) **精神科救急医療の確保** 【県（医療救急部）、市町村】

県及び市町村は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(エ) **血液等の供給** 【県（医療救急部）、日赤埼玉県支部】

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。・血液が不足する場合には、国や近隣の日赤支部及び血液センターに応援を依頼し、県外 |
|--|

からの血液導入によりその確保を図る。
・血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、統括部に県防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

【資料編Ⅱ-2-6-6】血液センター

(オ) 医薬品等の調達、供給 【県（医療救急部）、薬剤師会】

県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。

医薬品等の集積場所や医療救護所等には「地域薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。

また、保健医療調整本部には「薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。

なお、供給に当たっては、統括部（物流オペレーションチーム）と連携して行う。

エ 保健衛生

(ア) 精神保健活動 【県（救援福祉部、医療救急部）】

○ DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team)

・埼玉DPAT（埼玉県災害派遣精神医療チーム）

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉DPAT」を、県立精神医療センター及び県とDPAT派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

・埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉DPATのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

○ 心のケアセンターの設置

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセン

ター」を設置する。

(イ) 栄養指導 【県（医療救急部）、栄養士会】

避難所等における要配慮者の栄養・食生活による健康状態の悪化を予防するため、疾病に応じた食事療法を継続できるよう支援活動を行う。

○ 栄養指導班の編成

県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。
編成班 4班（班構成は、栄養士2名、運転手1名）

○ 埼玉県栄養士会への支援要請

県は必要に応じて、協定に基づき埼玉県栄養士会に支援を要請する。埼玉県栄養士会は日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）を派遣し、嚙下困難者用食品、食物アレルギー代替食品、母乳代替食品等の特別用途食品等を調達し、被災者への栄養補給などの支援を行う。

【活動内容】

- ・ 要配慮者に対する栄養・食生活支援
- ・ 栄養補給物資の手配や分配の指揮
- ・ 炊き出し、給食施設等の衛生管理等の指導

2 遺体の取扱い

(1) 取組方針

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------|---|
| 県（警察本部） | ・ 市町村が行う行方不明者捜索への協力 ・ 検視又は死体調査の実施 |
| 医療機関（医療救護班） | ・ 検案の実施 ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・ 身元確認業務に対する法歯学上の協力 |
| 市町村 | ・ 行方不明者の捜索 ・ 行方不明者相談窓口の設置 ・ 遺体収容所の設置 ・ 遺体の輸送 ・ 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理 ・ 遺体及び遺留品の管理 ・ 遺体の一時保管 |

(3) 具体的な取組内容

ア 遺体の捜索・処理

(ア) 捜索活動 【市町村】

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・警察本部・関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

(イ) 行方不明者に関する相談窓口の設置 【市町村】

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市町村が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

(ウ) 遺体の処理 【県（警察本部）、市町村、医療機関】

| | |
|-----------------|--|
| ① 遺体収容所（安置所）の開設 | 市町村は、二次災害のおそれのない適当な建物（公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 なお、候補となる建物が被災することを考慮し、候補となる建物は複数指定しておくものとする。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための建家がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、検視、死体調査及び検案を行うための検視所を併設する。 |
| ② 遺体の輸送 | 市町村は県に報告の上、遺体を、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。 |
| ③ 死体調査等 | 警察官は、検視又は死体調査を行う。 救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。 |
| ④ 検案 | 救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。 |
| ⑤ 遺体の収容 | 市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。 |
| ⑥ 一時保管 | 市町村は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。 |

<復旧対策>

1 防疫活動

2 遺体の埋・火葬

1 防疫活動

(1) 取組方針

災害発生時の感染症の蔓延防止のため、防疫体制を確立する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（医療救急部） | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒の指示及び指導の実施 ・保菌検索の実施 ・患者収容計画の樹立 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・消毒及び害虫駆除の実施 |

(3) 具体的な取組内容 【県（医療救急部）、市町村】

県は、次の活動を行う。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。 ・災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。 ・発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。 ・被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。 ・感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。 ・被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。 |
|--|

市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

2 遺体の埋・火葬

(1) 取組方針

適切に埋葬、火葬を実施することにより、速やかな復旧・復興につなげる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（医療救急部） | <ul style="list-style-type: none"> ・埋火葬資材の確保に係る市町村への支援 |

| | |
|-----|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・身元不明遺体等の埋・火葬 ・遺体の埋・火葬 ・埋・火葬の調整及び斡旋 |
|-----|---|

(3) 具体的な取組内容

ア 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市町村が実施するものとする。

| | |
|-----------------------|--|
| ① 埋・火葬の場所 | 埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。 |
| ② 他の市町村に漂着した遺体 | 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。 |
| ③ 罹災地から漂着してきたと推定できる遺体 | 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。 |
| ④ 葬祭関係資材の支給 | 棺（付属品を含む）及び骨つぼ又は骨箱とし、なるべくその現物をもって支給する。 |

イ 遺体の埋・火葬の実施

- 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡すものとする。

ウ 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市町村は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、県は埋火葬資材の不足等による被災市町村からの協力あっせん要請があった場合、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については当該市町村が負担するものとする。

【資料編Ⅱ-2-6-7】火葬場の応援要領

第7 帰宅困難者対策

基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけではなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

現況

○ 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

○ 帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、帰宅困難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約65万人～約76万人に上る。

東京湾北部地震では、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約60万人～約67万人に上る。

<参考> 中央防災会議首都直下地震専門調査会の被害想定

東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされてい

る。

○ 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

・ 地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

・ 県内主要駅周辺等での混乱の発生

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

・ 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

・ 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

○ 現状の取組

・ 普及啓発活動

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレットの配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

・ 災害時帰宅支援ステーション

安全確保後に徒歩帰宅する帰宅困難者を沿道支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとする協定を締結している。

・ 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

・ フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

・**帰宅困難者対策協議会**

県内主要駅周辺を対象に、県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置し、平時から各構成団体の役割分担や地域の行動ルールの策定、訓練によるルールの検証等を実施している。

令和3年1月現在、7つの協議会（大宮駅周辺、浦和駅周辺、川口駅周辺、川越市主要駅周辺、新越谷駅・南越谷駅周辺、熊谷市主要駅周辺、所沢駅周辺）が設置されている。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 帰宅困難者支援体制の整備

1 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 取組方針

社会の構成員がそれぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する。

県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当する。

市町村は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当する。

企業等の民間事業者や県民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------------|--|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的な対策の検討、実施 ・ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 九都縣市等の広域的取組の推進 ・ 県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・ 事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ・ 代替輸送手段の確保 ・ 災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・ 帰宅支援道路の設定 など |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域での対策の検討、実施 ・ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ・ 駅周辺の混乱の防止 ・ 市町村有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ・ 市町村有以外の施設における一時滞在施設の確保 など |
| 県（教育局、総務部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における対策の推進・促進 など |
| 鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自助を基本とした取組 ・ 従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ・ 訪問者、利用者等に対する安全の確保 ・ 訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ・ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・ 路上等にいる帰宅困難者の受入努力 など |

| | |
|----|--|
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 自助を基本とした取組 ・ 外出時の発災に備えた準備 ・ 家族等との安否確認手段の確保 ・ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ・ 帰宅困難者に対する支援努力 ・ 帰宅困難者相互による扶助努力 など |
|----|--|

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者対策の普及啓発

【県（危機管理防災部）、市町村】

(ア) 一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(イ) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ・ 施設の安全化、
- ・ 災害時のマニュアルの作成、
- ・ 飲料水、食料の確保、
- ・ 情報の入手手段の確保、
- ・ 従業員等との安否確認手段の確保
- ・ 災害時の水、食料や情報の提供、
- ・ 仮宿泊場所等の確保

イ 帰宅困難者支援のための広域的な連携

【県（危機管理防災部）】

帰宅困難者対策は首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市首脳会議等で検討を進め、以下のような普及啓発活動等を実施する。

- ・ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配布
- ・ 帰宅支援ホームページの運用
- ・ 帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- ・ 鉄道事業者と連携し、利用者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

ウ 一時滞在施設の確保

【県（危機管理防災部、物流オペレーションチーム）、市町村、施設管理者、鉄道事業者】

県、市町村、鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物

資の提供方法をあらかじめ決めておく。県及び市町村は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

エ 企業等における対策 【企業等】

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

オ 学校における対策 【県（教育局、総務部）】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

カ 帰宅支援施設の充実 【県（危機管理防災部）、市町村、企業等】

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

【資料編Ⅱ-2-7-1】帰宅支援対象道路

キ 訓練の実施 【県（危機管理防災部）、市町村、企業等、県民】

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を確認する待機訓練、一定期間が経過し道路等の安全が確保された後の徒歩帰宅訓練や主要駅等における誘導等の混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。また、訓練を通して県民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

<応急対策>

- 1 帰宅困難者への情報提供
- 2 一時滞在施設の開設・運営

1 帰宅困難者への情報提供

(1) 取組方針

帰宅困難者に対して、適切な判断・行動を可能にするための交通情報・被害情報等の提供を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-----------------|--|
| 県（統括部、県民安全部） | ・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施 |
| 市町村 | ・帰宅困難者に対する情報の提供、広報の実施 |
| 鉄道事業者 | ・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等 |
| NTT 東日本、携帯電話事業者 | ・安否確認手段（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等（web171））の提供 |
| 報道機関 | ・帰宅困難者に対する情報の提供 |

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、NTT 東日本、携帯電話事業者、報道機関】

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|--------------|----------|---|
| 県（統括部、県民安全部） | 情報の提供、広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起 |
| 市町村 | 誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 |

| | | |
|----------------|-----------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前の大型ビジョンなどデジタルサイネージを活用した情報提供 ・ 緊急速報メールによる情報提供 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供 |
| 鉄道事業者 | 情報の提供、広報 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等 |
| 東日本電信電話(株) | 安否確認手段の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供 |
| 携帯電話事業者 | 安否確認手段の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言板のサービス提供 |
| ラジオ、テレビ等放送報道機関 | 情報の提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難者向けの情報の提供(県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報) |

2 一時滞在施設の開設・運営

(1) 取組方針

県、市町村、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---------------|--|
| 県(統括部、各施設管理者) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・ 一時滞在施設の開設情報等の提供 ・ 路上で被災した等、行く場所がなく一時滞在施設に収容された帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ・ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・ 駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保 ・ 路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 ・ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した帰宅困難者の一時滞在施設への誘導 |
| 一時滞在施設となる施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時滞在施設の開設、運営 ・ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供 |
| 警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援 |
| 鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者へ必要な情報を提供 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・利用者の保護、待機場所の提供・一時滞在施設の開設、運営・帰宅困難者への飲料水、食料の提供・市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内 |
|--|--|

(3) 具体的な取組内容

ア 主要駅周辺等における一時滞在施設の開設.

【県（統括部、施設管理者）、市町村、一時滞在施設の管理者、鉄道事業者】

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、一時滞在施設を開設する。なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

一時滞在施設の開設・運営については、「第8 避難対策—<応急対策>—2 避難所の開設・運営」を準用する。

【一時滞在施設の運営の流れ】

- (ア) 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認
- (イ) 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定
- (ウ) 施設利用案内等の掲示
- (エ) 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保
- (オ) 市町村等へ一時滞在施設の開設報告

※ 一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備、保存しておくことが望ましい。

イ 一時滞在施設への誘導.

【県（支部）、市町村、鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等】

一時滞在施設に帰宅困難者を迅速かつ安全に誘導又は案内をする。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

ウ 一時滞在施設の運営.

【県（統括部、物流オペレーションチーム）、市町村、一時滞在施設の管理者】

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供

する。

市町村は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市町村から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。

運営に当たっては、共助の点から、施設内の帰宅困難者に運営スタッフとして、あるいはその補助者として参画してもらうことも有用である。

エ 一時滞在施設の閉鎖、

【県（統括部、施設管理者）、市町村、一時滞在施設の管理者】

一時滞在施設の閉鎖に際しては、災害発生後概ね3日程度が経過し、道路等の安全が確保されていること、公共交通機関が運行を再開していること、あるいは行政が帰宅困難者に帰宅を促す対応を始めたこと等が、一つの判断材料となる。

一時滞在施設の管理者は、閉鎖に当たっては市町村と調整をする。

管理者は、安全が確保されている道路、公共交通機関の運行状況や代替輸送の状況等、可能な範囲で受け入れた帰宅困難者の帰宅を支援する情報を提供する。

<復旧対策>

1 帰宅支援

1 帰宅支援

(1) 取組方針

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。

(2) 役割分担

| 機関名等 | 役割 |
|------------------|--------------------------------|
| 県（統括部） | ・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請 |
| 県（輸送部）、市町村、県バス協会 | ・代替輸送の提供 |
| 鉄道事業者 | ・トイレ等の提供 |
| 東京電力パワーグリッド(株) | ・沿道照明の確保 |
| 帰宅支援協定締結事業者 | ・帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとしての支援の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 帰宅活動への支援

【県（統括部、輸送部、救急医療部、救援福祉部）、市町村、各鉄道事業者、東京電力パワーグリッド(株)、県バス協会、県医師会、企業等、県民】

県は、近隣都縣市や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者を中心とした代替輸送を実施する。代替輸送の発着所となる市町村は、帰宅困難者の円滑な乗降について体制を整備し担当する。また、市町村は発着所に救護所等を設置し、県及び県医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

徒歩帰宅者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションは、協定に基づく支援を実施する。また、沿道の県民や企業等は、可能な範囲で徒歩帰宅者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するよう努める。

| 実施機関 | 項目 | 対策内容 |
|-------------|----------------------|---|
| 県、市町村、県バス協会 | 帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請 | ・ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請 |
| | 代替輸送の提供 | ・バス輸送の実施 ・マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施 |

| | | |
|----------------|---------|------------------------|
| 鉄道事業者 | トイレ等の提供 | ・トイレ等の提供 |
| 東京電力パワーグリッド(株) | 沿道照明の確保 | ・帰宅道路となる幹線道路への照明用電力の供給 |

【資料編Ⅱ-2-7-1】 帰宅支援対象道路

第8 避難対策

基本方針

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

現況

○ 地震被害想定調査結果

避難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約19万7千人（避難所避難者 約11万8千人、避難所外避難者 約7万9千人）となる。1週間後には全避難者が約29万人（避難所避難者 約14万5千人、避難所外避難者 約13万6千人）、1か月後には全避難者が約37万6千人（避難所避難者 約11万3千人、避難所外避難者約26万3千人）となる。

東京湾北部地震では、埼玉県全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで1日後の全避難者が約7万3千人（避難所避難者 約4万4千人、避難所外避難者 約2万9千人）となる。1週間後には全避難者が約10万8千人（避難所避難者 約5万4千人、避難所外避難者 約5万4千人）、1か月後には全避難者が約7万3千人（避難所避難者 約2万2千人、避難所外避難者約5万1千人）となる。

具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備

(1) 取組方針

事前に避難計画を策定し、住民に周知することにより人的被害の防止に万全を期する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難計画の策定（避難指示等発令基準の整備） ・ 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）の選定、確保 ・ 指定避難所の選定、確保 ・ 避難路の選定、確保 ・ 指定避難所における生活環境の確保 ・ 指定緊急避難場所（広域避難場所を含む）、指定避難所、避難路及び避難にあたっての留意事項等の住民への周知 |
| 県（施設管理者） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の避難計画策定への協力 |
| 施設管理者、 公立学校管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難計画の策定 ・ 県有施設（県立学校等）の避難拠点としての整備の推進 |

(3) 具体的な取組内容

ア 避難計画の策定

(ア) 避難計画等の策定 【市町村】

市町村は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

避難行動要支援者の避難支援について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定等を推進する。（避難行動要支援者を含む要配慮者対策については「第9 災害時の要配慮者対策（第2編－211ページ）」を準用する。）

【避難計画で定める主な内容】

- 高齢者等避難、避難指示の判断基準及び伝達方法
- 指定避難所・指定避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 指定避難所・指定避難場所への経路及び誘導方法
- 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- 避難所の管理・運営に関する事項

【資料編Ⅱ-2-8-1】 避難計画の作成上の留意事項

(イ) 市町村の避難計画策定への協力 【施設管理者】

県（施設管理者）は災害時に避難所等として活用される可能性のある以下の施設の所在する市町村と協議し、市町村の作成する避難計画における県有施設の位置付け、管理・運営方法等について取り決めておくものとする。

- ・ 県立学校
- ・ 県立文化施設
- ・ 県立福祉施設
- ・ 県営公園
- ・ その他避難所となりうる県有施設

(ウ) 防災上重要な施設の避難計画 【施設管理者】

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ・ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- ・ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ・ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- ・ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市町村、警察署、消防署との連携等

(エ) 公立学校等の避難計画 【公立学校管理者】

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市町村地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(オ) 私立学校等の避難計画 【県（総務部）・市町村】

県及び市町村は、私立学校等が、「(エ) 公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

【資料編Ⅱ-2-8-1】 避難計画作成上の留意事項

- 【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針
- 【資料編Ⅱ-2-8-3】広域避難場所・避難路の選定と確保
- 【資料編Ⅱ-2-8-4】避難所の運営に関する指針
- 【資料編Ⅱ-2-8-5】避難誘導要領

イ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保、

(ア) 指定緊急避難場所の指定 【市町村】

市町村は、地震、洪水、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地滑り、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民の一時集合・待機場所として使用するため、指定緊急避難場所（大規模火災を避けるために指定する広域避難場所を含む。本計画で「避難場所」と示すものは「指定緊急避難場所」のこととする。）を指定し、必要に応じて見直すこととする。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

【指定緊急避難場所の指定基準】

地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a～c の条件を満たすこと

地震を対象とする避難場所については、次の a～e の全ての条件を満たすこと

- a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
- b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
- c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物が無い場所に位置すること
- d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
- e) 地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること

(イ) 広域避難場所の確保 【市町村】

指定緊急避難場所のうち、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、大規模火災を避けるためのものを「広域避難場所（平成16年国土交通省告示第767号の広域避難地）」とする。市町村は、次の基準を目安とし、地域の実情に応じてあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

- 面積10ha以上とする。（面積10ha未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積10ha以上となるものを含む）
- 避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- 木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のないところとする。

- 純木造密集市街地から270m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
 - ・ 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
 - ・ 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
 - ・ 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

【資料編Ⅱ-2-8-3】広域避難場所・避難路の選定と確保

(ウ) 避難路の確保 【市町村、道路管理者】

広域避難場所を指定した市町村は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- ・ 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ・ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ・ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ・ 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得る。
- ・ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

市町村は、指定緊急避難場所への避難路についても、上の基準に基づき避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難路に指定された道路の管理者等は、災害時の避難行動を支援するため、無電柱化や道路照明、夜間でも見やすい道路標識の導入等について、市町村に協力するよう努める。

(エ) 指定避難所の指定 【市町村】

- 市町村はあらかじめ指定避難所（避難生活に特別な配慮が必要な住民を収容する福祉避難所を含む。本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」のこととする。）を指定する。
- 指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。なお、浸水する可能性のある場所は水害時には避難所としないことを基本とし、そのことを平時から住民に周知する。

- ・ 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定すること。
- ・ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
- ・ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、

ALC板等)の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等)対策が行われていること。

- ・余震等による落下物(天井材、照明等)など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

- 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 福祉避難所にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(オ) 指定避難所における生活環境の確保 【市町村】

- 指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化(非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など)を含む停電対策に努める。
- 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置

- ・ 停電対応型空調機器の設置
- ・ ガスコージェネレーションの設置
- ・ 太陽光発電や蓄電池
- ・ ソーラー付LED街灯

【資料編Ⅱ-2-8-4】避難所の運営に関する指針

(カ) 避難所運営計画の策定 【市町村】

市町村は、避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・ 避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・ 避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・ 避難所の管理・運営体制
- ・ 福祉避難所の設置
- ・ 災害対策本部との情報連絡体制
- ・ 避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と市町村職員の役割分担
- ・ 被災者の自立支援

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(キ) 住民への周知 【市町村】

市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・ 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在
- ・ 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・ 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(ク) 避難所管理・運営マニュアルの作成 【市町村】

市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

【資料編Ⅱ-2-8-4】避難所の運営に関する指針

<応急対策>

| |
|-------------|
| 1 避難の実施 |
| 2 避難所の開設・運営 |
| 3 広域避難 |
| 4 広域一時滞在 |

1 避難の実施

(1) 取組方針

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の被災者の受入れを想定し、一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------------------------|--|
| 市町村長 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の実施 ・警戒区域の設定 ・避難誘導の実施 |
| 知事、指定行政機関、指定地方行政機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の設定に係る市町村長への助言 |
| 消防職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・（市町村長の委任を受け）立退きの指示 |
| 水防管理者、警察官、自衛官、知事（又はその命を受けた職員） | <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 避難指示の実施

(ア) 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条、水防法第29条）

この場合、市町村長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

また、水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長に通知するものとする。

(イ) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市町村長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）

(ウ) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。（自衛隊法第94条）

この場合、自衛官は、市町村長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

(エ) 知事又はその命を受けた職員

- 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立退きの指示を行うものとする。（災対法第60条第1項）
- 知事又はその命を受けた職員は、洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（水防法第29条）
- 知事又はその命を受けた職員は、地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。（地すべり等防止法第25条）

イ 避難指示の周知

避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

【避難指示の内容】

- ・ 要避難対象地域
 - ・ 避難先及び避難経路
 - ・ 避難理由
 - ・ 避難時の留意事項
- 例) 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することがで

きる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

ウ 警戒区域の設定 【市町村】

市町村長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

エ 避難誘導 【市町村】

(ア) 避難誘導の方法

市町村長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- 誘導中は、事故防止に努めること。
- 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。
- 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。
 - ・ 病弱者、障害者
 - ・ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
 - ・ 一般住民

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

【資料編Ⅱ-2-8-5】避難誘導要領

2 避難所の開設・運営

(1) 取組方針

市町村は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------|----|
|------|----|

| | |
|----------------------|---|
| 県（統括部、関係部） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・他市町村への職員派遣指示 |
| 県（県民安全部、医療救急部、救援福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が避難者に対して行う相談（健康や福祉等）支援 |
| 県（警察本部） | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び周辺の警戒活動 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営 ・避難所外避難者対策の実施 |

（3）具体的な取組内容

ア 避難所の開設 【市町村】

○ 避難所開設の基準

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。

また、災害発生不安により、当該地域の住民からの要請があった場合、避難所を開設する。

ただし、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

○ 開設の方法

- ・市町村は、あらかじめ策定したマニュアルに基づき、指定避難所を開設する。
- ・指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
- ・開設に当たっては、安全点検を速やかに実施し、危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止する。
- ・避難所を開設したときは、市町村はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

○ 開設の公示、誘導及び保護

市町村は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

○ 県への報告

市町村長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設の目的、日時及び場所 ・箇所数及び収容人員 |
|---|

・開設期間の見込み

イ 避難所の管理運営

【県（統括部、施設管理者）、市町村】

（ア）市町村

市町村は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

○ 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市町村内で避難所等の不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

○ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。また、災害救助法が適用された場合等には、避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

○ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

そのほか、「第1 自助、共助による防災力の向上—<応急対策>—4 ボランティアとの連携（第2編—33ページ）」に準じ、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

○ 避難者の受入れ

避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

○ 市町村は、指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。その確保が困難な場合、県があっせんを行うこととする。

なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。

○ 要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病

患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。

男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。

さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

また、**性的マイノリティ**から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、**アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)**をしないよう注意を要する。

○ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要な物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

【要配慮者や女性のために必要と思われる物資等（例示）】

- ・高齢者…紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤
- ・乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギーを含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等
- ・肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ
- ・病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具
膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ
咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭
呼吸機能障害：酸素ボンベ
- ・聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ
- ・視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ
- ・知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具
- ・女性…女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル
- ・妊産婦…マット、組立式ベッド
- ・外国人…外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォ

ーク、ハラル食、ストール

なお、「第9 災害時の要配慮者対策—<応急対策>—2 避難生活における要配慮者支援—イ 避難所における要配慮者への配慮（第2編—224ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

○ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

○ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

○ 避難所における感染症対策

感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針」（埼玉県作成）に沿って、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、必要な措置を取るものとする。

○ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当

該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(イ) 県

県は、市町村から避難所運営に係る人的支援の要請があった場合は、埼玉県・市町村人的相互応援制度（第2編－131ページ参照）に基づき、県及び他市町村職員を派遣する。

ウ 避難所外避難者対策

【市町村】

市町村は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

3 広域避難

(1) 取組方針

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

協力を求められた市町村は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供するものとし、県は、広域避難のための指定避難所及び指定緊急避難場所を提供する市町村を支援する。

また、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。なお、県は災害が発生する恐れがある場合で、居住者の生命又は身体を当該災害から保護するために緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者の運送を要請することができる。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営－イ 避難所の管理運営（第2編－205ページ）」に準じる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------|--|
| 県（統括部、関係部局） | ・他の市町村への広域避難に係る市町村間調整 ・都道府県外広域避難に関する他都道府県との協議 ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 |

| | |
|------------|-----------------|
| | ・市町村への職員派遣指示 |
| 被災していない市町村 | ・広域避難のための避難所の提供 |

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

4 広域一時滞在

(1) 取組方針

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

避難所の運営に当たっては、「2 避難所の開設・運営—イ 避難所の管理運営 (第2編—205ページ)」に準じる。

自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------|--|
| 県(統括部、関係部局) | <ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村への広域一時滞在に係る市町村間調整 ・都道府県外広域滞在に関する他都道府県との協議 ・市町村からの要請に基づく職員の派遣 ・市町村への職員派遣指示 |
| 被災していない市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域一時滞在のための避難所の提供 |
| 自治会等 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域一時滞在者向け生活支援の実施 |

(3) 具体的な取組内容

「2 避難所の開設・運営」による。

<復旧対策>

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

1 他県(さらに遠県)への避難(移送)

(1) 取組方針

大規模災害発生時には、避難生活が長期化することが考えられる。また、応急仮設住宅の設置等による対応にも限界があることから、県内他地域又は他県(さらに遠県)への二次避難(移送)を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------------|------------------------|
| 県(統括部) | ・遠県への広域滞在に関する他都道府県との調整 |
| 県(輸送部)、交通事業者、バス協会 | ・移送の実施 |

(3) 具体的な取組内容 【県(統括部、輸送部)、市町村】

県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体(群馬県、新潟県(「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組)等)での二次受入れを調整する。

避難者の移送については、受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

第9 災害時の要配慮者対策

基本方針

高齢者、障害者、妊産婦など災害時に配慮を要する対象（要配慮者）毎に、避難行動等において必要な支援を行う体制を整備する。

現況

○ 災害時の要配慮者に係る定義

・ 要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

・ 避難行動要支援者

域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

本施策（第2編 211～227ページ）では、社会福祉施設入所者等は別項目を立てているため、主に在宅の避難行動要支援者のことを指す。

・ 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災対法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

○ 地震被害想定調査結果

1週間後の避難所避難者における災害時の要配慮者（災害時要援護者）の内訳は、最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で約2万3千人である。東京湾北部地震では、約9千人である。

○ 取組状況

- ・ 市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。
- ・ 各消防署等は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、県及び市町村は、高齢者及び障害者に対し、緊急通報システムへの加入を促進している。
- ・ 県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

○ **社会福祉施設災害対応マニュアルの作成**

県は、平成23年度に社会福祉施設が防災計画に盛り込むべき事項を整理し実践的な計画を作成するための参考として、社会福祉施設災害対応マニュアルを作成した。

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|-------------------|
| 1 避難行動要支援者の安全対策 |
| 2 要配慮者全般の安全対策 |
| 3 社会福祉施設入所者等の安全対策 |

1 避難行動要支援者の安全対策

(1) 取組方針

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員、民生委員・児童委員など支援者における犠牲も大きかった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が定められたところである。

県及び市町村、関係団体等は法改正を受け、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者の支援対策を推進していくものとする。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の策定 ・要配慮者の把握 ・避難行動要支援者の範囲の設定 ・避難行動要支援者名簿の作成 ・避難行動要支援者名簿の更新 ・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 ・個別避難計画の作成 |
| 県（保健医療部、福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長からの要請に基づく、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報の提供 |
| 県（危機管理防災部、福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による全体計画の策定支援 ・市町村による避難行動要支援者名簿の作成支援 ・市町村による個別避難計画の作成支援 |

(3) 具体的な取組内容

ア 全体計画の策定

【市町村】

市町村地域防災計画に定めた避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

イ 要配慮者の把握 【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等（要配慮者）の情報を集約する。

また、難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

ウ 避難行動要支援者の範囲の設定 【市町村】

市町村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定する。

【高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点】

- ① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力

【自ら避難することが困難な者についての例】

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

※上記の例に加え、医療機器の装着等により避難させることが難しい児童がいる家庭等を追加することも考えられる。

なお、障害の程度等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないよう、きめ細かく要件を設ける。

また、同居家族の有無なども要件の一つになり得るが、同居家族がいることのみをもって機械的に避難行動要支援者から除外することは適切でないため、実情にあう形で支援対象が絞れるよう、把握に努める。

エ 避難行動要支援者名簿の作成

【県（危機管理防災部、保健医療部、福祉部）、市町村】

市町村は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に係る避難の支

援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」）を作成する。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、作成に際してデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

【留意事項】

- 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る、町内会や自治体等の地縁組織、地区社協、民生委員や児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携に努めること。
- 避難行動要支援者名簿について、要件だけでは支援を必要とする者を正確に把握できない場合もあるため、随時、または定期的に精査することが重要である。
- 個別避難計画作成の訪問調査において、避難能力があるなど避難行動要支援者名簿の掲載対象でないことが明らかになった者については、避難行動要支援者名簿から外すなど、計画作成の過程で避難行動要支援者名簿について精査することも適当である。

県は、市町村の名簿の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

才 避難行動要支援者名簿の更新 【市町村】

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。

力 避難行動要支援者名簿の活用 【市町村】

市町村は、地域防災計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会

福祉協議会、自主防災組織等)へ名簿情報を提供する。

発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市町村は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。

キ 避難支援等関係者の安全確保の措置 【市町村】

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、市町村は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

ク 避難行動要支援者名簿情報の適正管理 【市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難行動支援関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

ケ 個別避難計画の作成 【県（福祉部）、市町村】

市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

コ 防災訓練の実施 【市町村】

市町村は、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくよう努める。

また、福祉事務所との連携や福祉避難所の開設訓練の実施に努める。

2 要配慮者全般の安全対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面で支援体制の整備を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------|--|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムの整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 福祉避難所の指定 ・ 福祉避難所における物資・資機材の整備 ・ 見守りネットワークの活用や相談体制の整備 ・ 外国人の安全確保 |
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報システムの整備 |
| 県（福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 見守りネットワークの活用や相談体制の整備 |
| 県（県民生活部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の安全確保 |
| 県（都市整備部、 県土整備部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災基盤の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 要配慮者の安全確保

【県（危機管理防災部、福祉部、都市整備部、県土整備部、教育局）、市町村】

(ア) 緊急通報システムの整備

県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

(イ) 防災基盤の整備

県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす利用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、県、市町村、その他の公共機関は要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、県、市町村は、その他の集客施設における取組を促進する。

(ウ) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

市町村は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放

送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難所での良好な生活環境が提供できるよう、要配慮者となる多様な主体の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(エ) 地域との連携

○ 役割分担の明確化

市町村は、市町村内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平時から連携体制を確立しておく。

○ 社会福祉施設との連携

市町村は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平時から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

○ 見守りネットワーク等の活用

市町村は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

(オ) 相談体制の確立

県及び市町村は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育、女性等）に的確に対応できるよう平時から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

(カ) ヘルプカード（防災カード）

市町村は、要配慮者が必要としている援助の内容が分かるカードの作成及び配布、日頃から携帯してもらうことの周知及び避難所でカードの提示を受けることになりうる者へのカードの確認の周知を実施する。

(ア) 外国人の所在の把握

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(イ) 防災基盤の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県及び市町村は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(エ) 防災訓練の実施

県及び市町村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(オ) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

3 社会福祉施設入所者等の安全対策

(1) 取組方針

社会福祉施設入所者は、地震や風水害発生時に自力での身体の安全確保や避難が困難な人が多いため、いざという時に備えて施設環境を整備しておく。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------|---------------------------|
| 県、市町村 | ・ 所管する社会福祉施設における防災計画の策定指導 |
| 社会福祉施設 | ・ 防災計画、マニュアルの作成 |

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設入所者等の安全確保、

(ア) 施設管理者 【社会福祉施設】

○ **災害対策を網羅した計画の策定**

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

○ **緊急連絡体制の整備**

・ **職員参集のための連絡体制の整備**

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

・ **安否情報の家族への連絡体制の整備**

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

○ **避難誘導體制の整備**

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

○ **施設間の相互支援システムの確立**

県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

また、県は、施設管理者に対し、県内又は近隣都県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるものとする。

○ **被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備**

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

○ **食料、防災資機材等の備蓄**

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）・ 飲料水（3日分以上）・ 常備薬（3日分以上）・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）・ 照明器具・ 熱源・ 移送用具（担架・ストレッチャー等） |
|--|

○ **防災教育及び訓練の実施**

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や

地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

○ **地域との連携**

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市町村との連携を図っておく。

○ **施設の耐震対策**

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(イ) **県及び市町村** 【県（福祉部）、市町村】

○ **情報伝達体制の整備**

社会福祉施設等を支援するために、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

○ **防災計画策定の指導**

計画及びマニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

○ **施設間の相互支援システムの確立**

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

○ **社会福祉施設等の耐震性の確保**

震災時における建築物の安全を図るため、施設管理者が必要に応じて耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

<応急対策>

| |
|-------------------|
| 1 避難行動要支援者等の避難支援 |
| 2 避難生活における要配慮者支援 |
| 3 社会福祉施設入所者等の安全確保 |
| 4 外国人の安全確保 |

1 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を含む要配慮者を安全に避難させる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難のための情報伝達 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難行動要支援者の安否確認等 ・妊産婦や乳幼児、外国人等の避難支援・安全確保 |
| 県（救援福祉部、医療救急部、統括部、県民安全部） | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認及び救助活動 |

(3) 具体的な取組内容

ア 避難のための情報伝達 【市町村】

市町村は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

（「第8 避難対策－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編－195ページ）」及び「第8 避難対策－<応急対策>－1 避難の実施（第2編－201ページ）」を参照。）

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

イ 避難行動要支援者の避難支援 【市町村】

市町村は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施す

- る。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。
 - 市町村は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。
 - 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援者関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

ウ 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

【県（統括部、救援福祉部、医療救急部）、市町村】

○ 安否確認及び救助活動

市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査班のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

県は、市町村が行った安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

県及び市町村は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

【資料編Ⅱ-2-8-2】集中豪雨時における情報伝達及び要配慮者の避難支援に関する指針

エ 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

【県（統括部、救援福祉部、県民安全部）、市町村】

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

市町村は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する。

2 避難生活における要配慮者支援

(1) 取組方針

避難生活等に困難を伴う要配慮者を支援する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者に配慮した生活支援物資の供給 避難所における要配慮者への配慮（区画の配慮、物資調達における配慮、巡回サービスの実施、福祉避難所の活用） 避難所外も含めた在宅の要配慮者全般への支援（要配慮者への情報提供、相談窓口の開設、巡回サービスの実施、物資の提供、福祉避難所の活用） 応急仮設住宅提供に係る配慮 |
| 県（救援福祉部） | <ul style="list-style-type: none"> 巡回サービスの実施・相談窓口の開設 福祉避難所の活用 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動 |
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者への情報提供 |
| 県（住宅対策部） | <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅提供に係る配慮 |

(3) 具体的な取組内容

ア 生活物資の供給 【市町村】

○ 生活支援物資の供給

市町村は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

イ 避難所における要配慮者への配慮 【県（救援福祉部）、市町村】

(ア) 区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

(イ) 物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

(ウ) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。

(エ) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(オ) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

なお、「第8 避難対策—<応急対策>—2 避難所の開設・運営（第2編—203 ページ）」にも避難所における要配慮者対策を定めている。

ウ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 【県（統括部、救援福祉部）、市町村】

(ア) 情報提供

県及び市町村は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

(イ) 相談窓口の開設

県及び市町村は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談に応じる。

(ウ) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(エ) 物資の提供

在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

(オ) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

エ 応急仮設住宅提供に係る配慮 【県（住宅対策部）、市町村】

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。市町村は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 社会福祉施設入所者等の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に避難行動要支援者を安全に避難させる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|------|-----|
|------|-----|

| | |
|----------------------|------------------|
| 社会福祉施設等、県（救援福祉部）、市町村 | ・社会福祉施設等入所者の安全確保 |
|----------------------|------------------|

(3) 具体的な取組内容

ア 社会福祉施設等入所者の安全確保、

【社会福祉施設等、県（救援福祉部）、市町村】

(ア) 施設管理者

| | |
|------------------|---|
| 施設職員の確保 | 緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。 |
| 避難誘導及び受入先への移送の実施 | 避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。 |
| 物資の供給 | 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市町村に協力を要請する。 |

(イ) 県及び市町村

| | |
|------------------|---|
| 避難誘導及び受入先への移送の実施 | 施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。 |
| 巡回サービスの実施 | 自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。 |
| ライフライン優先復旧 | 社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。 |

4 外国人の安全確保

(1) 取組方針

災害発生時に外国人を安全に避難させ、理解しやすい情報発信や相談窓口の設置を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|------------|
| 市町村、県（県民安全部） | ・外国人等の安全確保 |

(3) 具体的な取組内容

ア 安否確認の把握及び避難誘導の実施

【県（県民安全部）、市町村】

(ア) 安否確認の実施

市町村は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

県は、市町村から報告を受け外国人の安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

(イ) 避難誘導の実施

市町村は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

イ 情報提供及び相談窓口の開設

【県（県民安全部）、市町村】

(ア) 情報提供

県及び市町村は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(イ) 相談窓口の開設

県及び市町村は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第10 物資供給・輸送対策

基本方針

災害発生時に、県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、県民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。

また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。

さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

現況

○ 物資備蓄の状況

県は、市町村を補完する立場から飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄を行っている。

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

○ 災害時応援協定

県は、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の供給に関する災害時応援協定を締結している。

【資料編Ⅰ-2-1-1】災害時応援協定一覧

○ 広域物資拠点

広域物資拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

| 種別 | | 備考 |
|------|---------------|-------------------------------------|
| 県有施設 | 防災基地 | ・5基地 集配で屋内施設面積が不足する場合は、テント等で対応。 |
| | 大規模施設 | ・埼玉スタジアム2002 |
| 民間施設 | 民間倉庫 | ・県と埼玉県倉庫協会との協定に基づき指定する30倉庫。 |
| | 災害時物流応援団地 | ・県と災害時応援協定を締結する卸売団地4か所。 |
| | 佐川急便(株) 県内営業所 | ・県と佐川急便(株)北関東支店との協定に基づき、県内営業所を使用する。 |

【資料編Ⅱ-2-4-2】防災基地一覧

○ 物流オペレーションチーム

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者（団体）で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、一元的に救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|--|
| 1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 |
| 2 緊急輸送体制の整備 |

1 飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

(1) 取組方針

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、また、災害発生直後の県民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の備蓄並びに調達等の供給体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|--|
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> 県が行う各種物資の供給体制の整備に関する総合調整 食料、生活必需品及び防災用資機材等の供給体制の整備に関する備蓄計画及び災害時の調達計画の策定 備蓄計画に基づく防災用資機材の購入、更新、処分 調達計画に基づく防災用資機材の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 災害用井戸の整備 |
| 県（農林部） | <ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画に基づく食料の購入、更新、処分 調達計画に基づく食料の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 |
| 県（産業労働部） | <ul style="list-style-type: none"> 備蓄計画に基づく生活必需品の購入、更新、処分 調達計画に基づく生活必需品の調達企業、団体との契約や協定の締結、連携促進 |
| 県（保健医療部） | <ul style="list-style-type: none"> 医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達） 水道水の緊急応援に関し、市町村の連絡調整 検水体制の整備 |
| 県（企業局） | <ul style="list-style-type: none"> 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画の策定 |
| 県（教育局） | <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点校の防災設備の整備 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 検水体制の整備 災害用井戸の整備 生活用水の確保手段の整備 食料の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） 生活必需品の供給体制の整備（備蓄、調達、給与） 防災用資機材の供給体制の整備（備蓄、調達） 医薬品等の供給体制の整備（備蓄、調達） |
| 水道企業団 | <ul style="list-style-type: none"> 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 検水体制の整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 飲料水の供給体制の整備

【県（企業局、教育局、保健医療部、**危機管理防災部**）、市町村、水道企業団】

(ア) 応急給水の実施

市町村及び水道企業団は飲料水の供給体制を整備する。

応急給水は、罹災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関に対して実施する。

【飲料水の供給基準】

| | |
|--------------|---|
| 1 対象 | 災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者 |
| 2 供給量 | 災害発生時から3日目までは、1人1日約3L、4日目以後は約20Lを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。 |

○ 目標水量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口を約55万人分と想定し、1日1人当たりの目標水量を以下のとおりとする。

| 災害発生からの期間 | 目標水量 | 水量の根拠 | 主な給水方法 |
|-----------|----------|--------------------------------|------------------------|
| 災害発生から3日 | 3L/人・日 | 生命維持に最小必要な水量 | タンク車、 県送水管路付近の応急給水栓 |
| 災害発生から10日 | 20L/人・日 | 炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量 | 配水幹線付近の仮設給水栓 |
| 災害発生から21日 | 100L/人・日 | 通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量 | 配水支線上の仮設給水栓 |
| 災害発生から28日 | 250L/人・日 | ほぼ通常の生活に必要な水量 | 仮配管からの各戸給水、共用栓 |

(イ) 応急給水資機材の備蓄、調達体制の整備

市町村及び水道企業団は、断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

県は、市町村を補完する立場から備蓄並びに調達すべき応急給水資機材の数量、品目、備蓄場所、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達体制を整備する。

【品目】

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・給水タンク ・ウォーターバルーン ・ポリ袋 ・その他 |
|--|

【備蓄場所】

- ・ 防災基地
- ・ 防災拠点校
- ・ 大規模施設
- ・ 浄水場・中継ポンプ所

(ウ) 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等の整備計画を策定しておくものとする。

(エ) 検水体制の整備

県は、市町村が行う検水体制の整備について助言及び指導を行う。

市町村及び水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

(オ) 災害用井戸の整備

市町村は応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。

県は、市町村が行う災害用井戸に関する取組について周知を図り、活用を促す。

【資料編Ⅱ-2-10-2】 給水車等保有状況

【資料編Ⅱ-2-10-3】 県（企業局）の備蓄水量

イ 生活水の確保手段の整備

【市町村】

市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活水について、タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。

災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。

ウ 食料の供給体制の整備

【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】

(ア) 備蓄、調達計画の策定

食料の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、食料の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村でそれぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県または市町村の災害救助従事者用（自治体ごとに各自の分を備える）を3日以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日以上備蓄する。

なお、県民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

【例】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・主 食（アルファ米、レトルトがゆ、缶入パン）・乳児食（粉ミルク、離乳食）・その他（ペットボトル水、缶詰、レトルト食品、カップ麺） |
|---|

【資料編Ⅱ-2-10-1】 食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-4】 食料調達先等

【資料編Ⅱ-2-10-5】 県備蓄食料等保管場所

【資料編Ⅱ-2-10-6】 ランニング備蓄委託店（粉乳）

【資料編Ⅱ-2-10-7】 米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地

【資料編Ⅱ-2-10-8】 副食・調味料生産者団体所在地

（イ）備蓄の実施

県及び市町村は、備蓄計画に基づき食料を購入、更新、処分等する。

（ウ）調達体制の整備

県及び市町村は、調達計画に基づき、食料の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、食料の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

【資料編Ⅱ-2-10-1】 食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-4】 食料調達先等

（エ）食料の供給

災害時の被災者等に対する食料の供給は、災害救助法の基準に従い市町村が実施する。

また、市町村は、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておく。

Ⅰ 生活必需品の供給体制の整備 【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】

（ア）備蓄、調達計画の策定

生活必需品の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、生活必需品の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、避難者用を県と市町村で

それぞれ1.5日分（合計3日分）以上、県内駅周辺の帰宅困難者用を県は1日分以上備蓄する。

なお、県民備蓄は最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、県民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資とするとともに、要配慮者や女性に配慮したものとする。

【例】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・毛布、タオル・下着、靴下・簡易食器・懐中電灯・ラップフィルム・おむつ（子供用、大人用）・生理用品・石鹸・ウェットティッシュ・使い捨てトイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り、簡易ベッド・マスク、防塵マスク、消毒液 |
|---|

(イ) 備蓄の実施

県及び市町村は、備蓄計画に基づき生活必需品を購入、更新、処分等する。

(ウ) 調達体制の整備

県及び市町村は、調達計画に基づき、生活必需品の生産、販売の企業、団体と協議し、その協力を得るとともに、生活必需品の調達に関する契約及び協定を締結する。

また、契約や協定を締結した企業、団体等の災害時の担当窓口の把握に努めるなど継続的な連携を図る。

【資料編Ⅱ-2-10-1】食料及び生活必需品等の備蓄

【資料編Ⅱ-2-10-9】備蓄物資保管場所（生活必需品等）

オ 防災用資機材の備蓄

【県（危機管理防災部）、市町村】

(ア) 備蓄、調達計画の策定

防災用資機材の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完する。

県及び市町村は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所、輸送方法等を定めた備蓄計画及び災害時の調達先企業や団体、輸送方法、輸送先物資拠点等を定めた調達計画を策定し更新する。

○ 備蓄数量

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づき、県と市町村の必要数とする。

○ 備蓄品目

備蓄品目は、防災用や災害従事者用の資機材とする。

【例】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・救助用資機材（パール、ジャッキ、のこぎり） |
|--|

(イ) 調達体制の整備

県は、医薬品卸売業者等と医薬品のランニング備蓄委託契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。また、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の医薬品調達体制の整備を促進する。

【資料編Ⅱ-2-10-10】 医薬品等備蓄場所一覧

【資料編Ⅱ-2-10-11】 ランニング備蓄委託店一覧

【資料編Ⅱ-2-10-12】 災害時の医薬品等の供給に関する協定書（埼玉県医薬品卸業協会）

【資料編Ⅱ-2-10-13】 災害時の医療ガス等の供給に関する協定書（日本産業・医療ガス協会関東地域本部）

キ 県備蓄物資の管理及び点検

【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】

備蓄物資の管理及び点検（数量把握や品質確認等）は、備蓄場所の施設管理者等が別に定める管理マニュアル等に基づき行い、その結果は備蓄物資の所管部がそれぞれ災害オペレーション支援システムに反映させる。

| 備蓄場所名 | 管理マニュアル等名称 | 点検者 |
|--------------------------|----------------------------|---|
| 防災基地 | 防災基地管理運営要領 | 危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、企画財政部（支部） |
| 防災拠点校 | 防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル | 教育局（各防災拠点校） |
| 大規模施設 （さいたまスーパーアリーナ） | さいたまスーパーアリーナ 防災活動拠点運営要領 | 危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、企画財政部（支部） |
| 大規模施設 （埼玉スタジアム2002公園） | 埼玉スタジアム2002 防災活動拠点運営要領 | 危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、企画財政部（支部） |

ク 石油類燃料の調達・確保

【危機管理防災部】

県は、災害時に特に重要な施設および緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

また、県は、発災後燃料確保が困難な場合、石油の備蓄確保等に関する法律に基づき、県内の要請を取りまとめて政府緊急災害対策本部へ要請する。

さらに、上記法律に基づき、石油元売会社から直接燃料の供給を行うため、災害時に特に重要な施設として県があらかじめ指定する施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供する。

【特に重要な施設の例】

・危機管理防災センター・防災基地・大規模施設・防災航空センター・災害拠点病院・県警機動隊・県警航空隊・その他防災関係施設

ケ 物資調達・輸送に関する体制の整備 【県関係部局・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

また、県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。

コ 迅速な物資供給 【危機管理防災部、市町村】

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。

サ 物資調達・輸送に関する訓練の実施 【県関係部局、市町村】

県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 緊急輸送体制の整備

(1) 取組方針

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、輸送手段の的確な確保など人員や物資を円滑に輸送するための体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---|--|
| 県（危機管理防災部、会計管理者） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送施設・拠点の確保 ・ 輸送手段の確保 ・ 緊急輸送ネットワークの形成 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送施設・拠点の確保 ・ 輸送手段の確保 ・ 緊急輸送ネットワークの形成 |
| 輸送事業者（埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部）、日本通運株式会社埼玉支店 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時の加盟各社の車両台数及び対応能力等の把握 |

(3) 具体的な取組内容

ア 輸送施設・拠点の確保等 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

イ 輸送手段の確保 【県（危機管理防災部、会計管理者）、市町村】

県は、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、食料、生活必需品その他の物資の輸送体制を整備する。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進する。市町村は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にしておく。

ウ 緊急通行車両の事前審査 【県（危機管理防災部、企画財政部）】

県は、県有の車両、借上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害対策基本法第50条第1項の各号に定める災害応急対策業務に使用することがあらかじめ決定されている車両について災害対策基本法施行令第33条に基づき、事前に使用者の届出を受け、緊急通行車両に該当するかの審査を行うものとする。

エ 車両台数・対応能力等の把握

【埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店】

災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、加盟各社の車両台数、対応能力等を把握しておく。

<応急対策>

| |
|---------------------------|
| 1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 |
| 2 緊急輸送 |

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給

(1) 取組方針

震災時に県民の基本的な生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、防災用資機材及び医薬品等の調達及び迅速な供給を実施する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|---|---|
| 県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資管理システムの運用（物流オペレーションチームの編成） ・ 食料（ペットボトル水含む）、生活必需品及び防災用資機材等の要請受付、調達、配分、市町村への供給 ・ 市町村が行う炊き出しへの支援 |
| 関東農政局又は政府食料保管倉庫の管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急用米穀の緊急引渡しの実施 |
| 県（医療救急部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療品の調達、供給 |
| 県（住宅対策部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保 |
| 県（文教部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保 |
| 県（給水部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水に必要な資機材の確保 ・ 拠点給水及び車両給水の実施 ・ 給水施設の応急復旧 ・ 応急、復旧工事を実施するための技術者等の市町村へのあっせん |
| 県（支部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・ 物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・ 物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保 |
| 市町村、水道企業団 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水計画の樹立 ・ 給水に必要な資機材の確保 ・ 給水の実施 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水トレーラー等による給水の実施 ・ 救援物資の輸送支援 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び復旧工事の実施 ・ 飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の調達、輸送、給与 ・ 炊き出しの実施 |
| 埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資管理システムの運用 ・ 物資拠点や避難所等における救援物資の搬出入、輸送 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 玉県支店 | |
| 埼玉県倉庫協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資管理システムの運用 ・ 救援物資の保管場所提供 ・ 物資拠点における必要な作業員、車両、荷役機械（フォークリフト）、資機材（パレット、ストレッチフィルム、コンパネ）等の手配及び救援物資の搬出入、仕分け、管理 ・ 県（統括部）や物資拠点への物流専門家の派遣 |
| 協定事業者（生活協同組合コープみらい、埼玉県生活協同組合連合会含む） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水、食料生活必需品及び防災用資機材等の供給 |

（3）具体的な取組内容

ア 飲料水の供給

（ア）給水の実施 【県（給水部）、市町村、水道企業団】

○ 給水の方針

市町村、水道企業団は、所管地域における給水計画を樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、隣接市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

県は、市町村の給水要請に基づき、拠点給水及び車両給水を実施する。

○ 給水方法

市町村、水道企業団は、給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等を活用する。

○ 応急給水資機材の調達

市町村、水道企業団は、必要な資機材を確保する。

県（給水部）は、必要な応急給水資機材を調達するものとし、状況により当該資機材を保有する他の機関に要請し、調達する。

○ 県（給水部）の給水体制

- ・ 被災状況に応じて、速やかに給水班を編成する。
- ・ 市町村から給水要請があった場合、原則として別に定める供給範囲区分の給水拠点において、市町村給水車等に給水を行う。ただし、震災時等給水に関する覚書を締結した市町村については、対象給水拠点において、市町村自ら給水できるものとする。
- ・ 給水拠点での給水が困難な場合、県給水車等による車両給水を行う。
- ・ 知事からの応援要請に応じた自衛隊の給水トレーラー及び公益社団法人日本水道協会を通じて応援要請に応じた全国の水道事業体の給水車等に対し、必要な給水を行う。
- ・ 県送水管路上の空気弁からの給水は、県が貸与した応急給水装置により市町村が行う。実施にあたっては、給水の可否を県が判断した上で行う。

- 【資料編Ⅱ-2-10-2】給水車等保有状況
- 【資料編Ⅱ-2-10-14】臨時給水栓装置保管場所
- 【資料編Ⅱ-2-10-15】応急資器材及び給水能力
- 【資料編Ⅱ-2-10-16】自衛隊の応援資機材及び給水能力
- 【資料編Ⅱ-2-10-17】給水班編成表
- 【資料編Ⅱ-2-10-18】埼玉県水道用水供給事業給水区区域図
- 【資料編Ⅱ-2-10-3】県（企業局）の備蓄水量

(イ) 給水施設の応急復旧 【県（給水部）、市町村】

○ 被害箇所の調査と復旧

市町村は上水道及び管理する簡易水道の被害状況の調査及び応急復旧工事を1週間以内に完了するよう実施するものとする。

○ 資材の調達

復旧資材は市町村の要請に基づいて県があっせんするものとする。

○ 技術者のあっせん

応急、復旧工事を実施するため市町村から技術者等のあっせん要請があれば県があっせんするものとする。

○ 協力の要請

県は、上記のあっせんについて市町村から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業協同組合連合会に協力を要請することができる。

イ 物資拠点の開設、運営及び要員の確保

【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】

(ア) 物資拠点の開設、運営

県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

| 県物資拠点名 | | 開設、運営の要領等名 |
|---------|----------------------|------------------------|
| 防災活動拠点 | 防災基地 | 防災基地管理運営要領 |
| | 県営公園 | 県営公園防災活動拠点運営要領 |
| | 防災拠点校 | 防災拠点校災害用備蓄物資管理マニュアル |
| | 舟運輸送拠点 | — |
| | 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ） | さいたまスーパーアリーナ防災活動拠点運営要領 |
| | 大規模施設（埼玉スタジアム2002公園） | 埼玉スタジアム2002防災活動拠点運営要領 |
| 民間倉庫 | | — |
| 県広域物資拠点 | | 県広域物資拠点運営要領（仮称） |

(イ) 物資拠点の要員の確保

物資拠点の各施設管理者又は各支部は、別に定める計画や要領等に基づき、要員を確保する。

| 県物資拠点名 | | 要員の確保の要領等名 |
|---------|----------------------|--------------|
| 防災活動拠点 | 防災基地 | 支部運営要領 |
| | 県営公園 | 住宅対策部運営要領 |
| | 防災拠点校 | 各学校の防災マニュアル |
| | 舟運輸送拠点 | — |
| | 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ） | 住宅対策部・支部運営要領 |
| | 大規模施設（埼玉スタジアム2002公園） | 住宅対策部・支部運営要領 |
| 民間倉庫 | | — |
| 県広域物資拠点 | | 支部運営要領 |

ウ 救援物資管理システムの運用

【県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部）、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店】

県は、災害時の物資の円滑な供給を実施するため、次の特徴を持つ救援物資管理システムを運用する。

【救援物資管理システム】

① 物流オペレーションチームの編成

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者（団体）で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、「物流オペレーションチーム運営マニュアル」に基づき、一元的に救援物資※の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

※ 救援物資…備蓄、調達、義援物資の総称

備蓄物資…防災基地等で現物を備蓄している物資

調達物資…国、地方公共団体、民間事業者等から協定等に基づき調達した物資

義援物資…個人、企業、団体等から善意（無償）で寄せられた物資

② 民間物流事業者（団体）の参画

物資拠点の運営又は物資の保管、輸送等に、民間物流事業者（団体）の持つノウハウ、マンパワー、車両、資機材及び倉庫等を活用する。

また、物流オペレーションチームで物流の調整や助言を行う災害対策本部物流専門家と、物資拠点で運営の調整や助言を行う物資拠点物流専門家の派遣を受ける。

※ 災害対策本部物流専門家とは、必要物資量・トラック台数、集荷・現地到着時間の調整等、トータルの物流システムが構築でき、災害対策本部（埼玉県危機管理防災センター）で調整や助言を行う者

物資拠点物流専門家とは、物資の集積拠点における荷役、管理、誘導、トラックの運用等、トータルの拠点システムが構築でき、物資拠点で調整や助言を行う者

③ 逐次の情報発信体制の整備

ホームページやマスコミへの逐次の情報発信等を通じて、物資の需給の円滑化を図

る。

エ 物資（食料、生活必需品及び防災用資機材等）の調達、供給

【県（物流オペレーションチーム）、住宅対策部、文教部、支部、市町村、関東農政局】

（ア）物資の調達、供給

市町村は、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を被災者へ供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請することができる。

県は、市町村から物資の供給要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄物資又は国、知事会、他都道府県、民間事業者（団体）等との応援協定等に基づく調達物資を被災市町村へ供給する。この他、企業等から提供された大口の義援物資も活用し、市町村の要請に対応するものとする。

関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。さらに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

（イ）米穀の供給要請

市町村は、被災状況等により、米穀小売販売業者の精米のみでは米穀が不足する場合は、県に米穀の供給を要請することができる。

市町村は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局又は関東農政局に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給することができる。

県は、市町村から米穀の供給要請を受けた場合、又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

（ウ）炊き出しの実施

市町村は、被災状況等に応じ避難所等の適当な場所で、炊き出しによる食料の給与を実施する。炊き出しが不足する場合は、県に炊き出しの協力を要請することができる。

県は、市町村から炊き出しの協力要請を受けた場合又は市町村の被災状況等から判断して必要と認めた場合は、赤十字奉仕団等への応援要請、特定給食施設に調理委託等炊飯委託又は（一社）埼玉県LPガス協会等に避難所等へのLPガス等代替エネルギーの供給要請をする。

【資料編 I-2-1-1】災害時応援協定一覧

- 【資料編Ⅱ-2-4-16】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
- 【資料編Ⅱ-2-4-17】 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書
- 【資料編Ⅱ-2-10-4】 食料調達先等
- 【資料編Ⅱ-2-10-5】 県備蓄食料等保管場所
- 【資料編Ⅱ-2-10-6】 ランニング備蓄委託店（粉乳）
- 【資料編Ⅱ-2-10-9】 備蓄物資保管場所（生活必需品等）
- 【資料編Ⅱ-2-10-19】 調達及び給食の基準
- 【資料編Ⅱ-2-10-20】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）
- 【資料編Ⅱ-2-10-21】 災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて
- 【資料編Ⅱ-2-10-22】 政府所有主要米穀売買契約書
- 【資料編Ⅱ-2-10-23】 災害時における応急食品の調達に関する協定締結一覧
- 【資料編Ⅱ-2-10-24】 災害時における炊飯の委託に関する協定締結一覧
- 【資料編Ⅱ-2-10-25】 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定
- 【資料編Ⅱ-2-10-26】 地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定

オ 医薬品等の調達、供給

【県（医療救急部、物流オペレーションチーム）】

「第6 医療救護等対策—<応急対策>—1 初動医療体制—ウ（オ）医薬品等の調達、供給（第2編—177ページ）」を参照する。

カ 埼玉県広域受援計画の適用

【県（物流オペレーションチーム、住宅対策部、応急復旧部、給水部、文教部、警察本部、支部、市町村、埼玉県トラック協会、埼玉県倉庫協会）】

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生した場合、「首都直下地震における応急対策活動に関する具体計画」（中央防災会議幹事会）に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、県地域防災計画と整合性を図りつつ、別に定める「埼玉県広域受援計画」を適用して対応するものとする。

2 緊急輸送

（1）取組方針

大規模災害発生時には、救助・医療活動の従事者及び食料、生活必需品、医薬品等の物資の輸送をはじめとした緊急輸送を実施する。

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- | |
|------------------------|
| 1 県民の安全を確保するために必要な輸送 |
| 2 被害の拡大を防止するため必要な輸送 |
| 3 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送 |

（2）役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------------------------|---|
| 県（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部） | <ul style="list-style-type: none"> ・食料（ペットボトル水含む）、生活必需品及び防災用資機材等の市町村への輸送 ・医療救急部による医薬品等輸送の支援 |

| | |
|---|--|
| 県（統括部、支部、警察本部） | ・緊急通行車両等の確認 |
| 県（輸送部） | ・輸送用車両の調達、あっせん、又は人員の輸送 |
| 県（住宅対策部） | ・物資拠点（県営公園、大規模施設）の運営、要員の確保 |
| 県（文教部） | ・物資拠点（防災拠点校）の運営、要員の確保 |
| 県（支部） | ・物資拠点（防災基地）の開設、運営、要員の確保 ・物資拠点（大規模施設）の運営支援、要員の確保 ・物資拠点（県広域物資拠点）の開設、運営、要員の確保 |
| 埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店 | ・救援物資管理システムの運用 ・物資拠点や避難所等における救援物資の搬出入、輸送 |
| 埼玉県乗用自動車協会（タクシー）、埼玉県バス協会 | ・乗用車及びバス等の供給、被災者の移送 |
| 東日本旅客鉄道（株）その他の鉄道事業者 | ・人員、救援物資及び復旧用資材等の輸送 |

（3）具体的な取組内容

ア 陸上輸送

（ア）輸送手段の確保

【県（各部、支部）、市町村、埼玉県乗用自動車協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店、東日本旅客鉄道（株）その他の私鉄】

○ 輸送車両等の調達

| | 実施機関 | 活動内容 |
|----|----------|--|
| 要請 | 県（各部、支部） | 被害状況、輸送物資の種類等から適切な輸送手段を選定し、緊急輸送に必要な車両数等を見積もる。 地震発生時点では各部局で保有する車両等を使用し、不足分については、県（会計管理者）に調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。 ただし、警察本部、企業局（特殊車のみ）については、その業務の特殊性のために独自に調達を行う。 |
| | 市町村 | 地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。 |
| 調達 | 県（輸送部） | 輸送車両等の調達、あっせん、又は人員の輸送の要請を受けた場合は、輸送関係各協会等との間で締結した協定等に基づき、不足分の輸送車両等の調達、あっせん、又は人員の輸送の要請を行う。 |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車は、出納総務課集中管理車を使用し、なお不足する時は埼玉県乗用自動車協会（タクシー）に加入の運送事業者から調達する。 ・バスによる輸送の場合は、埼玉県バス協会に要請する。 |
| 埼玉県乗用自動車協会（タクシー）、埼玉県バス協会 | 被災者移送等の必要が生じたときには、県の要請に基づき乗用車及びバス等の供給又は被災者の移送に協力する。 |
| 埼玉県トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部、日本通運株式会社埼玉支店 | 災害時に県から救援物資の輸送の要請がある場合は、貨物自動車等の供給又は輸送に協力する。 |
| 東日本旅客鉄道(株)その他の鉄道事業者 | 地震発生に伴い、県の要請に基づき、人員、救援物資及び復旧用資材等の輸送に協力する。 |

○ 配車及び輸送

輸送部は、災害状況に応じて県各部局への輸送車両等の配車、及び人員等の輸送を行う。

(イ) 緊急通行車両等の確認 【県（統括部、支部、警察本部）】

大規模地震の発生時は、緊急交通路が指定され緊急通行車両等以外の通行が規制されることから、緊急通行車両等の確認を実施し、災害応急対策の円滑な実施を図る。

○ 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、災害対策基本法第50条で規定する次の事項に該当するものとする。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。 ・消防、水防その他の応急措置に関するもの。 ・被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。 ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。 ・施設及び設備の応急の復旧に関するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの。 ・犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。 ・緊急輸送の確保に関するもの。 ・前各号に掲げるもののほか災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの。 |
|--|

○ 確認機関

知事及び公安委員会は、それぞれ次の車両について緊急通行車両の確認を実施するものとする。

(1) 知事（統括部、支部）

県有の車両、雇上車両、業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両

(2) 公安委員会（各警察署）

指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により

指定行政機関等の活動のために使用する車両又は他の関係機関団体等から調達する車両

○ **確認手続等**

県が行う緊急通行車両等の確認事務は、（資料編Ⅱ-2-3-6「緊急通行車両等の確認事務処理要領」）により処理する。

公安委員会が行う緊急通行車両等の確認事務は、（緊急通行車両、緊急輸送車両及び規制除外車両の確認に関する事務処理要領）により処理する。

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受け、のものとする。

なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

○ **規制除外車両の確認事務**

緊急通行車両以外の車両で、大規模地震の発生時において速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両として公安委員会が意思決定を取り通行を認めることとなることから、公安委員会は、適切に規制除外車両の確認事務を行う。

イ 航空輸送等

(ア) 輸送施設の確保 【県（統括部、支部）】

| 実施機関 | 活動内容 |
|--------|--|
| 県（統括部） | 自衛隊に要請し、自衛隊基地の使用可能状況を把握する。 |
| 県（支部） | 県（支部）は、管内市町村を通じて、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、（災害対策本部へ）報告する。 |

【資料編Ⅱ-2-4-25】飛行場場外離着陸場一覧表

(イ) 輸送手段 【県（統括部、輸送部）】

自衛隊及び民間会社等の協力を得て人員又は救援物資の緊急輸送を行う。

【輸送手段】

- ・ 自衛隊の航空機
- ・ 県のヘリコプター
- ・ 民間航空機等（県内に本社、ヘリポート又は整備工場の存する各航空会社等に要請する。
- ・ 民間の船舶

第11 県民生活の早期再建

基本方針

震災後の県民の生活再建を迅速に実施するため、生活環境の早期復旧を図る。

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|-----------------|
| 1 罹災証明書の発行体制の整備 |
| 2 応急住宅対策 |
| 3 動物愛護 |
| 4 文教対策 |
| 5 がれき処理等廃棄物対策 |
| 6 被災中小企業支援 |

1 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 取組方針

被災者支援を迅速に行えるよう罹災証明書の発行体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------|---------------------------|
| 県（統括部） | ・住家被害調査に係る研修の充実 |
| 市町村 | ・住家被害調査、罹災証明書交付に係る実施体制の整備 |

(3) 具体的な取組内容

- 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- 市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- 市町村は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。
- 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

2 応急住宅対策

(1) 取組方針

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（都市整備部） | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し市町村が行う指導・相談の支援体制の整備 ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う者の育成等実施体制の整備 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の普及啓発 ・建設型応急住宅の適地調査要領の作成 ・建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ ・応急仮設住宅の供給体制の整備 |
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> ・建設型応急住宅の適地調査の取りまとめ |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定の実施体制整備 ・余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための広報活動の実施 ・被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導・相談等の運用体制の確立 ・建設型応急住宅用地の選定、確保 ・建設型応急住宅の適地調査の実施 ・応急仮設住宅の入居・管理体制の整備 |

（3）具体的な取組内容

ア 応急措置等の指導、相談

【県（都市整備部）、市町村】

- 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し、市町村の実施を支援するための体制整備を行う。
- 県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について県民への普及啓発を行う。
- 市町村は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

イ 応急仮設住宅の事前計画

【県（都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

（ア）事前の用地選定の考え方

市町村は応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市町村公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

【建設用地の選定基準】

- ・飲料水が得やすい場所
- ・保健衛生上適当な場所
- ・交通の便を考慮した場所
- ・住居地域と隔離していない場所
- ・土砂災害の危険箇所等（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）に配慮した場所
- ・工事車両のアクセスしやすい場所
- ・既存生活利便施設が近い場所

・造成工事の必要性が低い場所

(イ) 適地調査

市町村は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

(ウ) 設置事前計画

県及び市町村は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

【応急仮設住宅設置計画の内容】

- ・応急仮設住宅の着工時期
- ・応急仮設住宅の入居基準
- ・応急仮設住宅の管理基準
- ・要配慮者に対する配慮

3 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------------|------------------------------------|
| 県（保健医療部）、市町村、獣医師会、動物関係団体 | ・動物の災害対策に関する普及啓発（所有者明示や災害時に備えたしつけ） |

(3) 具体的な取組内容

ア 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発

(ア) 所有者明示に関する普及啓発

県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。

(イ) 災害に備えたしつけに関する普及啓発

通常環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

4 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|-----------------------------------|
| 県（総務部） | ・私立学校に対する応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進の指導 |
| 県（教育局）、市町村 | ・応急教育に関する計画の策定、事前対策の推進 |
| 校長等 | ・災害時の応急教育計画の樹立及び周知 |

(3) 具体的な取組内容

ア 学校の災害対策

(ア) 県（教育局、総務部）、市町村

- 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- 教材用品の調達及び配給の方法については市町村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(イ) 校長等

- 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。 ・児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。 ・教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。 ・勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。 |
|--|

・学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

5 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|--------|--|
| 県（環境部） | ・市町村の災害廃棄物の処理体制並びに生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備の支援 |
| 市町村 | ・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施 ・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

【県（環境部）、市町村】

- 市町村は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- 仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- 仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【県（環境部）、市町村】

- 仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- 仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- 応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【県（環境部）、市町村】

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- 生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【県（環境部）、市町村】

- 市町村は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地

方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

6 被災中小企業支援

(1) 取組方針

被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------|------------------------|
| 市町村 | ・ 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 |

(3) 具体的な取組内容

ア 中小企業等の被害状況の把握に係る体制整備 【市町村】

- 市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

<応急対策>

| |
|---------------------|
| 1 災害救助法の適用 |
| 2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行 |
| 3 がれき処理等廃棄物対策 |
| 4 食品衛生監視 |
| 5 動物愛護 |
| 6 応急住宅対策 |
| 7 文教対策 |

1 災害救助法の適用

(1) 取組方針

県内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------------|-----------------------------|
| 県（統括部、関係各部） | ・災害救助法適用の告示 ・応急救助の実施 |
| 市町村 | ・災害救助法の適用の県への申請 ・応急救助の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 災害救助法の適用手続

【県（統括部）、市町村】

市町村は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは直ちに内閣府に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

イ 災害救助法の適用

【県（統括部）、市町村】

(ア) 災害救助法の適用基準

- 市町村の区域内（政令市については、市又は区の区域内）の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき（基準1号）

| 市町村の人口 | | 住家が滅失した世帯の数 |
|------------|------------|-------------|
| | 5,000人未満 | 30 |
| 5,000人以上 | 15,000人未満 | 40 |
| 15,000人以上 | 30,000人未満 | 50 |
| 30,000人以上 | 50,000人未満 | 60 |
| 50,000人以上 | 100,000人未満 | 80 |
| 100,000人以上 | 300,000人未満 | 100 |
| 300,000人以上 | | 150 |

- 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯

の数が2,500世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2に達したとき（基準2号）

- 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）
- 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

(イ) 被災世帯の算定

| | |
|----------------|--|
| 住家滅失した世帯数の算定方法 | 住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) +1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) +1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数) |
| 住家の滅失等の認定基準 | ① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①)及び(②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に住居することができない状態となったもの。 |
| 住家及び世帯の単位 | 住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。 |

【資料編Ⅱ-2-11-1】災害救助法による市町村適用基準表

ウ 応急救助の実施方法 【県（各部）、市町村】

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところによる。

知事は救助事務の内容、期間等を市町村長に通知し、通知を受けた市町村長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、内閣総理大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

【応急救助の種類と実施者】

| 救助の種類 | 実施期間 | 実施者区分 |
|------------------------------------|--|---|
| 避難所の設置 | 7日以内 | 市 町 村 |
| 炊出しその他による食品の給与 | 7日以内 | 市 町 村 |
| 飲料水の供給 | 7日以内 | 市 町 村 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 10日以内 | 市 町 村 |
| 医療及び助産 | 14日（ただし、助産分娩した日から7日間）以内 | 医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部（ただし、委任した時は市町村） |
| 学用品の給与 | 教科書1ヶ月以内 文房具15日以内 | 市 町 村 |
| 被災者の救出 | 3日以内 | 市 町 村 |
| 埋 葬 | 10日以内 | 市 町 村 |
| 生業資金の貸与 | 現在運用されていない | |
| 応急仮設住宅の供与 | （建設型応急住宅）20日以内に着工 （賃貸型応急住宅）速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内 | 対象者、設置箇所の選定＝市町村 設置＝県（ただし、委任したときは市町村） |
| 被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理） | 10日以内 | 市 町 村 |
| 被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） | 3ヶ月以内（災対法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月以内）に完了 | 市 町 村 |
| 死体の搜索 | 10日以内 | 市 町 村 |
| 死体の処理 | 10日以内 | 市 町 村 |

| | | |
|--------|-------|-------|
| 障害物の除去 | 10日以内 | 市 町 村 |
|--------|-------|-------|

【資料編Ⅱ-2-11-2】 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」
(平成13年埼玉県告示第393号)

【資料編Ⅱ-2-11-3】 災害救助被災者調査原票

【資料編Ⅱ-2-11-4】 救助の特例等申請様式

エ 救助実施市との連携の確保 【県（各部）、さいたま市】

さいたま市は、令和2年4月1日に災害救助法に基づく救助実施市に指定されており、災害救助法の適用及び同法に基づく救助はさいたま市自らが行う。

県は、さいたま市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される大規模災害時に、物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、県、さいたま市及び関係機関は、「埼玉県災害救助資源配分計画」に基づき、県の連絡調整の下、被災者に公平で迅速な救助を実施するものとする。

2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

(1) 取組方針

市町村は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|------------|---|
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳の作成 罹災証明書の発行 |
| 県（危機管理防災部） | <ul style="list-style-type: none"> 住家被害調査等に係る市町村への支援（説明会の開催、体制が不足する市町村への支援等） |

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者台帳の作成 【市町村】

【被災者台帳の記載（記録）内容】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 台帳情報の利用及び提供 【市町村】

市町村は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

ウ 罹災証明書の発行 【市町村】

市町村は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

エ 被災者支援業務の標準化 【県（危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

オ 住家被害調査等に係る市町村支援の実施 【県（危機管理防災部）】

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、県は、住家被害の調査や罹災証明書の交付について、被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し、埼玉県・市町村人的相互応援制度や国の応急対策職員派遣制度、民間団体との協定等による人的支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により被災市町村間の調整を図るものとする。

3 がれき処理等廃棄物対策

(1) 取組方針

被災地におけるがれき、解体ごみ、し尿、生活ごみの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境の保全と被災地の早期復興を図る。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（環境対策部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村及び関係団体への広域応援の要請の実施 ・ 国、他都道府県に対する支援要請の実施 ・ 市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況の確認及び被害の少ない市町村への応援体制の確立 ・ 市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成支援又は広域対応が必要な場合、県災害廃棄物処理実行計画の作成、進行の管理 ・ 石綿飛散防止対策の実施 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設等の被害状況の緊急点検及び応急復旧の実施 ・ 仮設トイレの便槽を含むし尿のくみ取りの実施、仮設トイレの設置 ・ 避難所ごみを含む生活ごみの収集体制の整備 ・ がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理の実施 ・ がれき等解体ごみ、片づけごみ等の処理・処分における破碎、 |

| | |
|--|--|
| | <p>分別の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体業者、廃棄物処理業者等と連携した損壊家屋の解体 ・石綿飛散防止対策の実施(大気汚染防止法政令市・事務移譲市に限る。) ・環境汚染が懸念される廃棄物の処理 |
|--|--|

(3) 具体的な取組内容

ア 処理体制の確保 【県（環境対策部）、市町村】

- 市町村は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。
- 県は市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況を確認し、被害の少ない市町村の応援体制を確立し、市町村の支援要請に対応する。
- 災害廃棄物処理にあたっては、一般廃棄物処理施設のほか民間産業廃棄物処理施設、セメント製造施設等の利用を調整する。

イ がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理 【県（環境対策部）、市町村】

- 市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬するものとする。また、市町村の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。
- 県は、市町村の災害廃棄物処理実行計画の作成を支援するとともに、広域的な処理を必要とする場合は、県が災害廃棄物処理実行計画を作成し、全体の進行管理を行う。
- 応急対応時においても、市町村は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努めるものとする。

ウ し尿処理 【市町村】

- 市町村は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。また、必要な仮設トイレの設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。
- 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。

エ 生活ごみの処理 【市町村】

市町村は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに避難所ごみを含む生活ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

オ 損壊家屋の解体 【市町村】

市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

カ 石綿飛散防止対策の実施 【県（環境対策部）、市】

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。県は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（埼玉県）」に基づき、対応する。

○ **注意喚起**

発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して石綿飛散に係る注意喚起を行う。

○ **石綿露出状況等の調査の実施**

吹付け石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に石綿露出状況等の調査を実施する。

○ **応急対策の実施**

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策（ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止）を指示する。

○ **石綿モニタリング**

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

キ 環境汚染が懸念される廃棄物の処理 【市町村】

市町村は、石綿等の有害物質を含む廃棄物や有害物資取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努めるものとする。

4 食品衛生監視

(1) **取組方針**

被災地における食品衛生の維持を図ることにより、被災地の早期復興を図る。

(2) **役割**

| 機関名等 | 役割 |
|----------|--------------------------|
| 県（医療救急部） | ・食品衛生監視班の編成・派遣 |
| 県（保健所長） | ・食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動の実施 |

(3) **具体的な取組内容**

ア 食品衛生監視班の編成・派遣 【県（医療救急部、保健所長）】

県は食品衛生監視班を編成し、必要に応じて被災地に派遣する。食品衛生監視班は、保健所長の指揮下で以下の活動を行う。

【食品衛生監視班の編成】

| | |
|------|--------------------------|
| 連絡調整 | 1班（2名） |
| 監視検査 | 5班（1班の構成 監視員4～5名、検査担当2名） |

【食品衛生監視活動内容】

- ・ 救護食品の監視指導及び試験検査
- ・ 飲料水の簡易検査
- ・ その他食品に起因する被害発生の防止

5 動物愛護

(1) 取組方針

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|-------------------|--|
| 県（医療救急部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救援本部の設置 ・ 所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・ 避難所における動物の適正飼養の指導の実施 |
| 県（医療救急部、警察本部）、動物園 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理 |
| 獣医師会、動物関係団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物救援本部の設置 ・ 所有者不明の動物、負傷動物等の保護 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者不明の動物、負傷動物等の保護 ・ 避難所における動物の適正飼養の指導の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 動物救援本部の設置

【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。

- ・ 動物保護施設の設置
- ・ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- ・ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- ・ 飼養困難動物の一時保管
- ・ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- ・ 動物に関する相談の実施等

イ 被災地域における動物の保護

【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体】

県、市町村、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

ウ 避難所における動物の適正な飼養

【県（医療救急部）、獣医師会、動物関係団体、市町村】

県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

エ 情報の交換 【県（医療救急部）】

県は、市町村、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。

- ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- ・必要資機材、獣医師の派遣要請
- ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- ・他都縣市への連絡調整及び応援要請

オ その他 【県（医療救急部、警察本部）】

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

【資料編Ⅱ-2-11-5】 特定動物（危険な動物）飼養状況

6 応急住宅対策

(1) 取組方針

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を確保することが必要である。このため、公的住宅の利用、応急仮設住宅の用地確保や設置計画の策定など迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|---|
| 県（住宅対策部） | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への支援及び実施 ・県営住宅等の空家の提供 ・応急仮設住宅の供給 ・市町村が行う住宅関係障害物除去への支援 |

| | |
|---------|---|
| | ・被災住宅の応急修理における資材調達への協力 |
| 市町村 | ・応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施 ・被災住宅の応急修理の実施 ・応急仮設住宅の入居選定・維持管理 ・住宅関係障害物除去の実施 |
| 関東森林管理局 | ・県、市町村からの要請に基づく国有林材の供給 |

(3) 具体的な取組内容

ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定への協力

【県（住宅対策部）、市町村】

県は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等を行うことで生ずる二次災害を防止するため、市町村による被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を支援するとともに必要に応じ自らもこれを行う。

イ 被災住宅の応急修理

【県（住宅対策部）、市町村】

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模半壊の被害を受けた者を対象とし、日常生活に不可欠の部分について必要最低限の修理を行う。

(ア) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

市町村は、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊（相当）の被害を受けた者を対象とし、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある部分について緊急の修理を行う。

○ 修理の判断

現場確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否かについて判断を行う。

○ 修理の範囲

屋根、外壁、窓ガラス等で、雨水の侵入等による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

○ 修理の期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

(イ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

○ 修理戸数の決定

被害状況、住宅の被害認定（罹災証明発行のため実施するもの）等より修理戸数を決定する。

○ 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

○ 修理の期間

災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）に完了する。

ウ 応急住宅の供給

【県（住宅対策部）、市町村】

県は、公的住宅等の空室及び応急仮設住宅を「応急住宅」として供給する。

(ア) 公的住宅等の利用

公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

○ 公的住宅の確保

県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家の提供を依頼し、被災者に提供する。

○ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ・住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ・居住する住居のない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

○ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(イ) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

○ 建設型応急住宅

県は、できるだけ早期に建設型応急住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等については市町村に委任し、公営住宅に準じて維持管理する。

○ 賃貸型応急住宅

県は、関係団体等に協力を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として提供する。

【資料編Ⅱ-2-11-6】災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

○ 応急仮設住宅の入居者選定

市町村は被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員・児童委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

※ 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

※ 応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。また、市町村は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

○ **入居期間**

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

○ **要配慮者への配慮**

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。また、市町村は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

また、市町村は入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

【資料編Ⅱ-2-11-7】 応急仮設住宅設置要領

【資料編Ⅱ-2-11-8】 応急仮設住宅設計図（標準設計）

エ 住宅関係障害物除去

【県（住宅対策部）、市町村】

（ア） **除去作業の実施**

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

○ **対象者**

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

○ **除去の期間**

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

（イ） **除去作業の支援**

県は、市町村から要請があったときは、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

オ 災害復旧用材の調達等

（ア） **応急仮設住宅資材等の調達** 【県（住宅対策部）】

県は、あらかじめ協定を締結している一般社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。

なお、市町村の実施する被災住宅の応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

（イ） **災害復旧用材の供給** 【県（統括部、農林対策部）、関東森林管理局】

農林水産省（関東森林管理局）は、知事、市町村長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

【資料編Ⅱ-2-11-9】災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

【資料編Ⅱ-2-11-10】災害復旧用材（国有林材）の供給の特例措置

7 文教対策

(1) 取組方針

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------|--|
| 県(総務部、統括部、文教部)、市町村 | ・ 所管する学校の指導及び支援の実施 |
| 県(文教部、総務部) | ・ 学用品の調達 ・ 授業料の減免、奨学金貸与の措置 |
| 県(文教部) | ・ 文化財の応急措置の実施 |
| 市町村 | ・ 学用品の調達、配分 ・ 文化財の応急措置の実施 |
| 校長 | ・ 緊急避難の指示 ・ 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会への報告 ・ 臨時休業等の措置 ・ 避難所の開設等災害対策への協力 ・ 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応 ・ 保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防 ・ 教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・ 早期の授業再開に向けた対応 |

(3) 具体的な取組内容

ア 応急教育 【県(文教部)、市町村】

(ア) 発災時の対応

| | |
|----------|-------------------------------------|
| 県 市町村 | 所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。 |
|----------|-------------------------------------|

| | |
|----|--|
| 校長 | <ul style="list-style-type: none"> ① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。 ② 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。 ③ 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。 ④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。 ⑤ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。 ⑥ 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。 ⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。 ⑧ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。 |
|----|--|

(イ) 応急教育の準備

| | |
|------|---|
| 県市町村 | 所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。 |
| 校長 | <ul style="list-style-type: none"> ① 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。 ② 被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。 ③ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。 ④ 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。 ⑤ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(④)に準じた指導を行うように努める。 ⑥ 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。 ⑦ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。 |

(ウ) 応急教育の方法等

○ 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

○ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

○ 応急教育の方法

- ・当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

- ・被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかつた時間について補習授業等を行いその万全を期する。

○ 給食等の措置

- ・学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行い給食実施に努める。
- ・保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。
- ・学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、罹災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。
- ・衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

○ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

イ 教材・学用品等の調達及び配給の方法 【県（文教部、総務部）、市町村】

罹災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

○ 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（義務教育学校後期課程の生徒、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部生徒を含む。）並びに高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

○ 給与の実施

- ・学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めるときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- ・教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、奨学金貸与の措置 【県（文教部、総務部）】

- 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

エ 文化財の応急措置 【県（文教部）・市町村】

- 文化財が被災した場合には、県は、地元教育委員会による被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- ・被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ・被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
- ・被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

- 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- 文化財が崩壊した、あるいは崩壊する恐れがある場合、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

【資料編Ⅱ-2-11-11】 指定文化財集中場所

【資料編Ⅱ-2-11-12】 指定文化財建造物

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

1 生活再建等の支援

(1) 取組方針

大規模災害時には、多くの人々が罹災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、関係者が連携して、被災者の生活再建等のきめ細かな支援を行い、県民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------------------|---|
| 県（渉外財政部、統括部） | ・義援（見舞）金・支援物資等の受付 |
| 県（統括部、医療救急部、農林対策部、産業対策部） | ・支援物資の仕分け ・支援物資の輸送 |
| 県（統括部） | ・義援金・支援物資の市町村に対する配分 ・被災者生活再建支援制度の運用 |
| 県（産業対策部） | ・高等技術専門校における職業訓練の実施 ・県制度融資の貸付 |
| 県（県民安全部） | ・生活必需品等の安定供給の確保 |
| 県（農林対策部） | ・天災融資法、農林漁業金融公庫法、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資 |
| 埼玉労働局 | ・被災者に対する職業斡旋等の実施 |
| 県（総務部）、市町村、国税庁 | ・国税等の徴収猶予及び減免の措置 |
| 日本郵便（株） | ・郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策の実施 |
| 県社会福祉協議会 | ・生活福祉資金の貸付 |
| 住宅金融支援機構 | ・災害復旧住宅資金の融資 |
| 市町村 | ・災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付 ・義援金・支援物資等の受付 ・日赤寄託義援金等の受付 ・義援金品の一時保管及び配分 |
| 日赤埼玉県支部 | ・日赤寄託義援金等の受付 |

(3) 具体的な取組内容

ア 被災者の生活確保

(ア) 被災者に対する職業斡旋等 【県（産業労働部）、埼玉労働局】

| | |
|----------|--|
| 埼玉労働局 | <p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業等給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を支給する。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうちの一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。</p> |
| 県(産業対策部) | <p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p> |

(イ) 国税等の徴収猶予及び減免の措置 【国税庁、県(総務部)、市町村】

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(ウ) 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【日本郵便(株)】

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

| | |
|------|--|
| 郵便関係 | <p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付 災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。 なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。 なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 なお、引受場所は全ての郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p> |
|------|--|

(エ) 生活必需品等の安定供給の確保 【県(県民安全部)】

| | |
|----------|---|
| 県(県民安全部) | <p>① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。</p> |
|----------|---|

イ 被災者への融資等

(ア) 被災者個人への融資等

【県(救援福祉部、統括部、住宅対策部)、市町村、社会福祉協議会】

○ 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者等に対し、生活福祉資金貸付制度に基づき、「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」の貸付を相談支援とともにを行う。

【住宅の補修等に必要な経費】

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途 | 現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用 |
| 貸付限度 | 250万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5% (連帯保証人がいる場合は無利子) |

【災害を受けたことにより臨時に必要な経費】

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る) ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく |
|-------|--|

| | |
|------|---|
| | 災害援護資金の対象とならない世帯であること |
| 資金使途 | 滅失した家財の購入、転居費用等 |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後、7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子） |

○ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

【建設資金融資】

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。 |
| 貸付限度 | ① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下 |
| 利率 | 基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10% |
| 償還期間 | 耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。） |
| その他 | 住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。 |

【補修資金融資】

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。 |
| 貸付限度 | ① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下 |
| 利率 | 基本融資額年1.20% |

| | |
|------|--|
| 償還期間 | 20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。(ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。) |
|------|--|

○ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害(以下「災害」という。)により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

| | |
|--------|---|
| 対象災害 | ① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害が対象になる。 |
| 支給対象 | ① 上記の災害による死亡者(3ヶ月以上の行方不明者を含む) ② 住居地以外の市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡した者 |
| 支給対象遺族 | 死亡当時の配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円 |
| 費用負担 | 国1/2、県1/4、市町村1/4 |

【災害障害見舞金の支給】

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |
| 支給対象者 | 上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。 |
| 支給額 | ① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円 |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |

【災害援護資金の貸付】

| | | | |
|-----------|--|-----|--------------|
| 対象災害 | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。 | | |
| 貸付対象者 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円 | | |
| 貸付対象となる被害 | ① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害 | | |
| 貸付金額 | ① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 | 限度額 | 150万円 |
| | ② 家財の1/3以上の損害 | " | 150万円 |
| | ③ 住居の半壊 | " | 170 (250) 万円 |
| | ④ 住居の全壊 | " | 250 (350) 万円 |
| | ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 | " | 350万円 |
| | ⑥ ①と②が重複 | " | 250万円 |
| | ⑦ ①と③が重複 | " | 270 (350) 万円 |
| | ⑧ ①と④が重複 | " | 350万円 |
| | ※ () は、特別の事情がある場合の額 | | |
| 償還期間 | 10年間とし、据置期間は、そのうち3年間 | | |
| 利率 | 年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子 | | |
| 費用負担 | 貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。 | | |

(イ) 被災中小企業への融資 【県（産業対策部）】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施する。

○ 県制度融資の貸付

【経営安定資金（災害復旧関連）】

| | |
|------|--|
| 融資対象 | <p>県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む）</p> <p>① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと</p> <p>② 保証対象業種に属する事業を営むものであること</p> <p>③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること</p> |
|------|--|

| | |
|--------|--|
| 融資限度額 | 設備資金8,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金8,000万円 |
| 資金使途 | 設備資金及び運転資金 |
| 貸付期間 | 設備資金10年以内 運転資金10年以内 |
| 利率 | 大臣指定等貸付 年1.0～1.2%以内（令和5年10月時点） 知事指定等貸付 年1.1～1.3%以内（ 〃 ） |
| 担保 | 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める |
| 保証人 | 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 |
| 信用保証 | 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する |
| 償還方法 | 元金均等月賦償還 据置期間2年以内 |
| 申込受付場所 | 中小企業者は商工会議所又は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会 |

○ 埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

○ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

○ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

○ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

(ウ) 被災農林漁業関係者への融資等 【県（農林対策部）】

県は、被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

○ 資金融資

【天災融資法に基づく資金融資】

| | |
|----------------|--|
| 貸付の相手方 | 被害農林漁業者 |
| 貸付対象事業 資金使途 | 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等 |
| 貸付利率 | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 |
| 償還期限 | 3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内） |
| 貸付限度額 | 市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円） |
| 融資機関 | 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関 |
| 担保 | 保証人 |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けたもの |

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

| | |
|-------|--|
| 貸付の相手 | 被害農業者 |
| 資金使途 | 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等 |
| 貸付利率 | 年3.5%以内 |
| 償還期限 | 6年以内（据置1年） |
| 貸付限度額 | 市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額 |
| 融資機関 | 農業協同組合等 |
| 担保 | 保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する |
| その他 | 当該市町村長の被害認定を受けたもの |

【(株)日本政策金融公庫（農林水産事業本部）（災害復旧関係資金）】

【資料編Ⅱ-2-11-13】(株)日本政策金融公庫(農林水産事業本部) (災害復旧関係資金)

○ 農業災害の補償等

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済団体と連携し、農業保険業務の迅速、適正化を図る。

| | |
|-----------|--|
| 支払の相手 | 当該共済加入の被災農家 |
| 農業共済事業対象物 | 農作物(水稻、陸稲、麦)、果樹(ぶどう、なし)、園芸施設(施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(スイートコーン、大豆、茶、蚕繭)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、任意(建物、農機具、保管中農作物) |
| 支払機関 | 農業共済組合 |

(エ) 義援金・義援物資等の受入れ、保管

【県(渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム、市町村、日赤埼玉県支部)】

| | |
|---------------------------|--|
| 県(渉外財政部、統括部、物流オペレーションチーム) | <p>① 義援金・義援物資等の受付(渉外財政部、統括部) 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援物資の受付方針等の周知(物流オペレーションチーム) 小口、混載の義援物資の取扱いは負担になることから原則として受け付けないことなど、義援物資の受付方針を周知する。 受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国(非常本部等)及び報道機関を通じて公表する。 また、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。</p> <p>③ 義援品の仕分(物流オペレーションチーム) 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用を図りながら行う。</p> |
| 市町村 | 市町村は、それぞれ義援金・義援物資等の受付についての計画を樹立しておくものとする。 |
| 日赤埼玉県支部 | <p>日赤に寄託された義援金は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p> <p>○ 義援金の受付要領 日赤埼玉県支部は、義援金を受付するに当たっては、義援金の受付方法及び受付期間等を定めて実施する。</p> |

| | |
|--|--|
| | この場合、全国的に受付する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。 |
|--|--|

○ 義援物資の保管場所

| | |
|-----------------------|---|
| 県（医療救急部、物流オペレーションチーム） | 受付・仕分けされた義援物資は、防災基地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。 |
| 市町村 | 市町村は、義援物資の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。 |

(オ) 義援金義援物資等の配分・輸送

【県（統括部、市町村、日赤埼玉県支部）】

○ 義援金の配分

| | |
|---------|---|
| 県（統括部） | <p>県は、県災害対策本部、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県共同募金会等の義援金受入団体に寄託された義援金について、県義援金配分委員会を設置し、配分を行う。</p> <p>① 義援金の募集を決定次第、県義援金配分委員会を組織する。</p> <p>② 県配分委員会は、市町村関係団体、義援金受付団体、福祉関係団体及び報道機関等の中から選任する。</p> <p>③ 配分委員会は、義援金の受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の趣旨を踏まえ、公平性・透明性・迅速性を確保しながら、配分対象、基準、時期、方法等を定めた配分計画を決定する。</p> |
| 市町村 | <p>① 市町村は、県配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。</p> <p>② 市町村は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。</p> |
| 日赤埼玉県支部 | 受領した義援金は、県配分委員会に送金するまでの間、一時保管する。義援金の受付状況について県配分委員会に報告するものとし、受付けた義援金は、県配分委員会が指定する口座に送金する。 |

○ 義援物資の配分・輸送

| | |
|---------------------|---|
| 県（統括部、物流オペレーションチーム） | <p>① 義援物資の配分 義援物資等の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。</p> <p>② 義援物資の輸送</p> <p>ア 保管場所への輸送（医療救急部、物流オペレーションチーム） 義援物資は、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。</p> <p>イ 市町村への輸送 災害対策本部により配分が決定された義援物資は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。</p> |
|---------------------|---|

| | |
|-----|---|
| 市町村 | 市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。 |
|-----|---|

ウ 被災者生活再建支援制度 【県（統括部）、市町村】

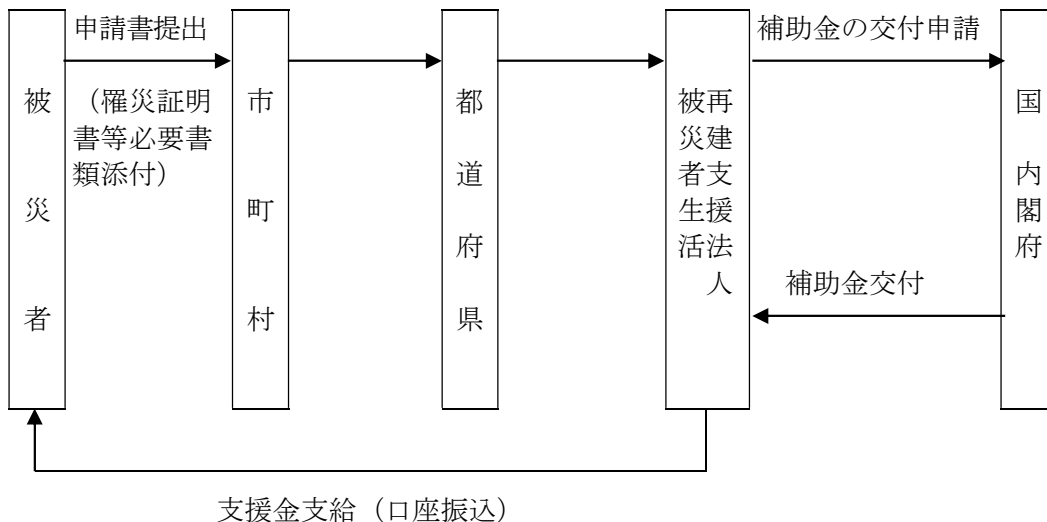
地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

○ 被災者生活再建支援制度の概要

| 目的 | 被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。 | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|-------|-------|-------|---------|----|----|------|-------|-----|-------|-------|-------|------|
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害の規模 | <p>政令で定める自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 支援対象世帯 | <p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p> <p>※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</p> | | | | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | <p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">住宅の被害程度</th> <th style="width: 20%;">全壊</th> <th style="width: 20%;">解体</th> <th style="width: 20%;">長期避難</th> <th style="width: 25%;">大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等></p> | | | | 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |
| 住宅の被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 | | | | | | | | | | |
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|--|-------|-------|----------------|
| | 住宅の 再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
| | 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| <中規模半壊> | | | | |
| | 住宅の 再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃貸 (公営住宅以外) |
| | 支給額 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給 | | | | |
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 | | | |
| 県 | ① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付 | | | |
| 被災者生活 再建支援法人 | ① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告 | | | |
| 国（内閣府） | 被災者生活再建支援法人への補助金交付等 | | | |

【被災者生活再建支援金の支給手続】



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

工 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

【県（統括部、支部）、市町村】

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記ウ）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

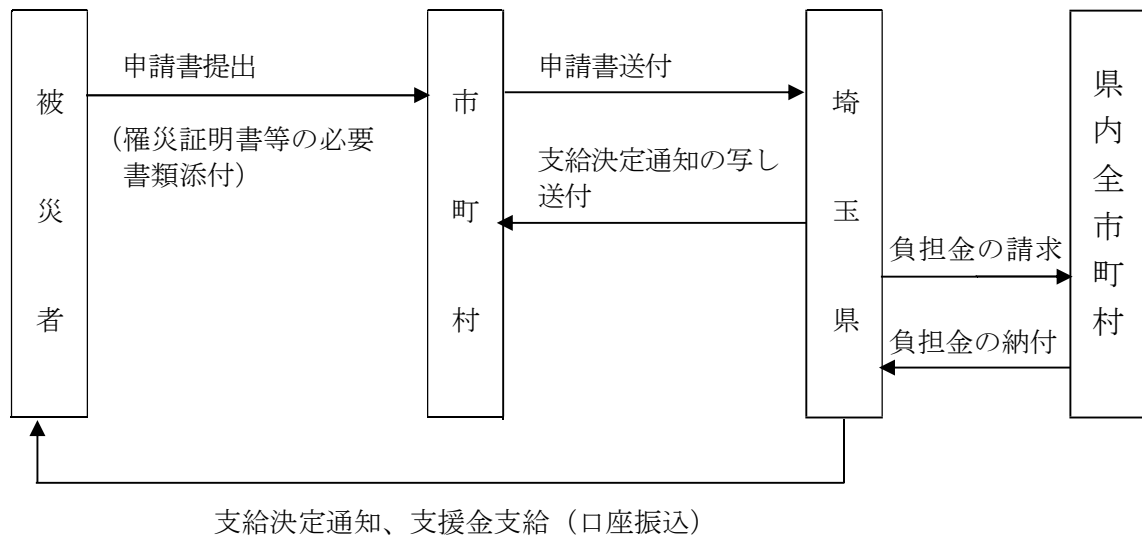
このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

○ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

| 目的 | 被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-------|----------------|---------|-----|------------|-------|-------|------|---------|-------|----|----------------|------------------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援対象世帯 | 住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援金の額 | 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" data-bbox="491 1350 1139 1467"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" data-bbox="454 1541 1369 1760"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊、解体、長期避難、大規模半壊</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容 | | | 住宅の被害程度 | 支給額 | 全壊、解体、長期避難 | 100万円 | 大規模半壊 | 50万円 | 住宅の被害程度 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) | 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 |
| 住宅の被害程度 | 支給額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊、解体、長期避難 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大規模半壊 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の被害程度 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全壊、解体、長期避難、大規模半壊 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中規模半壊 | 100万円 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|---|
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】



○ 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

| | |
|---------|--|
| 目的 | 災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。 |
| 支給対象世帯 | 埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯 |
| 給付金の額 | 補修50万円、賃借（公営住宅以外）25万円 （※世帯人数が1人の場合は、補修37万5千円、賃借18万7千5百円） |
| 市町村 | ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |
|--|---|

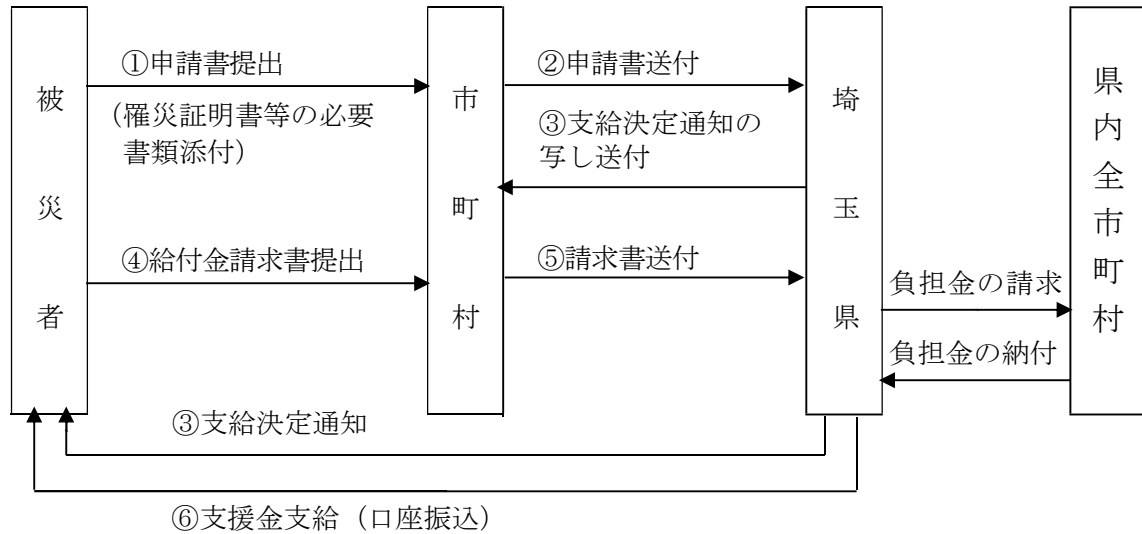
【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】

埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

○ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

| | |
|---------|--|
| 目的 | 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。 |
| 対象災害 | 自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） |
| 対象災害の規模 | 自然災害の規模は問わない。 |
| 給付対象世帯 | <p>下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由 |
| 給付金の額 | 給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付 |
| 県 | <ul style="list-style-type: none"> ① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定 |

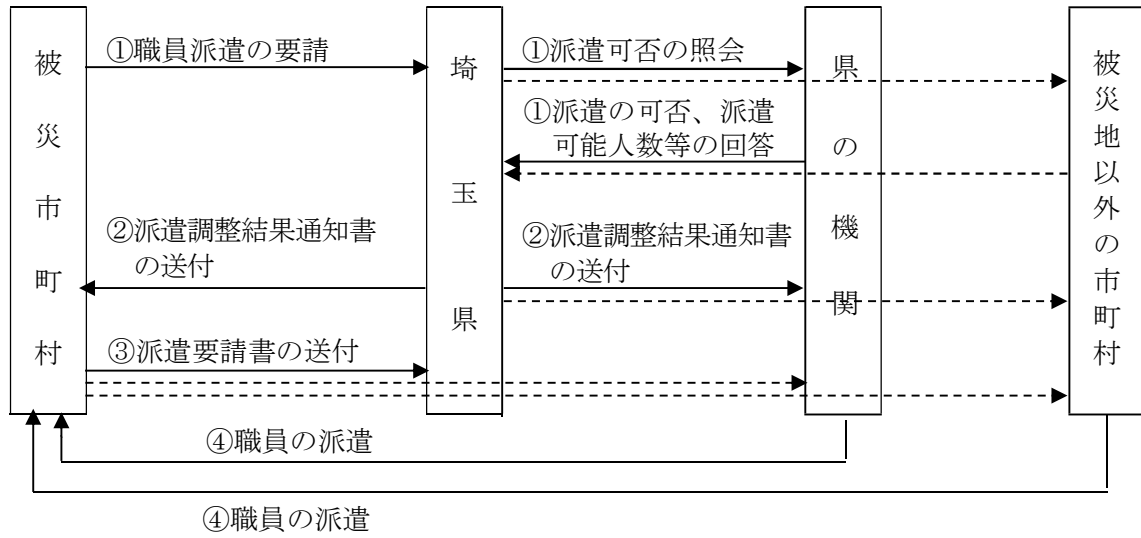
【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】



○ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

| | |
|--------------------------|--|
| 目的 | 災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。 |
| 対象災害 | 災対法第2条第1号に規定する災害 |
| 応援内容 | 被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。 |
| 被災市町村 (要請市町村) | ①県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④派遣職員の受入れ |
| 被災地以外 の市町村 (派遣市町村) | ①派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ②県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④職員の派遣 |
| 県 (統括部、支部) | ①要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ②派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③要請市町村から派遣要請書を受領 ④県の派遣機関による職員の派遣 |

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



第3章 災害復興

基本方針

大規模災害により地域が大きく被災し、県民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、県、市町村及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、**ジェンダー主流化**の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障害者等あらゆる県民が住みやすい共生社会を実現する。

実施計画

第1 復興に関する事前の取組の推進 【県（各部局）、市町村】

| | |
|------------|---|
| 県（各部局）、市町村 | 早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。 |
|------------|---|

第2 復興対策本部の設置 【県（企画財政部）、市町村】

| | |
|----------|---|
| 市町村 | 市町村は、被災状況を速やかに把握し、復興の必要性を確認した場合は、市町村長を本部長とする復興対策本部を設置する。 |
| 県（企画財政部） | 県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする復興対策本部を設置する。 当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。復興の必要性が1市町村のみで確認された場合には、当該市町村の復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。 |

第3 復興計画の策定 【県（各部局）、市町村】

1 復興方針の策定

| | |
|-----|--|
| 市町村 | 市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。 復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。 |
|-----|--|

| | |
|-----------|--|
| 県（復興対策本部） | <p>県は、複数の市町村で復興の必要性を確認した場合には、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員により構成される復興検討委員会を設置し、県の復興方針を策定する。</p> <p>この方針は、広域的な観点からの復興の在り方及び市町村支援等についての役割を示す。</p> |
|-----------|--|

2 復興計画の策定

| | |
|-----------|---|
| 市町村 | <p>市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p> |
| 県（復興対策本部） | <p>県は、災害の状況等から必要があると認めるときは、市町村と共同して復興計画を策定するとともに、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、必要に応じて市町村への職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。</p> |

第4 復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施 【県（都市整備部）、市町村】

（1）取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

（2）建築基準法第84条建築制限区域の指定

| | |
|------------|---|
| 県（都市整備部） | <p>県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</p> |
| 建築主事を置く市町村 | <p>建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。</p> |

（3）被災市街地復興特別措置法上の手続

| | |
|-----|---|
| 市町村 | <p>市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。</p> <p>被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。</p> |
|-----|---|

| | |
|----------|--|
| 県（都市整備部） | 県知事は、市町村による被災市街地復興推進地域の決定の同意又は協議を行う。また、県は特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定又は変更のため、必要な措置をとる。 |
|----------|--|

2 復興事業の実施 【県（各部局）、市町村】

- (1) 市町村は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。
- (2) 県（復興対策本部）は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進する。
 県（各部局）は、市町村が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

基本方針

第1 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

【資料編Ⅱ-4-1】南海トラフ地震防災対策推進地域

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

【資料編Ⅱ-4-2】東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

実施計画

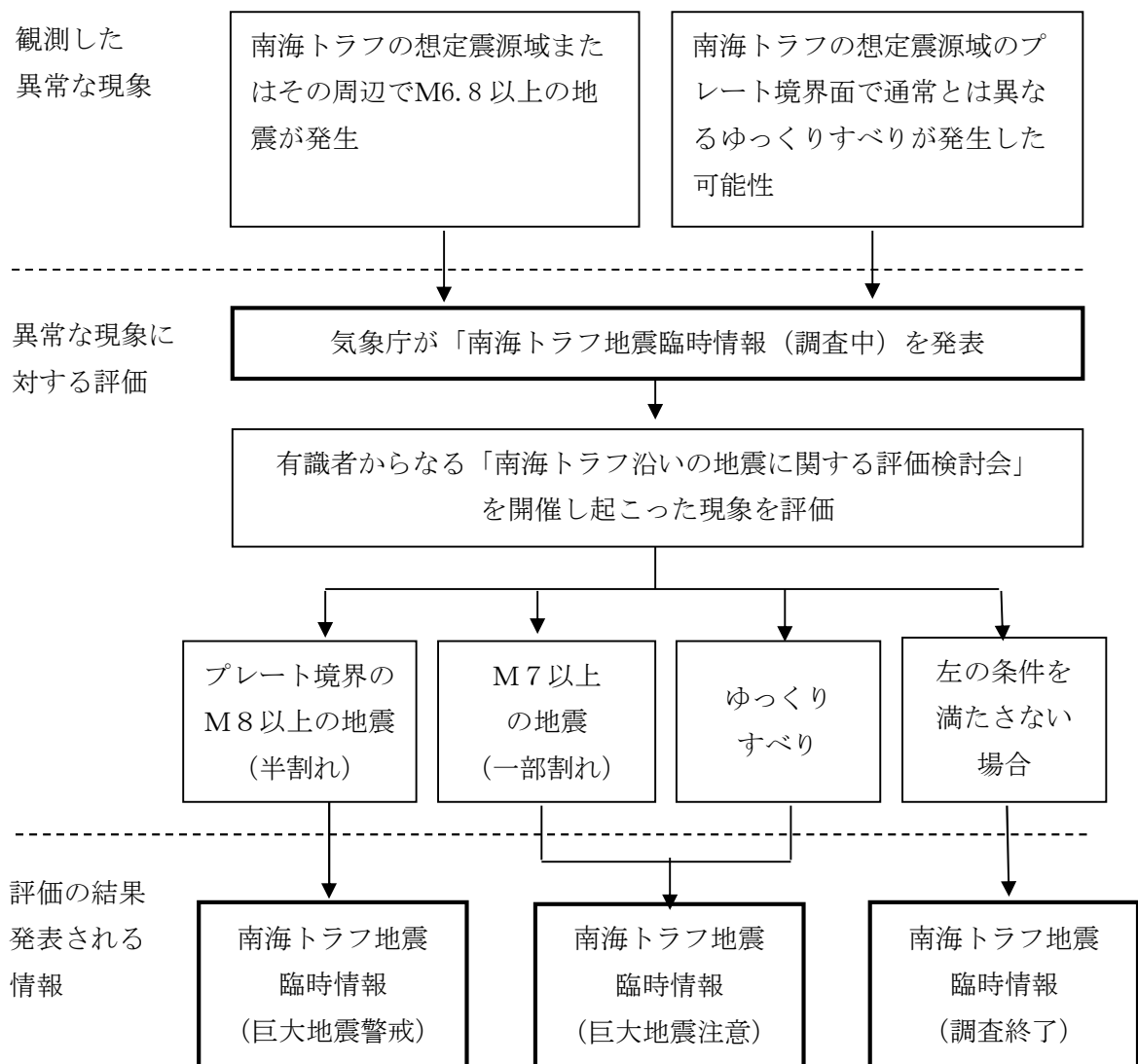
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 県民、企業等へのよびかけ

県及び市町村は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

| ケース | 気象庁発表情報 | 警戒、注意をする期間 |
|---------|-------------------------|--|
| 半割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) | 2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間) |
| 一部割れ | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | 1週間 |
| ゆっくりすべり | 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) | すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程度 の期間 |

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市町村及び防災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

基本方針

第1 趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

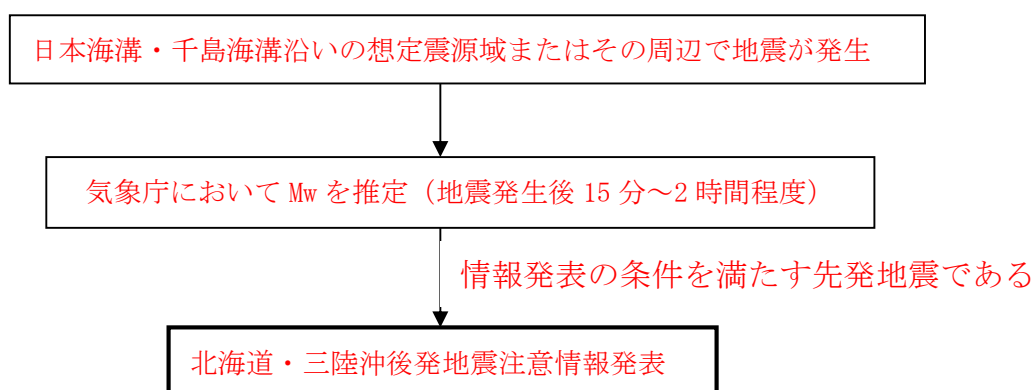
このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

【資料編Ⅱ-〇-〇】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

実施計画**第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応 【県（統括部、関係部局）、市町村】****1 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達**

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市町村及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】**2 県民、企業等へのよびかけ**

県及び市町村は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、県民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところなどでできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施

した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の
備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役
割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

異常な現象が発生した後に、実際に後発地震が発生した場合は、県、市町村及び防
災関係機関は、「第2編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。

第6章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が県民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

第2 実施計画

被害想定

○ 富士山が噴火した場合

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。



(出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋)

- その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数 cm の降灰堆積の可能性がある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにいたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が 2 mm より小さな噴出物（2～0.063mm を砂、0.063mm 未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破砕・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（SO₂）、硫化水素（H₂S）、フッ化水素（HF）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる
湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 1,000℃と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる
苦鉄質（シリカに乏しい）マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない
珪長質（シリカに富む）マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

(出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会)

具体的取組

<予防・事前対策>

| |
|-----------------|
| 1 火山噴火に関する知識の普及 |
| 2 事前対策の検討 |
| 3 食料、水、生活必需品の備蓄 |

1 火山噴火に関する知識の普及

(1) 取組方針

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるように、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

埼玉県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

| 区分 | 火山名 |
|------------------|---------------------------------------|
| 噴火レベルが運用されている火山 | 富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近））、草津白根山（本白根山）他 |
| 噴火レベルが運用されていない火山 | 赤城山、榛名山他 |

| 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル | | | |
|--------------------------------|----------------------------|---|-----------------------|
| 名称 | 対象範囲 | 発表基準 | 噴火警戒レベル (キーワード) |
| 噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報 | 居住地域及びそれ より火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 | レベル5 (避難) |
| | | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。 | レベル4 (高齢者等避難) |
| 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | レベル3 (入山規制) |
| | 火口から少し離れたところまでの火口付近 | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | レベル2 (火口周辺規制) |
| 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 | レベル1 (活火山であることに留意) |

| 噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合 | | | |
|--------------------------------|----------------------------|---|--------------------|
| 名称 | 対象範囲 | 火山活動の状況 | 噴火警戒レベル (警戒事項等) |
| 噴火警報(居住地域) 又は噴火警報 | 居住地域及びそれより火口側 | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 居住地域 嚴重警戒 |
| 噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報 | 火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺 | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 入山危険 |
| | 火口から少し離れた所までの火口周辺 | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 火口周辺危険 |
| 噴火予報 | 火口内等 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。 | 活火山であることに留意 |

○噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

○火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

○ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

○ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

③ 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰予報で使用する降灰量階級表

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ |
|-------|------------------|
| 多量 | 1 mm 以上 |
| やや多量 | 0.1mm 以上 1 mm 未満 |
| 少量 | 0.1mm 未満 |

○ 火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

①火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

②月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

③噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる

方向・噴火に伴って観測された火山現象等) を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|----------------|--|
| 県（危機管理防災部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発 ・火山情報の種類と発表基準の周知 ・降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知 |
| 県民 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する火山の噴火警報の理解 ・自分の住む地域の降灰の予測状況の把握 ・マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備 |

2 事前対策の検討

(1) 取組方針

降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|------------|--|
| 県（各部局）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・県民の安全、健康管理等 ・降灰による空調機器等への影響 ・視界不良時の交通安全確保 ・農産物等への被害軽減対策 ・上下水道施設への影響の軽減対策 ・降灰処理 |

3 食料、水、生活必需品の備蓄

(1) 取組方針

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を県民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役 割 |
|----------------|--|
| 県（危機管理防災部）、市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨） |

「第2章 第1 自助、共助による防災力の向上—<予防・事前対策>—1 自助、

共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）（第2編－16ページ）」を準用する。

<応急対策>

| |
|----------------------------|
| 1 応急活動体制の確立 |
| 2 情報の収集・伝達 |
| 3 警備・交通規制 |
| 4 避難所の開設・運営 |
| 5 医療救護 |
| 6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 |
| 7 農林水産業者への支援 |
| 8 降灰の処理 |
| 9 物価の安定、物資の安定供給 |

1 応急活動体制の確立

(1) 取組方針

降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------|---|
| 県（統括部） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策の実施 ・ （必要に応じて）災害対策本部等の設置 |
| 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策の実施 |

(3) 具体的な取組内容

ア 県

県は、降灰による被害が発生した場合、防災機関及び他都道府県などの協力を得て災害応急対策を実施するとともに、市町村及びその他の防災機関が実施する災害応急対策を援助する。

このため必要に応じて災害対策本部を設置し、対応する。

県の災害対策本部体制については、「第1編 総則—第2章—第2節 防災体制（第1編—24ページ）」による。

イ 市町村

市町村は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 取組方針

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|------------|-------------|
| 県（統括部）、市町村 | ・降灰情報の収集・伝達 |

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰に関する情報の発信 【県、市町村】

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは県内に降灰があったときは、県及び降灰があった市町村は、協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

発信手段は、「第2章－第5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備－<予防・事前対策>（第2編－139ページ）」を準用する。

【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報・予報
- ・火山の状況に関する解説情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・噴火速報
- ・降灰予報

イ 降灰に関する被害情報の伝達 【県、市町村】

市町村は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

県及び市町村は、降灰に関する情報を熊谷地方气象台に提供する。

【降灰調査項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・降灰の有無・堆積の状況 ・時刻・降灰の強さ ・構成粒子の大きさ ・構成粒子の種類・特徴等 ・堆積物の採取 ・写真撮影 ・降灰量・降灰の厚さ |
|--|

ウ 降灰に伴う取るべき行動の周知 【県、市町村】

県及び降灰が予測される市町村は、降灰時にとるべき行動を、県民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

※ ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウオッシャー液等で洗い流してから作動させる。

県民への発信に当たっては、即時性の高いメディア（緊急速報メール、X、データ放送など）も活用する。

3 警備・交通規制 【警察本部】

降灰による被害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、県民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期する。

ア 警備

「第2章－第4 応急対応力の強化－<応急対策>－5 警備活動（第2編－119ページ）」を準用する。

イ 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、降灰による視程不良が解消されるまでの間、道路交通の安全を確保するため交通規制を実施する。

4 避難所の開設・運営 【市町村】

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った県民を收容するため、市町村は避難所を開設・運営する。

「第2章－第8 避難対策－<応急対策>（第2編－201ページ）」を準用する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想さ

れる場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

5 医療救護 【県（医療救急部）、市町村】

「第2章―第6 医療救護等対策―<応急対策>（第2編―171ページ）」を準用する。

火山灰による目の痛みや呼吸器系への影響など健康への影響が懸念されるため、対応が必要である。

6 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】

「第2章―第3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保―<応急対策>（第2編―78ページ）」を準用する。

○ 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）では、以下の被害が想定されている。

- ・鉄 道 : 微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行の停止や輸送力低下が発生する。また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・道 路 : 乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の堆積厚で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道の停止に伴う交通量増等による、速度の低下や渋滞が発生する。
- ・物 資 : 一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・人の移動 : 鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・電 力 : 降雨時 0.3cm 以上の堆積厚で碍子の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の堆積厚で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
- ・通 信 : 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリ

アの基地局等非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。

- ・ 上水道 : 原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなったり、断水が発生する。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・ 下水道 : 降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- ・ 建 物 : 降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
- ・ 健康被害 : 降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

- 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

7 農林水産業者への支援 【県（農林対策部）、市町村】

- 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- 火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。
- 河川や養魚池への降灰により、水質が悪化し魚が死亡する可能性があるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対し、被害状況に応じた技術指導等を実施する。

8 降灰の処理

(1) 取組方針

- 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市町村が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- 具体的な処分先及び処分方法については、今後の国の検討状況を踏まえ検討、決定する。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|----------|--|
| 県 | ・ 広域的な処分の調整 ・ 上下水道施設における降灰の除去 |
| 県（施設管理者） | ・ 施設及び敷地内の降灰の除去 |
| 市町村 | ・ 一時的仮置き場の設置 ・ 火山灰の利用、処分 ・ 上下水道施設における降灰の除去 |
| 県民 | ・ 堆積した降灰の除去（宅地等） |
| 事業者 | ・ 堆積した降灰の除去（事業施設等） ・ 一時的仮置き場までの運搬 |
| 道路管理者 | ・ 道路上の除灰の除去 |
| 鉄道事業者 | ・ 鉄道施設内の降灰の除去 |

(3) 具体的な取組内容

ア 降灰の収集 【市町村、県民】

市町村は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

9 物価の安定、物資の安定供給 【県（県民安全部、統括部）、市町村】

(1) 取組方針

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されないよう、県民や事業者には冷静な行動を求める。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|--------------|--|
| 県（県民安全部、統括部） | ・ 買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等 ・ 生活必需品の供給状況等に係る情報提供 |
| 市町村 | ・ 買い占め・売り惜しみをする事業者への監視、指導等 |

(3) 具体的な取組内容

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

<復旧対策>

| |
|------------|
| 1 継続災害への備え |
| 2 その他復旧対策 |

1 継続災害への備え

(1) 取組方針

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が繰り返し、継続して発生する可能性がある。そのため、降灰後は、降雨による土石流による災害防止に取り組む。

(2) 役割

| 機関名等 | 役割 |
|-------|---|
| 県（各部） | ・土石流・泥流対策の実施 |
| 市町村 | ・警戒基準雨量の見直し ・警戒避難体制の確立 ・降雨時の避難の実施 |

2 その他復旧対策

「第2章-第2 災害に強いまちづくりの推進-<復旧対策>（第2編-56ページ）」を準用する。

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

第1 シビアコンディションを設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

第2 シビアコンディションへの対応

震災対策編第1章から第4章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、県民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

第3 シビアコンディションの共有と取組の実施

本県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても県民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。県域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

シビアな状況

県や市町村、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

県民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

② 支援者の犠牲はあってはならない

シビアな状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸間（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発表や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取組を進めていくことが重要です。

課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

③ 火災から命を守る

シビアな状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。

延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にし、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市町村、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

シビアな状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

対策の方向性

- 県の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保するとともに、市町村庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される県庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、県内避難所の環境を向上させるとともに、県民及び他都県民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

⑤ その時、道路は通れない

シビアな状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

対策の方向性

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的道路啓開のシミュレーションを行う。

⑥ 首都機能の麻痺

シビアな状況

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積しています。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出ます。

官公庁施設は耐震化が順次進められていますが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もあります。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることです。

【国が被害想定の中で示している被害シナリオ】

| | |
|-----------|---|
| 発災直後 | 省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。 |
| 1日後～ | 都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。 |
| 更に厳しい被害様相 | 想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。 → 応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。 |

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定です。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移ります。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになります。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければなりません。

課題

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

対策の方向性

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

【埼玉県の支援機能の分析】

- 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」（2013.3）では、さいたま市は候補都市の一つになっている。
- 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。
- さいたま新都心は大宮台地に位置し、地盤が固いことから、想定震度は5強にとどまる。
- さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。
- 国の省庁の機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。
- 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。
- 省庁の代替拠点が首都の近傍に置かれることで、復旧・復興のための取組が迅速に進む。
- 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。
- 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。
- 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物資などを首都に送り込むことが可能である。
- 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。

参考資料

【さいたま新都心周辺における利用可能な資源の状況】

| 機能 | 項目 | 数量 | 利用可能数（推計） |
|------|--------------------|-----------|-----------|
| 執務 | 民間賃貸オフィスビル空き面積（想定） | 111,872人分 | 11,187人分 |
| 宿泊 | 宿泊施設（ホテル）数 | 1,240室 | 74室 |
| 居住 | 貸家・共同住宅の空き住宅数（想定） | 16,376戸 | 3,275戸 |
| 食事確保 | 徒歩可能圏内のコンビニエンスストア数 | 約60店 | - |

出典：内閣府調べ

【霞ヶ関から代替拠点への移動シミュレーション結果（首都直下地震発生時）】

| 都市名 | 札幌 | 仙台 | さいたま | 名古屋 | 大阪 | 広島 | 福岡 |
|---------|--------------|-----|------|-----|-----|--------------|--------------|
| 移動時間（分） | 953 +乗換時間 | 850 | 193 | 696 | 800 | 875 +乗換時間 | 923 +乗換時間 |

出典：内閣府調べ

⑦ デマやチェーンメールは新たな災害

シビアな状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、SNSによる新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくこととなります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

課題

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は震災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

⑧ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

シビアな状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

課題

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

対策の方向性

- 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

⑨ 都心からの一斉帰宅は危険

シビアな状況

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行いました。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計しました。そのうち88万人は東京23区内で被災します。交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になります。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションしました。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となりました。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測されます。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられます。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になります。

課題

- 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

対策の方向性

- 近隣都県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる県民も含め、県内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

⑩ 危険・不便な首都圏からの避難

シビアな状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

⑪ 助かった命は守り通す

シビアな状況

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

対策の方向性

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

⑫ 食料が届かない

シビアな状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後には東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたっていませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市町村、県と合わせた備蓄を十分に行う。

⑬ 災害の連鎖を防止せよ

シビアな状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予測するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。